公立大学
産業技術大学院大学
ADVANCED INSTITUTE OF INDUSTRIAL TECHNOLOGY

AIIT FD レポート　第 25 号

2019年3月

https://aiit.ac.jp/

目　次

第25回FDフォーラム …… 1

2018年度後期「学生による授業評価」結果の概要報告 …… 33

2018年度第１クォータ　教員各自のアクションプラン …… 41

1　共通科目 …… 43

2　情報アーキテクチャ専攻科目 …… 47

3　創造技術専攻科目 …… 61

2018年度第２クォータ　教員各自のアクションプラン …… 73

1　共通科目 …… 75

2　情報アーキテクチャ専攻科目 …… 81

3　創造技術専攻科目 …… 97

2018年度前期　専攻ごとのアクションプラン …… 107

1　情報アーキテクチャ専攻PBL …… 109

2　創造技術専攻PBL …… 110

第25回ＦＤフォーラム

■第25回（2018年度第２回）FDフォーラム■

平成31年２月20日
産業技術大学院大学にて開催

参加者

［招聘講師］

川瀬　真　氏
　横浜国立大学成長戦略研究センター客員教授

［産業技術大学院大学］

川田　誠一	学長	國澤　好衛	産業技術研究科長
小山　裕司	教授	橋本　洋志	教授
板倉　宏昭	教授	池本　浩幸	教授
酒森　　潔	教授	海老澤伸樹	教授
嶋津　恵子	教授	越水　重臣	教授
瀬戸　洋一	教授　FD委員会委員長	前田　充浩	教授
中野美由紀	教授	村越　英樹	教授
成田　雅彦	教授	吉田　　敏	教授
松尾　徳朗	教授	内山　　純	准教授
中鉢　欣秀	准教授	林　　久志	准教授
飛田　博章	准教授	Innella Giovanni	助教
大﨑　理乃	助教	大久保　友幸	助教
黄　　緒平	助教	金箱　淳一	助教
柴田　淳司	助教	佐々木一晋	助教
慎　　祥揆	助教	田部井賢一	助教

■開催内容：

13：30　FD委員会委員長 挨拶　瀬戸委員長
　　学長挨拶　川田学長
　　概要・講師紹介　瀬戸委員長
13：35　講演：川瀬　真　先生
　　「授業と著作権（著作権法改正に伴う授業への影響）」講演
16：30　閉会

産業技術大学院大学　第25回ＦＤフォーラム

平成31年２月20日（水）

○開　　会　　午後１時29分

瀬戸ＦＤ委員長　全員集まったようなので、今回は川瀬先生をお迎えし、第25回ＦＤフォーラムを開催します。著作権ということで、今回は教員と職員の合同のフォーラムとなっています。

最初に、本学学長の川田学長にご挨拶をいただきます。

川田学長　皆さん、こんにちは。先ほど川瀬先生とご挨拶させていただきましたところ、同学年で、学生時代に多分阪急の千里線、どこかで必ずお会いしていたはずで、多分飲み屋でも一緒になった可能性が非常に高いなどという話をしておりました。非常に懐かしい話をさせていただきましたけれども、本日はタイトルにございますように、我々の大学が開学以来全ての授業を原則ビデオで収録し、またそれを学生に配信する。「一般に公開する」という意味ではないのですけれども、「配信する」という中で著作権の扱いについては随分気を使ってきました。ＦＤでも反転学習の講師の先生をお呼びして勉強会を開いたこともあります。いわゆる実時間、双方向の授業以外での授業配信というものが結構教育上重要になってきました。

ただ、そのことだけではないのですが、そういうことがあって著作権法の改正に至るわけです。先ほど、川瀬先生とお話させていただいたのは、知財権というのは極めてわかりやすく、財産権に所属している範疇で、要は自分の財産を守るために他人の財産を守るという、自然法的な考えで当たり前なのですけれども、この場合はいいとか、こういうことは公共の福祉だとか、あるいは教育上だとかとなってきますと、何がいいか悪いかというのは制度設計の話になりますので、このあたりやはりよく理屈というか、どういう背景でこういうものが生まれたかということは、やっぱりわかっておかないと我々もうっかり間違えてしまったり、全て法を熟知して授業設計するわけにいきませんので、先生の本日のお話を伺って、間違いのない授業の編集とか配信ができるようにつながればいいかなと思っております。

それから、本日はちょっと雑談でお話しさせていただいたのは、ネットなんか見ていますと、朝日新聞か何かでダウンロードに関してちょっといろいろ書かれてありました。ちょっとしたＳＮＳの中に知財にかかわるような情報があって、それを単にコピペするだけでもダウンロードになる。これについてはどうなのかと、そんないろんな身近な話もあるかと思います。非常にこの分野でも権威ある業績をお持ちの先生に本日お願いしておりますので、ぜひ皆さんもディスカッションも含めて本日いい午後を、皆さんにとっていいものが獲得できる午後にしていただければと思います。

先生、本当に本日はよろしくお願いします。

瀬戸ＦＤ委員長　簡単ですが、先生の経歴等をご紹介します。

今、川田学長からおっしゃられましたように、関西の出身です。川瀬と川田とちょっと似ていますね、余り関係ないんですけど。文化庁において著作権にかかわる文化業務を経て、2002年から文化庁長官官房著作権課著作物流通推進室長、次いで2011年から2015年まで横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授、2015年から現職、現職というのは、横浜国大の成長戦略研究センター客員教授、それから金沢工業大学虎ノ門大学院客員教授、公益社団法人日本複製権センター理事、ご専門は著作権、特に著作権等の集中管理、コンテンツの流通促進、知的財産権担保ということです。著書も非常に多くあります。最近ですと、「知的財産権を用いた資金提供・調達」という著書等があります。本日のタイトルは「授業と著作権（著作権法改正に伴う授業等への影響）」について２時間ほどお話ししていただきます。ちょっと休みを入れた後、質疑応答ということにしたいと思います。

では、先生、よろしくお願いします。

川瀬講師　皆様、ご紹介いただきました川瀬でございます。よろしくお願いいたします。

私は、今ご紹介いただきましたように、もともとは文部科学省の役人でございまして、特に文化庁の著作権課で著作権行政を長くやっていたものですから、2011年から、横浜国立大学の大学院のほうで知的財産権を教えておりまして、今日に至っております。本日は、瀬戸先生と事前にお話をして、大学におけるさまざまな課題等についてお聞きしたのですが、一つ一つの事柄が非常に大きな問題でして、本日はそのお話の全てを解説することができないので、質疑応答の時間に、皆様ご疑問に思われる事柄があれば質問していただくということで、よろしくお願いいたします。

それで、本日は昨年の５月に著作権法が改正されまして、学校の授業で利用された著作物を一旦複製し、それを公衆送信をするとことなどの授業目的の公衆送信が権利制限の対象になりました。本日はその話を中心にしますけれども、その前に多分本日お見えになっている方は、著作権の専門家ではないと思いますので、まずは本当に簡単なのですが、著作権とは何かということと、あと学校における利用についてどんなことを注意したらいいのかということ、それから最後に今度の法律改正によって皆さんの授業のやり方にどのような影響があるのかということの順で話をしていきたいと思います。

それで、最初ですが、著作権法は非常に難しい法律なので著作権法の条文を読んでもよくわかりませんが、その内容を簡単に説明しておきます。著作権といいますのは、表現の保護です。これ大事です。これを忘れないでください。アイデアは保護しません。反対にアイデアを保護する法律というのが特許法でして、著作権法と特許法は、全く別の法律だと思ってください。著作権法を勉強したから特許法のことが大体わかる。特許法のことを勉強したから著作権法のことが大体わかるというものではございません。全く違うのです。もう入り口のところから違うわけです。つまり著作権というのは表現の保護です。先生

方が書いておられる例えば論文、これは典型的な著作物です。つまり中身が仮に同じことを書いていたとしても、それは先生によって表現は異なりますから、同じものができるということはあり得ないと思います。でも、そこの中に脈々と流れている学説というものについては、A先生とB先生は同じ学説かもわからないわけです。そこは著作権については保護しませんから、論文という表現だけ保護するということになります。実はこのことがあるので特許とは保護の方法に大きな違いがあるわけです。例えば著作物に求められる創作性というのは、創意工夫程度です。高い創作性は求められていませんが、誰が作成しても同じものにしかならないものは著作物ではないということが言えるわけです。

アイデアを保護するというのは非常に危険なことです。誰かが思いついたことを、ほかの人がやろうと思ったら、いやいや、これは俺が最初に思いついたことだから、俺の了解なしにそういうことはやるなと言われると、例えば学者の先生だったら、誰かが最初にある学説を唱えれば、その学説に自分が賛同して自分の論文の一節でその説に従って書こうとすると、その最初に考えた先生の了解がないとできないということになると、これはもう文化というか科学技術の発展を阻害することになります。したがって、特許はそこの弊害がありますから、非常に高度な創作性があるアイデアしか保護をしないという、非常に注意を払っているわけです。その分、著作権は表現の保護ですから、そんなに気を使わなくてもいいということがあります。

よく言われるのが子供の描いた絵や作文も著作物だということです。子供が一生懸命に作ったとしても子供は知識レベルに大きな差がありませんので、できた作品というのは同じようなものにしかならない。例えば私のお父さん、私のお母さんというのを絵に描く、私のお父さん、私のお母さんを作文に書くとすると大体同じ絵や作文になりますが、これは仕方がない。でも、子供は隣の人の絵を見て書き写しているわけじゃなくて、一生懸命自分で書いたけれども、たまたま一緒になる。これは著作権では全く問題ないのです。どういうことかというと、著作権侵害になるためには、他人の著作物にアクセスして模倣するという行為が必要です。これは特許と違うところです。アクセスして模倣するというのが、著作権侵害のある種構成要件になるわけです。したがって、著作権でいう創作性は、余り高いものではない。ただし、誰が書いても同じようなものは著作物ではありません。

それから、これも特許権等の産業財産権とは全く違うところでして、著作物をつくった時点で自動的に著作権が発生をするということです。これは条約で決まっている国際ルールで、日本でもアメリカでもヨーロッパでも、中国でも韓国も変わりません。これは便利です。例えばコンピュータプログラムは著作物だということで各国でも著作権法で保護されていますが、プログラムをつくった時点で何もしなくても170カ国以上で権利が自動的に発生するのです。特許権の場合には、原則各国の特許庁に登録することによって権利が与えられます。しかも、特許を取るためには情報を開示する必要があります。それが著作権は

著作物を創作した時点で権利が自動的に発生しますから、開示する必要がないという非常に便利な法律です。例えば登録とか著作権表示というものは一切不要です。

例えば専門書や文庫本の裏側にサークル、丸を書いてＣという表示があります。それに続いて著作権者名と第一発行年が記載されています。この表示は著作権を主張している表示ですが、過去のアメリカの著作権法では、©表示がないと無断でコピーされても権利を主張できないようになっていました。その名残があって、©表示が活用されていますが、本来はこの表示も必要ありません。また、著作権条約によって全ての先進国とは保護関係にあると考えてください。

それから、近隣諸国でいうと、北朝鮮を除く全ての国と保護関係にあります。台湾を含むって書いているのは、実は著作権の保護のネットワークというのは、ベルヌ条約という一番古い条約のネットワークと、あとはＷＴＯ協定のネットワークがありますが、ベルヌ条約のネットワークというのは、国でないと入れないのです。一方ＷＴＯ協定のネットワークというのは地域でも入れるのです。台湾はベルヌ条約には入っていませんが、ＷＴＯ協定には入っているので、台湾と日本との関係というのは、このＷＴＯ協定の関係で保護されていると考えてください。反対に、北朝鮮は国としてベルヌ条約には入っているのですが、結論から言うと日本は保護していません。なぜかというと、日本は北朝鮮をまだ国として承認していないので、北朝鮮の著作物は日本で保護しないというのが政府の一貫した考え方です。

それから、著作行為というのは個人というか自然人に認められた行為ですが、ただ日本の場合には一定の条件を満たすと法人等が著作者になるという仕組になっています。例えば文部科学省であれば、教育白書というのを発表していますが、その著作名義というのは文部科学省と書いています。つまり公表に当たって法人名義、それ以外にいろんな要件がありますけれども、一番わかりやすいのは公表の際に法人名義になっているようなものについては、これは著作者が法人であり、著作権も法人が持っていることになります。したがって、会社名義とか官公庁名義の資料は、おおむね当該法人が著作者であり著作権者だと考えてもらってもいいと思います。

それから、権利の内容ですが、この表を見てもらったらわかりますけれども、著作者の権利の内容は、２つに分かれています。著作者人格権と財産権としての著作権、学長先生もおっしゃったように、著作権というのは財産権です。例えば特許権、実用新案権、商標権や意匠権のような産業財産権も財産権なのですが、著作権は財産権だけでなく著作者人格権も法律上明記されています。ここが大事なところです。著作者人格権というのは、まさしく著作者の人格的利益を守る権利です。例えば私たちはプライバシーの権利を持っています。これは民法上守られている権利です。また例えば肖像権という権利もあります。肖像権というのは、私たち一般人にとっては自分の姿形をみだりに撮影されないことと、その撮影されたものを自分の了解なしに公表されないという権利であ

ります。よくテレビで例えば犯人がつかまったという映像の中にやじ馬の人がいると、その人がわからないようにしていますが、あれは放送局がやじ馬の人の肖像権に配慮しているわけです。この著作者人格権は、公表権、氏名表示権及び同一性保持権に分かれています。

公表権というのは、未公表の作品を公表するかしないかを決められる権利です。未公表の著作物で典型的なのは日記です。自分が日記を書いて、それを他人が勝手にネットにアップロードしたり、見せたりするということは本人の了解なしにはできません。氏名表示権というのは、先生方が論文を書いた際刊行に当たって自分の名前を付すかどうか、付すとすれば本名で出すのか、それとも小説家なんかの場合だとペンネームで出すか、そのことを決められる権利です。それから、同一性保持権というのは、自分でつくった作品の内容等を勝手に改変されないという権利です。

財産権もこのようにいろんな権利に分かれています。これを支分権と言っているのですが、この著作権というのは、複製権、上演権というのは脚本を上演する際に働く権利です。演奏権というのは音楽を演奏する、上映権というのは、これは映像又は静止画を上映する、あと公衆送信などのように様々な権利から構成されています。

それで、著作者人格権が一身専属権というのは、これは著作者の一身に専属する権利という意味で、本人が存命中だけの権利です。ただし、本人が亡くなったからといって日記を勝手に公表したり、本人の名前を勝手に別の人の名前にしたりすることできません。財産権は、これはもう説明するまでもなく、土地や建物とか、お金と同じですから、他人に譲渡したり、亡くなれば相続の対象になることになります。

それから、保護期間です。著作権は結構長いです。例えば産業財産権と言われるものは結構短い。例えば特許権であれば登録の申請をしてから20年間ですし、意匠権は登録後20年ですが、著作権は死後70年までです。実は去年の12月30日に著作権法が改正され50年から70年になったのですが、後でこのことはまた話します。あと、ここに書いていますように、著作権はまず権利の網をかけて、そこから権利が働かない場合を抜いていっているという、特殊な構造になっています。それは公益目的とか社会慣行とかさまざまな理由によって、こういう場合であれば権利が働かないことにしているわけです。それを権利制限と言っています。つまり著作物利用の円滑化のために、著作権者に無断で利用できる場合があるということです。

著作物については、法律上はこういう例示があります。言語の著作物、それから音楽、舞踊とか無言劇の著作物、これは舞踊家等のパフォーマーについては著作権法で実演家の権利として別途保護されています。したがって、ここで保護されるのは振り付けが保護されるわけです。最近ハワイアンダンスの振り付けが著作物だとして認められたとか、いろいろと話題もあります。あとは美術作品、建築の著作物、建築の著作物なんかは、何が建築の著作物で、何が建

築の著作物でないかというのはわかりにくのですが、簡単に言うと建築家の名前が出ているものは建築の著作物だと思ってください。例えば東京都庁は、丹下健三という建築家が基本設計したので、東京都庁は間違いなく著作物です。それで、例えば丸の内あたりにビル群がありますけれども、こういったところのビルというのは何とか設計事務所が設計しているので、こういうものは建築の著作物とは言わない場合が多いと思います。非常に簡単ですけれども、見分け方としてはそう考えると大体間違いないです。あとは地図、図形とか、あと写真、映画で、プログラムというのはコンピュータプログラムのことです。こういうものが例示であります。財産権についても一つ一つ本当は説明するといいのですが、長くなりますから、こういう権利があるということだけ話しておきます。

著作物を利用するというところに少し重点を置いて説明します。本日お見えになっている特に先生方は二面性があるわけです。つまり論文とか記事とかを書かれているということであれば、権利者というお立場があります。また、学校の教育を担任する者としては、他人の著作物を使って授業を行うという利用者としてのお立場があります。本日は利用者としてのお立場を中心に話をしたいと思います。

先ほど言いましたように、著作権法で保護される著作物を複製等の方法で利用する場合には、著作権者の許諾が必要だということが原則です。著作権は、譲渡とか相続の対象になるので、特に過去の著作物については著作権者探しが大変な場合もあります

例えば、法定相続が何回かありますと、１つの著作権が多数の相続人の共有になっている場合があり、著作物の二次利用が事実上できないこともあります。特に商業的に利用される場合には相続人から著作権侵害だと言われる可能性がありますから、結構利用が難しくなります。

それから、集中管理をされている著作物であれば、管理事業者から許諾を得ることができます。例えば日本音楽著作権協会（ＪＡＳＲＡＣ）の場合ですと、大体世界で管理されている楽曲は3,000万曲以上あると言われていますが、その多くの曲をこの団体が管理しているわけです、海外の曲も含めてきちっと管理されています。

あと、相当の努力を払っても権利者と連絡できず許諾を受けられないという場合には文化庁に申請をして、文化庁が権利者にかわって許諾を出すという権利者不明の場合等の裁定制度もあります。

それから、ここが難しいのですが、例えば著作物をそのまま利用するのは問題が少ないのですが、著作物を加工して利用するという場合があります。言語の著作物というのは例が少ないかもしれませんが、例えば絵画とか、写真で、イラストもそうですね。絵画、写真、イラストがデジタル化されていれば縦長にしたり横長にしたり、背景の色を変えたりすることも簡単にできます。そういう加工をして利用する場合には、先ほど言いましたように、著作者人格権の

問題が生じます。

同一性保持権というのは、著作者の意に反する著作物等の改変ができないという権利です。これはすごく強力な権利です。例えば皆さんは自分の名誉が侵害されたときに名誉棄損で訴えることができます。名誉棄損で訴えた場合に裁判所はどうやって判断するかというと、裁判所は名誉棄損かどうかを社会通念、すなわち一般人の常識で判断します。だから、私が自分の名誉を棄損されたと思い込んでいても、第三者である一般人が見て、名誉を棄損されたと思わない場合は名誉棄損は成立しないわけです。だから、ある程度客観的な要件なのです。著作者人格権の同一性保持権というのは、著作者の意に反する改変ができないわけです。つまり社会通念という尺度ではなく私が嫌だと言えばだめということになるわけですから、改変することに厳しい人であれば、極端に言うと用字、用語を変えただけでもその小説の味わいがなくなるという理由から、著作者人格権侵害を問われる可能性があるということです。

それから、著作権フリーの著作物というのがあります。私も時々使いますけれども、ネット上にはどうぞご自由に使ってくださいといって、例えばイラストとか、それから写真とかがネット上で提供されている場合があります。この場合、本当は著作権者の了解なしに使えないのだけれども、著作権者があらかじめどうぞ自由に使ってくれと言っているわけですから、これは全然問題ないわけです。ただし、この当該条件の範囲内でというのが問題でして、よく注意書きとか、そういうものを読んで、どの範囲で使えるかを調べないとだめです。

つまり完全にフリーで、どうぞご自由に使ってくださいというのであればいいのですが、普通は一定の条件を付していることが多いです。例えば事例としては、これは文化庁が推奨している自由利用マークですが、コピーはいいです、学校で使う場合にはいいです、障がい者のために使うのはいいですという、こういうマークがあります。それから、これは有名ですがクリエイティブ・コモンズのライセンスがありまして、これはもっと細かく分かれていますから、こういう範囲内だったら使ってもいいですよということであれば、例えば非商業的利用であれば使ってもいいですとか、コピーだったらいいです。そのかわり公衆送信はだめですとか、いろんなマークがあるのです。その組み合わせで本人の意思表示をあらかじめするということになります。

次に許諾を求めるための具体的な手続ですが、まず利用したいと思うものが著作物かどうかを確認してください。だから、反対に言えば著作物でなければ少なくとも著作権法の問題は生じませんから著作権侵害に問われることはありません。

それから、わが国で保護される著作物かどうかを確認してください。これは先ほどに言いましたように先進国はもう全部条約に入っています。それから、近隣諸国もほとんど入っています。

それから、保護期間が切れていないかを確認してください。過去の作品を利用する場合、著作権が既に切れている場合があります。

最後に、先ほど話をしたように、35条のような権利制限規定がいくつもありますので、当該規定の適用があるかどうかを確認してください。

この１、２、３、４の確認を確認した上で、必要に応じ利用の許諾をするという手続になるわけです。

では、こういう手続を念頭に置きながら一つ一つ話を進めていきますけれども、まず著作物でないものは利用しても問題ありません。例えば単なるデータ類、例えば日本は地震国ですから、すごい量の貴重なデータがあります。これは世界の地震学者がデータを使いたいと思っており、気象庁もデータは公開しているのですが、それでは公開された地震データというのは著作物かどうかというと、これは著作物ではありません。それとの関連でこのデータを図表とかグラフにしたら著作物なのかということになるのですが、判例では結構著作物としての認定が厳しくて、比較的簡単な図表であれば著作物でないという判断が多いです。判例を読んでみますと、データは著作物ではないですし、アイデアも著作物ではない。そうするとそのデータを簡単な図表にしたら保護されるとすると結果として図表にすることによってデータが保護することになってしまうから、それなりの創意工夫がないと、図形の著作物として保護することはできないというのが裁判所の考え方です。

それから、挨拶状の類です。例えばこの学校からほかの学校に転勤するときに挨拶状を書くとすると、印刷屋さんに行くとひな形があって、どれにしますかと聞かれて、これにしてくださいと言うと、大体文言は同じです。あとは死亡記事です。死亡記事も新聞記者の人が書いていますけれども、どこの新聞社でも何年何月何日に心不全のために、元何とか企業の代表取締役社長の○○氏が亡くなって、お通夜、告別式はいつどこで行われ、喪主は長男の誰かということが書かれています。これも誰が書いても、ちょっとは違うかもしれないけど、ほとんど同じ記述にしかならないので、こういうものは創作性がないということです。また、新聞の見出しです。これは高裁レベルの判例がありまして、ある新聞の見出しを第三者がデータベース化したのですが、それに対して新聞社が訴えたのです。裁判所は、新聞の見出しは基本的には著作物じゃないと判断しました。例えば2025大阪万博とかというのは、誰が考えても同じ用語しかならないので著作物ではないということです。

あと、工業デザインです。これは基本的に意匠法という法律で保護されています。意匠法というのはいわゆる実用品のデザインを保護する法律です。例えばこういう投影機もそうですし、椅子とか机の中には美的創作物であるといえる作品は多くあります。著作権法で保護されているものは非常に限定的で、実用品であっても美術工芸品、例えば柿右衛門の壺というのは、これは壺ですから実用品ですが、このようなものは一品制作で美術品としての価値が高いので、こういうものは著作権法で保護するということになっています。ただ、境界領域は非常にあいまいでいろんな判例があります。

それから、著作物の中には著作権法で権利が否定されているものがあります。

例えば法令です。憲法その他の法令、それから条例とか規則もそうですけれども、こういうものは国や地方公共団体に権利を認めるというよりも、皆さんに自由に使ってもらうということが大事ですから、これは権利が否定されています。それから、告示とか訓令とか通達等の行政文書のたぐいです。事務の方もおられるのでわかると思いますが、例えば東京都から通達とか通知が来ますが、その文書というものは著作物ですが、権利がありません。それから、判決文です。ただし、判例解説は研究者や弁護士さんが書いているものですから、判例解説は違います。

保護期間が切れたものは自由に使えます。原則は生存間及び死後70年までです。長いです。ただ著作者がいつ亡くなったかがわからないものがあります。例えば世の中に名前なしで公表されている著作物、ペンネームとか雅号とかの変名で公表されているものもあります。これらのものは公表後70年までです。ただし、「周知の変名を除く」と書いてあるのは、簡単に言いますと名前と顔が一致する場合です。例えば三島由紀夫さんというのはペンネームですけれども、三島由紀夫というと私のような年代の人は顔と名前が完全に一致していますから、こういうものは周知の変名とし原則に戻り、死後70年までです。

あとは団体名義です。団体名義についても、著作者が自然人か法人かにかかわらず、こういうものは公表後70年までです。映画の著作物も公表後70年です。

それから、保護期間の計算方法は非常に簡単です。暦年計算です。例えば2015年に著作者が亡くなったとしますと、それに70を足して後ろに12月31日を加えればいいということになります。ということはどういうことかというと、12月31日になくなった人と、１月１日に亡くなった人はおおむね１年間保護期間の差が出るということです。

ただし、保護期間には特例措置がたくさんあります。本日は時間の関係もあるので消滅著作権の不復活ということだけ話をしておきます。実は昨年の12月30日にＴＰＰ11協定の発効に伴って著作権法が改正されています。そこで、50年から70年に保護期間が延長されました。ＴＰＰ11協定は、アメリカの離脱後のＴＰＰ協定のことをいいます。実は著作権条約の保護期間の原則は、死後50年です。ただし、先進国グループと言われているＯＥＣＤに加盟している国の中で、50年だったのは日本とカナダとニュージーランドだけでした。また、この３か国は全てＴＰＰ11に入っていますので、この３か国が70年に延長したら、ＯＥＣＤ加盟国は全て70年になるということになります。この保護期間の延長に当たってややこしい話があります。著作権法の原則では、一旦消滅した著作権は復活しないことになっていますので、12月30日前に著作権が消滅している作品の保護期間は復活しません。ということは、保護期間は暦年計算ですから、昭和42（1967）年に亡くなると、1967年に50年足して12月31日を加えると、2017年12月31日で権利が消滅します。これは例えば山本周五郎（作家）とか吉田茂（政治家）が該当しますが、これらの方の著作権は２年前の12月の末日で権利が消えています。そうすると、12月30日に著作権法が改正されて50年から70

年になっても、保護期間は復活せず、消滅したままということになります。

一方、例えば１年違いで昭和43（1968）年に亡くなった場合、これは例えば藤田嗣治（画家）ですが、この人の場合には平成30（2018）年12月31日で権利が消滅することになります。しかし、平成30（2018）年の12月30日時点では著作権は消滅していないので、このような場合は死後70年まで保護されることになります。

次に権利制限についてですが。先ほど言いましたように、著作権制度の構造というのは、まず権利の網をかけ、そこから公益とか社会慣行などの観点から著作権者の利益を不当に害することがないと認められる場合には著作権が働かないということにして自由利用を認めています。これを著作権の制限といいます。

例えば購入したＣＤとか友達から借りたＣＤとかを複製してスマホで聞くとか、または放送番組を録画して別の時間帯に見るということは、私的使用のための複製ということで権利制限の対象になっています。それから、教育機関における授業のための利用もそうです。図書館の複写サービス、それから福祉利用とか、こういうようにして権利が働かない場合を定めていっているというのが特徴です。

幾つかの例を説明すると、まず私的使用のための複製（30条）です。個人又は家庭内もしくは家庭に準ずる限られた範囲内の利用を目的として使用する者が複製するというような場合です。これにはいくつかの例外がありますがこれは私的使用のための複製といいます。

ただし、業務用の利用ということで、例えば回覧された雑誌の記事のコピーを１部とっておいて後で読むというようなケースが考えられますけれども、こういうものは業務用の利用ということで通説、判例は私的使用目的とは言えないとしています。

それから、引用（32条）という利用があります。例えば学術論文を書かれる場合、他人の論文の一部分を引用するということはよくあることです。自分で自説を展開するときに、例えばほかの研究者の著書でこのような主張がされており、この主張はおかしい、またはこの主張には賛成だというような自分の論理を展開するための補強資料として使うというような場合が該当します。引用の要件ですが、１番目の公表された著作物であることというのは、これはある程度の客観的な要件ですが、２番目の公正な慣行に合致するかどうか、それから３番目が引用の目的上正当な範囲で行われるものかどうかというの要件は少し分かりにくいですが、この要件については判例で明らかにされています。

例えば有名な判例はパロディー事件といわれる昭和55年の最高裁判決です。そこでは引用になるためには「明瞭区分性」と「主従関係」が必要とされています。明瞭区分性というのは自分の作品と引用した他人の作品が明瞭に区分されている必要があるということです。つまり私たちが見たときにこれは先生の作品だと、これは別の先生の作品だという区別が明らかになっていることが必

要だということです。あと主従関係というのは自分の作品が主であって、引用する他の先生の作品が従の関係ということです。ただし、最近は総合考慮説ということで、明瞭区分性や主従関係にこだわらずに利用の方法や態様を見て引用かどうかを判断していこうという考え方も有力です。

引用の場合には、これも大事ですが、法律上の義務として出所の明示が必要です。出所の明示というのは、引用をした作品を特定するためのものです。これが後の例ですが、川瀬真「著作権法入門」、○○出版、2015というのは最初の出版年です、そして○ページからとりましたということになります。この例はこれだけ書いておけば、全く問題になりませんという最大限のものです。法律系の論文や記事ですとここまで書いている人は多いです。私もここまで書きます。でも他の分野ですと、もっと簡略化されている場合がありますが、その簡略化された方法はだめということではなくて、その分野ごとの慣行もありますから、それはそれでいいと思います。

実例をこの写真で説明します。この写真を撮った写真家が、このパロディー作家を訴えたのがこの事件ですが、この裁判は引用かどうかだけで争われたわけではなく、例えば著作者人格権の同一性保持権侵害かどうかなどの他の争点もたくさんありました。引用かどうかの争いの中で裁判所は明瞭区分性や主従関係という基準を用いて、本件については引用ではないと判断しました。

次からが、35条についてです。昨年著作権法が改正されました。その改正点の１つですが、教育の情報化の進展に伴いまして公衆送信による授業の普及を図るために権利制限が拡大されました。それで、公衆送信につきましては、権利者の利益を害するおそれがあるため、対面授業の同時公衆送信以外の公衆送信授業については補償金制度を導入しました。改正前の著作権法では先生が授業のために他人の著作物を複製し、それを生徒さんに配付することは権利制限の対象になっていました。それから、もう一つは対面授業の同時公衆送信です。対面授業というのは生徒さんの前で、先生が授業を行うことですが、そこで使われた著作物をリアルタイムで遠隔地の副会場に送るという方法についても無許諾、無償でできるようになっていました。

改正法で認められた利用の１つが、いわゆる対面授業の異時公衆送信です。これは授業で使われている著作物を一旦複製しておいて、それを公衆送信するという方法です。つまり例えば予習とか復習のための利用です。ＩＤ番号とパスワードで、自宅で対面授業の映像等を見ながら自習をする、又は自分が欠席、ちょっと仕事の都合で授業を欠席したので、後で見て勉強するということができるようになりました。また、スタジオ型の授業と言われているものがあります。スタジオ型の授業というのは、学生がいないスタジオで教員が授業を行い、その授業を同時又は異時で送ったりすることも認められます。通信制の学校などはこのスタイルです。

それで、そのような公衆送信には権利者に補償金請求権が認められました。この補償金請求権というのは、一般に許諾権の権利制限の代償措置として権利

者に認められるものですが、例えば大手の予備校が行う全国統一模擬試験のような営利目的の試験問題に他人の著作物を使う場合には、著作権法の36条で権利者に補償金を支払う必要があります。この場合の補償金請求権というのは、利用者と権利者の１対１の関係ですので、この例だと予備校が試験に使った作品の権利者に直接補償金を支払うことになります。

授業における利用については、多種多様の著作物等が大量に利用されるので、１対１の関係で補償金を払うとなると、これは大変です。時間と労力がかなりいることになります。だから、35条の場合は個々の権利者に個別に支払うのではなく、いわゆる補償金管理協会という団体を権利者側に設立させ、その団体を文化庁長官が指定した上で、当該団体が全権利者の補償金請求権を一括管理することによって、教育機関は個々の権利者に補償金を支払う煩わしさから解放されるという制度が採用されています。既に本年の１月22日に「一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会」が設立されて、２月15日に指定されています。

なお、改正著作権法35条の施行は改正法の公布の日である2018年の５月25日から３年以内で政令により定める日です。多分学校の学年歴の関係で４月１日からの施行になると思うので、来年の４月１日か再来年の４月１日のどちらかであると思っています。

補償金の額ですが、これは文化庁の認可制になっています。今一体幾らで認可申請するかについて、関係者に意見を聞いているという段階です。それから、補償金の支払い者ですが、これは著作権法で教育機関の設置者になっていますので、例えば公立の場合ですと、小中の場合には市町村区の教育委員会、それから高校の場合には都道府県の教育委員会、あとは高等教育の場合には大学法人です。国立、公立、それから学校法人、そういったところが支払い義務者ということになります。

改正前はこのような構図なっていました。これが非営利目的の教育機関、本学ももちろん非営利目的の教育機関に入ります。その中で授業目的の利用があって、それから授業目的以外の利用があるわけです。授業目的以外の利用というのは何かというと、例えば職員会議とか教員会議とか、研究会とか研修会とか、保護者会とか学生のサークル活動における著作物の利用というのは、これは授業外の利用ですから、このときに他人の著作物をコピーして配るとか、公衆送信をするということになると原則として権利者の複製権、公衆送信権等が働きます。これが授業目的以外の利用です。授業目的の利用については、複製して配付するというのは、これは従来から権利制限の対象でした。それから、公衆送信に関しては対面授業の同時公衆送信は無許諾、無償でできましたということになります。したがって、それ以外は授業目的であっても著作権者の許諾が必要だと、こういう構図になっていたわけです。

それが改正されると、これに対して公衆送信に関しては、「左記以外の公衆送信」も権利制限の対象になりましたので、簡単に言うと権利者の許諾なしで

も自由に使えるけれども、公衆送信は権利者に与える影響が大きいので補償金を支払はなければならないことになるわけです。したがって、改正前は授業目的であっても権利者の許諾が必要でここに入っていたのが改正後にはここに出てきたというか、これも新たに権利制限の対象になったということになりました。

ただし、35条には権利制限の対象行為となるための様々な要件が定められています。簡単に説明をしますと、まず「学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く）」ということですから、学校教育法上の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、専門学校、各種学校等は入ります。それから教員研修センター等の教員研修施設も同様です。社会教育施設、これは生涯学習センターとか公民館とか、博物館とか美術館など、青少年センターとかも対象です。あと特別法や条例上の学校です。防大とか税務大学校とか、あと職業訓練施設なんかも入ります。

「教育を担任する者」というのは、これは教員等のことをいいます。等というのは、別に正規の教員に限らなくてもいいということです。だから資格とか身分は問いません。例えば教授とか准教授とかという名前が必要だとか、教員免許を持っていないとだめだとか、そういうのはありません。

それから「授業を受ける者」というのは履修者、学習者、受講者等のことです。「その授業の過程における利用」ということですけれども、大学の場合だと大学の設置基準等に基づく教育課程の実施ということで、これは講義だけではなくて、演習とか実習も入ります。対象者は当然履修者等です。「複製」は、有形的に再製する。コピーするということです。

それから、「受信装置を用いて公に伝達」、これはちょっと説明を要するのですが、受信装置を用いて公に伝達というのはどういうことかというと、公衆送信を受信して履修者等に視聴させるということなのです。例えば著作権法上は行為によって権利の働き方が分かれるのです。公衆送信というのは送信設備から公衆に対してのことをいいますが情報を送信するという行為です。そして、この公の伝達というのは、その送信された信号を受信して、公衆に視聴させるということです。補償金の必要なのは、公衆送信行為だけですから、伝達行為は無許諾、無償でできます。ですから、授業を異時公衆送信するというのは補償金が要りますけれども、それをパソコンとかで受信して視聴させることは権利制限の対象で、かつ無償でできます。それと同時に、例えば受信装置がネットにつながっているとしますと、授業でよくネット上の映像見せる場合があります。このような場合も無許諾、無償でできるということになります。

それから、「必要と認められる限度」とか「権利者の利益を不当に害する場合」というのは、これは包括的な概念でもあります。そのどこかの要素、例えば部数が多いので権利制限の対象外ということもあるのですが、このいくつかの要素を総合的に勘案し判断するということも当然あります。５番はこれは分量とか部数、10番は著作物の利用市場との関係で、現在または将来における市

場の阻害要因になり、権利者が得られるであろう利益を不当に害するかどうかで判断をします。例えば例えばビジネス用のソフトですが、一般に事業所にパソコンが何台あるかによって、その分だけお金を払うという方法があります。だから、300台までだったら幾らと、500台までだったら幾らといって使用料を払うわけです。けれども、例えばソフトを１本買ってきて、これを教育のために使うからといって学生用のパソコン全部にそれをインストールするようなことをすれば、これはやっぱり権利者の利益を不当に害するということになります。

また、そもそも学校で使ってもらうためにつくっている教材を、例えば学生分だけ本当は買わなければいけないのだけれども、業者が見本で持ってきたものを、生徒に負担をかけさせたくないからといって、全員分コピーをして配るということも権利者の利益を不当に害することになります。

次に公衆送信の内容ですが、公衆送信とは、まず不特定または特定多数への送信です。法律上定義なしで公衆と規定しているものは、一般に不特定そして結果として多数という意味です。例えば放送法という法律がありますけれども、放送法は公衆の定義がありません。しかし、著作権法では公衆には特定多数を含むと規定しています。つまり著作権法では、不特定の人又は特定多数の人に送信すれば公衆送信権が働くということです。また、放送又は有線放送というのは伝統的な公衆送信です。これは一度に多数の人に同時に情報を提供するという行為です。

一方、インターネット送信、リクエスト型って書いているのは、リクエストがあれば自動的に情報が送信される送信の形態を自動公衆送信といいます。例えば大学のホームページで他人の著作物をアップロードして、それを送信するというような場合です。または、ビデオオンデマンドサービスや音楽配信サービスなども自動公衆送信になります。リクエスト型には蓄積型と入力型があります。例えば蓄積型というのは頭出しができるわけです。例えばユーチューブ、皆さんユーチューブ見るときに、ユーチューブ見たいな、この映像見たいなと思ってクリックすると、頭から見られるでしょう。これ蓄積型の自動公衆送信です。そのかわりニコ生放送。ニコ生放送も実はサーバーに情報が入力されているのですが、連続して情報が入力されていますから、ライブでやっているので、頭出しはできずに途中からしか見られません。このような形態を入力型の自動公衆送信といいます。

ここに書いていますように、これからこの蓄積型の公衆送信を異時公衆送信と思ってください。入力型を同時公衆送信と思ってください。また、送信可能化というのは自動公衆送信に関していうとリクエストがあればいつでも送信できる状態に置くといういわゆるアップロードのことで、このような状態に置くことも、公衆送信の概念に含まれるということです。ですから、ここに書いていますように、「公衆送信（自動公衆送信の場合にあっては送信可能化を含む）」というのは、アップロードした段階で公衆送信をしたことになることを意味し

ています。

これを前提にしてこの表を見ますと、まず対面授業については、対面授業で利用されている著作物をサーバーに入力して、そこから同時に遠隔地ないしは個人に配信することは今まで無許諾、無償でできた部分です。それが著作権法の改正によって、この対面授業で利用されている著作物をサーバーに蓄積をしておいて、例えば時間差でこの大きなモニターや学生が使っているＰＣを用いてその著作物を視聴させたり、著作物を複製させたりすることができるようになりました。

それとは別に、スタジオ型といいまして、対面授業ではなくて、どこかのスタジオで授業を行って、それを同時に送信したり、一旦録音、録画していたものを送信することももできるようになりました。この表の赤い線のところについては従来どおり無許諾、無償でできますけれども、この黒い線ところについては新たに無許諾でできるようになりましたが、補償金の支払いが必要となったわけです。

これから改正法の施行までの間、施行というのは早ければ来年の４月で、もう一つ先になると再来年の４月施行までにまず補償金の額は幾らが適当なのかということを決める必要があります。

それから教育機関における研修等を通じて、著作権法の正しい知識や教育機関における著作物利用のルールについて、正しく理解をしていただくことが大事だと思いますので、法律の施行前後を通じ、研修とか普及をどう展開するのかということも計画する必要があります。

それから、改正著作権法35条の解釈指針です。つまりここに赤い線がありますが、これは図に書いているからわかりやすいのですが、具体的にどのような境目になるのかということです。著作権法35条では様々な条件が定められています。例えば、この表の①では、「学校その他の教育機関」というのは一体どの範囲までをいうのかという問題があります。

それ以外の番号のところも同じ問題があります。特に最後の「権利者の利益を不当に害することとなる場合はこの限りでない」というところの解釈ですが、これも著作物の種類や用途、部数とか態様に照らして考えることになっていますが、それでは具体的にどういう場合が権利者の利益を不当に害するのか、害さないのかということになりますから、このような点についても学校現場の人たちが困らないように解釈指針を整理する必要があるわけです。

それから、35条の対象外の利用に関する許諾環境の整備というのは、これも例えば授業目的であっても権利者の許諾が必要な部分が、この解釈指針で明らかになったと仮にします。そうすると、この35条の対象外の利用については、他の権利制限の対象、例えば私的使用のための複製（30条）とか引用（32条）とか図書館等における複製等（31条）に該当しない利用もあるわけですが、こういうものについては個々の権利者から許諾を得ればいいのかということになるわけです。ですから、その補償金のシステムとは別に、権利者の許諾が必要

な分野についても簡単な手続で許諾が受けられるようなシステムが必要ではないかとの提案があるので、そのようなシステムのあり方についても考えていく必要があります。

このように補償金制度やその周辺の部分について４つの課題があるわけですが、これらについては「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」というのが設置されています。これは非常に画期的なもので、今までは権利者と教育関係者が話し合いをするという場はなかったのですが、このフォーラムは、文化庁と文部科学省のご協力もあって、広く教育機関の関係者に呼びかけて、例えば国立大学協会、公立大学協会も代表を出しておられますし、また教育委員会の関係者も来られて、関係者が一堂に会して、これらの課題について検討を行っているところです。そこで、様々な課題が整理されて、具体策が提案されていくことが期待されています。

ということで、一応私が用意した話はこれで終わりたいと思います。

どうも長い時間ありがとうございました。

瀬戸ＦＤ委員長　ありがとうございました。

ちょっと休憩を入れてから、せっかくですので、皆さん教職員とも著作権についていろいろご質問あると思いますので、この機会にぜひ質疑応答を、20分からでよろしいですか。

川瀬講師　はい。

瀬戸ＦＤ委員長　ちょっと５～６分休み入れて、質疑応答を20分からしたいと思います。よろしくお願いします。

○休　　憩　　午後３時11分

○再　　開　　午後３時19分

瀬戸ＦＤ委員長　先生、そろそろよろしいでしょうか。

川瀬講師　はい。

瀬戸ＦＤ委員長　済みません。質疑応答を始めたいと思います。

教員、職員とも何でも先生に質問してください。何かございますでしょうか。では、私から、以前先生のオフィスに伺ったときに、教育及び研究のほうにも非常に大きなインパクトのある改正、特にビッグデータだとかＡＩとかＩｏＴとかビッグデータ解析だとか、そこでの以後重要なインパクトを持つ法改正だと、あとセキュリティー環境、私セキュリティーが専門関係なんですが、セキュリティーのリバースエンジニアリングしなきゃいけない、そこでも著作権改正が関係していると、30条、47条ですか、その辺の話を追加でお願いします。

川瀬講師　要するにＩＴ関係、情報通信とか情報処理の技術が発展しまして、例えばネットワークの過程で著作物が利用され、またコンピュータの使用の過程で著作物が利用されるということが多くなってきました。例えば典型的な例は検索エンジンです。検索エンジンというのは、世の中にあるインターネット上の情報をコンピュータの記憶装置に全部格納するわけです。それで、そこから情報を整理分析した上でデータベースをつくって、それに基づいて私たちがこう

いう情報を知りたいという検索ワードを入れると、その所在情報を提供してくれるわけです。現物を提供してくれるわけではありません。

そうすると、そこで一番大きいのは著作物がクローリングされて、コンピュータの記憶装置に格納されることになりますけど、その格納という行為が何かというと、これは著作権法上では著作物の複製に該当することになります。それから、例えば通信過程で行われる著作物の利用に関する問題もあります。例えばある箇所で一旦著作物を一時的に複製し、ある条件が整えばその先に送信するというようなことです。それから例えばパソコンでユーチューブを見るときに、ユーチューブというのは基本的にはストリーミングだと言われていますけれども、でもあれは通信速度と自分たちが視聴する時間の乖離がありますから、一旦キャッシュに著作物を複製して、私たちは実はその複製されたものを見ているわけです。そうしないと、回線を私のために長時間あけておくと使用効率が悪いですから、一旦ダウンロードしてそれを見ていることになります。

つまり何が言いたいかというと、デジタル化、ネットワーク化の進展に伴って、ネットワークとかコンピュータの使用過程でさまざまな著作物が複製されたり公衆送信されたりすることがあります。またそれとは別にビッグデータとかＡＩの時代になりますと、世の中のあらゆる情報を蓄積し、そこからＡＩ等を使って新たな知見を求めるというような行為が行われています。そうすると、例えばそのことは私が先ほど説明したように気象庁のデータを大きなスパコンに全部格納させて、そこから新たな予報の方法を求めるのと同様、新たな知見を出すために材料として使われていることになります。著作物も同様です。著作物も１つの材料として使われ、それ分析することによって、新たな知見を求めるということはあるわけです。

つまりコンピュータとかネットワークを活用する過程の中で、さまざまな著作物が利活用されていますけれども、昔の流通みたいに例えば本を出版して、書店を通じて本を提供する。放送番組を放送してみんなに見せるとかではなく、それ以外の使い方が新たな技術によってできるようになったわけです。そうしたときに、通信の効率化のために途中で著作物が複製される、ネットワークの活用を図るために、キャッシュに一時的に著作物をダウンロードするなどの行為に対し一々権利侵害だと主張されたら、新しい情報通信・処理技術を利用したさまざまな行為ができにくくなるということになります。

この場合、権利制限により著作物の円滑な利用を妨げないことに反対はないのですが、権利制限の方法には大きく分けて２通りあります。１つは、アメリカの米国著作権法107条に規定しているいわゆるフェアユース（公正使用）という概念の導入です。そこには利用目的の例示はありますが要するに様々な目的のために著作物を公正使用することは許されるとし、許されるかどうかについては、著作権法に規定している４つの要件に照らして判断するというものです。

もう一つは、日本の伝統的な、つまり大陸法系の著作権法の方法です。つま

り権利制限をするためには、先ほど説明した35条のように、具体的な条件を定めて、その条件の範囲内であれば権利が制限されるというものです。日本は、争いごとについて裁判で解決することを当然とする法文化がありません。したがって、アメリカのようなフェアユース規定を定めて、ＩＴ関係の利用の促進を図るという意見もありましたが、その考えについては反対も多く、日本のような個別制限規定で対応すべきという意見もあり、長い間対立ということではないと思いますが考え方の差があったわけです。

そこで、考えられたのが、権利制限の一般規定又は日本版フェアユース規定という考え方です。つまりアメリカのような一般的なフェアユース規定を日本に移植するのは難しいということで、それを日本になじむようにリメイクして、わが国へ導入してはどうかということです。

ただし、これには大きな壁がありました。著作権侵害は罰則が科されることになっていますが、刑罰法規については、構成要件を明確化しないといけないことになっています。つまり私が行った行為が罪になるかどうか私自身が予測できることが必要です。例えば人のものを盗む、人を殺すという要件というのは誰でも分かります。それを曖昧な要件で権利制限を定めると、私が行った行為が罪になるかどうか私自身がよくわからないというのは法制上問題があるとの指摘があったところです。この権利制限の一般規定又は日本版フェアユースの導入の考えを踏まえ、2012年に著作権法が改正されましたが、内容には触れませんがどちらかというと個別制限規定に近い形の改正になりました。

昨年の著作権法改正では、柔軟な権利制限規定の導入ということで、本年の１月１日から施行されました。それでは柔軟な権利制限というのは何かということですが、権利制限をその内容ごとに３つに分けました。１つは、著作物はその内容を人間が知覚することによって初めて価値が生まれるのですが、例えば先ほど説明した通信過程やコンピュータの使用に伴う著作物の複製等については、著作物の本来の利用とは全く異なり、そのような複製等は原則として権利者の利益を害さない行為です。情報解析のための著作物の利用についても同様です。また、２つめは、これも先ほど説明しましたが、検索エンジンの使用に伴う著作物の利用のように検索結果を表示する際に著作物のごく一部分を表示することがありますが、この場合の著作物の利用は非常に軽微な利用であり、権利者の利益をほとんど害することはありません。３つめは、教育目的や社会福祉目的の著作物の利用のように政策的な観点から私益と公益を調整するために設けられた権利制限です。

このように権利制限の内容を３つに分けた上で、特に１つめと２つめに該当する利用行為については、これまで創設した権利制限規定を整理し、リバースエンジニアリングのための利用等の新たな利用行為を追加した上で、ある程度包括的な要件によって、その他の利用行為についても権利制限の対象にできるように規定をしました。この改正によって、情報の集積とＡＩ等を活用した情報分析などが容易になったと考えられます。

瀬戸ＦＤ委員長　ありがとうございます。

先生、米国のフェアユース、非常にわかりやすいんですが、日本は今回の改正でフェアユースになったんでしょうか。というのはやっぱり日本の法律は非常にわかりにくくて、例えば授業中の資料、著作者の許可を得なくとも使ったっていい。ただし、異時公衆送信においてはその限りでないみたいなことを書いてあるわけです。うちの授業は異時公衆同時送信なんです。だから、その辺のところ、本当に日本ってフェアユースに近づいているのかなというのが、前よりもグレーゾーンが白黒はっきりしましたけれども、そのただし書きの部分は非常に我々の理解しにくいところなんですけど、近づいたんでしょうか。

川瀬講師　近づいてないです。先ほども申し上げましたように、今回の教育機関の著作物利用の拡大については、３つめの種類に該当する改正ですので、個別制限規定の方法によって定められています。１つめ又は２つめの種類に該当する利用については、改正前より柔軟性が大きく前進したと考えられます。

瀬戸ＦＤ委員長　ありがとうございます。

ご質問ございますでしょうか。せっかくですので具体的なもし疑問等ありましたら。

成田　非常におもしろいお話ありがとうございました。幾つかあるんですけど、まず１つは著作権がワールドワイドの法律で保護されているというのは全くそうだなと思います。１つの著作物が日本の法律で保護されているやり方と、ほかの国で保護されているやり方と違うと、できることが違っちゃうんじゃないですか。要は同じような保護のされ方がされていないというのがすごく不思議だなと思います。今のお話もいい例で、例えばアメリカだったらこれをやっても平気だけど日本だったらだめだって、同じ著作物についてあるというのは、すごく奇異に感じ、例えばアメリカだったらこういうことができて、別の国では違うことができるけれども、日本だったらできないで制限されたままだと、同じ著作物に関する扱い、法律が違うということが、例えば企業なんかにとってみると、あるいは研究する人にとってみると損になったり得になったりするのかなと。損になったり、要はできることができなかったら、ほかのところはできて自分ができなかったら、そこの分野は何かできないわけだから損なわけですね。そういうようなことが生じちゃうのかなと、その辺はどんなふうにお考えなのかなというのが１つです。それによく似た話なんですけど、どこの国で保護されているかというのはどんなふうにして決まるんですか。

川瀬講師　先ほど言いましたように、著作権については条約がありますから、最低限の保護のレベルは条約で決まっています。しかしながら、権利制限については、権利者の利益を不当に害さない範囲で各国が独自に定めることができるようになっているので、どうしても国によって権利制限の内容が異なることになります。例えばアメリカのフェアユース規定ですが、130年以上の判例の蓄積を踏まえた上で、1976年の現行法で初めて成文化しました。したがって、アメリカにおけるフェアユース規定には長い歴史的経緯があるわけです。日本も同

じです。したがって、アメリカの制度をそのまま日本の制度として移植することはなかなか難しいということです。

瀬戸ＦＤ委員長　よろしいですか。

成田　ほかの方がありましたら。

瀬戸ＦＤ委員長　ほかの方。今、成田先生、ほかの方に譲りたいという温かいお言葉が。

慎　著作物を利用する大学側の動きはよくわかったんですけれども、著作権者というのは、これ著作物というのは自分何も登録も何もしないで、自分がつくったものが世の中に出ているわけです。その人の権利、お金を集めるのはいいんだけど、どういうふうにその人にそのお金が配分されるんでしょうか。何も言わないとわからないし、自分のつくったものがどこかで使われているかもわからない。

川瀬講師　それはおっしゃるとおりです。したがって、強制管理ですから、世界中の条約で保護する義務がある著作物のあらゆる権利者の権利を、この補償金管理協会が一括して管理するんです。

慎　そこにたまってきますね。

川瀬講師　そうです。補償金の分配については、利用実態調査をやって、その調査からどの著作物がどれだけ使われたかというのを調べ、その調査を元に分配することになります。このような分配方法は大体どの管理事業者でも実施しているので、他の管理事業者の手法を使えばそれほど難しいことではありません。問題は、組織化されている権利者には分配できるのですが、どの権利者団体にも属していない権利者や管理事業者に権利を預けていない権利者については、著作者の名前が分かっても連絡先が分からないという場合も想定され、円滑な分配ができるかどうかという問題があります。

瀬戸ＦＤ委員長　よろしいですか。

慎　わかりました。

瀬戸ＦＤ委員長　職員の方も何か質問あるんじゃないかと思いますけど、いかがでしょうか。日ごろお悩みのことがあるんじゃないですか。ないですか。よろしいですか。

　あとほかに、成田先生、さっき続きがあるということだったんですが、いかがでしょう。

成田　山のようにあります。

瀬戸ＦＤ委員長　じゃ、１つ。あと時間５分ぐらいです。

成田　じゃ５分ぐらいでお答え願えるものだけをちょっと、例えば私がホームページで江戸時代の浮世絵を張りたいなと思ったとします。そういうときに、どういうふうにすると著作権で問題にならないかなというのをちょっとお聞きしようかなと思ったんです。例えばさっきの例だと、どこかの画集から持ってきたとか、そういうときはというようなお話もあったんですけど、余りその辺のところが私としてはよくわからないんで、もし……

川瀬講師　今のご質問だと、江戸時代の浮世絵は著作権がありませんので、自由に使えるということになります。例えば出版社が発行している歌麿の全集から作品をカラーコピーして、それをホームページへ張りつけても、著作権の問題は原則生じません。

成田　昔のものを写真で撮ったものを出したという人のものをコピーするというのは、コピーでそれを持ってくるというのは、その写真を撮った時期とか、そういうのには関係するんですか。

川瀬講師　著作権法の考え方では、平面的なものを写真に撮った場合には、写真の著作権は新たに発生しないというのが通説です。だから、絵画を写真に撮って、それが出版社によって出版物として販売されたとしても、その撮った写真家の権利は発生しません。そのかわり彫刻のような立体的な作品は光の当て方とか、撮る角度、絞りをどうするかというところに創意工夫があれば、彫刻を撮った写真の著作権が問題になることになります。

成田　立体的なものを自分で撮っちゃえばいい、自分で撮影しちゃえばいいわけですね。

川瀬講師　そういうことです。自分で撮影すれば著作権の問題は生じません。そのかわり、撮影禁止のところで写真撮ったりすると、著作権法上問題じゃなくて別の問題が起こってくるので、余りされないほうがいいと思います。

瀬戸ＦＤ委員長　されないように注意してください。

ほかにございますでしょうか。

大﨑　法律の施行タイミングについて伺いたいんですけれど、お話の中ではまだ施行されていなくて、来年になるかどうかっておっしゃっていたんですが、文化庁の公示、去年の５月に出た公示だと、ことしの１月１日から一部を除いて施行しますということが書いてあって、どこの部分が施行されていて、どこの部分が施行されないのか、本日のお話の部分はまだ施行されないと理解していいのかというのを伺いたかったんですが。

川瀬講師　それはもし正確に知ろうと思うと、５月に成立した改正法の附則の１条に施行期日が定めてあります。文化庁のホームページを見れば分かりますが基本的に35条以外の改正事項は、本年の１月１日に施行されています。したがって、35条は去年の改正著作権法の公布の日である５月25日から３年以内で政令によって定める日ということになっております。政令で定める日ですが、大体学校の学年暦は４月から翌年の３月までですから、途中で施行すると計算がややこしくなりますから、多分来年か再来年の４月１日施行だと思います。

大﨑　はい。それまでは旧著作権法の範囲になるということなので、異時と違うタイミングで公衆配信をして……

川瀬講師　対面授業の同時公衆送信以外は、権利者の許諾を得てやらないとだめです。

大﨑　だめということですね。ありがとうございます。

瀬戸ＦＤ委員長　ありがとうございました。

私のほうから２点ほど、今回フォーラムに当たり、ほかの大学どういうことやっているのかなと調べたら、広島大学は何かメディアセンターがあって、教員のスライドをチェックして著作権の問題があるかどうか、許諾が必要な場合はそのメディアセンターが代表してやるとか、教員が学会発表するときも、著作権の問題がないか、そういうメディアセンターがチェックしているような組織ができていたんです。それは非常にいいなと思ったんですが、こういう傾向というのは広がっていくでしょうか。山梨大学と広島大学がそういう取り組みをやっていたんです。

川瀬講師　多いです。例えば早稲田大学なんかもそういう仕組みにされています。

瀬戸ＦＤ委員長　首都大学東京も１つぐらいあってもいいのかなというふうに私は思いました。

２点目は、最後のスライドの当面の課題というところに、フォーラムでいろいろ35条について検討中だと、大体大学でやっていくことというのは、我々がやっていくことというのは、教えるときに何を、ほかの著作物をスライドに使ってとか、あるいは論文こうだとか、大体同じなんです。だから、こういうガイドラインが一つあると非常にありがたいんですが、大学用の著作権に関するガイドラインみたいのはできるんでしょうか。できるとしたら、いつごろできるんでしょうか。

川瀬講師　さきほど話をしていましたように、35条の解釈指針は、現在検討中です。

瀬戸ＦＤ委員長　それは文化庁のほうですか。

川瀬講師　いや、この解釈指針は、権利者側と利用者側が話し合って決めることになっています。

瀬戸ＦＤ委員長　役所のガイドライン、非常にわかりにくいんです。

川瀬講師　法律の中でも行政法の場合は、行政権の行使という側面がありますので、行政庁がガイドラインを決めることが多いのですが、著作権法は、私人の権利を規定している法律なんで私法ですから、このような形式でルール作りをしようということになっています。

瀬戸ＦＤ委員長　一般的にいうとそうですね。２年ぐらいですか。

川瀬講師　ある程度わかりやすいものが出てくると考えています。今双方が努力しているという状況です。

瀬戸ＦＤ委員長　ありがとうございました。

それでは、非常に長い時間ありがとうございました。

では、最後に先生に拍手をお願いいたします。

川瀬講師　どうもありがとうございました。

瀬戸ＦＤ委員長　アンケートをお配りしていますんで、アンケートのご協力お願いいたします。

○閉　　会　　午後４時05分

授業と著作権
（著作権法改正に伴う授業への影響）

横浜国立大学成長戦略研究センター
客員教授　川瀬　真

1

1　著作権問題を考える場合のポイント

□著作権は表現の保護であり、アイディアは保護しない。　☆論文と学説

□著作物に求められる創作性は、創意工夫程度。
☆高い創作性は求められていないが、誰が作成しても同じものにしかならないものは著作物ではない

□著作権は著作物を創作した時点で自動的に発生。しかも、その瞬間に著作権条約に加入している約170か国でも自動発生。
　☆登録、著作権表示等は不要

□著作権条約により全ての先進国とは保護関係あり。近隣諸国では、北朝鮮を除く、すべての国と保護関係にあり（台湾を含む）。

2

□わが国では、法人等が著作者になる場合がある（職務著作、法人著作）。
☆会社、官公庁名義の資料はおおむね当該法人が著作者であり著作権者。

□著作者の権利は、著作者人格権と著作権（財産権）に分かれる。☆人格権は一身専属権

□著作権の存続期間は、原則著作者の死後70年まで。団体名義、無名・変名の場合は、公表後70年まで。映画は公表後70年まで。

□著作物利用の円滑化のため、著作権者に無断で利用できる場合がある（著作権の制限）

3

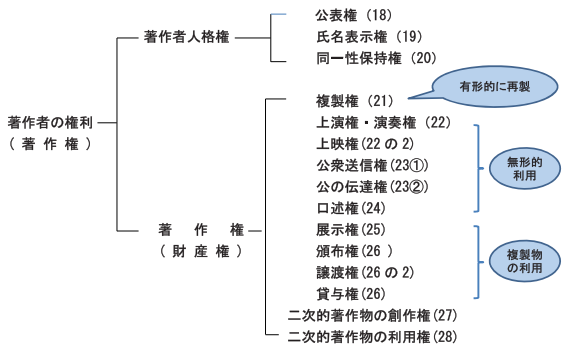
（参考1）著作物の例示（10条1項）

▲言語の著作物
☆具体例　小説、脚本、論文、講演
▲音楽の著作物
▲舞踊・無言劇の著作物
☆振付が保護
▲美術の著作物
☆具体例　絵画、彫刻、版画
▲建築の著作物
▲地図・図形の著作物
☆具体例　図表、図面、模型
▲写真の著作物
▲映画の著作物
▲プログラムの著作物

4

（参考2）

著作者の権利の一覧



5

2　著作物の利用

□原則

わが国の著作権法で保護される著作物を複製等の方法により利用する場合は、著作権者の許諾が必要。

▲著作権（財産権）は譲渡、相続の対象になるので特に過去の著作物については著作権者探しが大変な場合もある

▲集中管理されている著作物であれば管理事業者から許諾を得ることができる場合がある
　例　日本音楽著作権協会（JASRAC）

▲権利者が不明で連絡ができない等の場合は、文化庁裁定制度（強制許諾）を利用できる（67条から74条）

6

▲著作物の加工

☆著作者人格権（同一性保持権　20条）により、著作者の意に反する著作物の改変（変更、削除等）は原則無断でできない。

7

□著作権フリーの著作物の利用

▲著作権者が著作物の自由利用を認めているものは自由に使ってよい。

▲一定の条件を付して自由利用を認めている場合は、当該条件の範囲内で自由に使ってよい。

事例



文化庁自由利用マーク

クリエイティブ・コモンズ・ライセンス

https://creativecommons.jp/licenses/

8

3　著作物利用の手続き

著作物かどうかを確認する

↓

わが国で保護される著作物かどうかを確認する

↓

保護期間が切れていないか確認する

↓

権利制限規定の適用がないか確認する

↓

利用の許諾を得る

9

4　著作物でないもの

□次のような作品はおおむね著作物でないので、利用したとしても著作権法上の問題はない

☆　単なるデータ

☆　あまり複雑でない図表・グラフ

☆　誰が書いても同じようにしかならない文章

例　薬の効能書、挨拶状、死亡記事、お知らせ記事（通常の新聞記事は著作物）

☆　新聞等の見出し

☆　工業デザイン作品（着物の柄、電気製品、自動車等実用品）＜但し例外もある＞

10

5　著作物だが保護されないもの

□著作権法で権利性が否定されているもの

▲法令、告示・訓令・通達等の行政文書、判決文等（13条）

□条約上保護されないもの

▲先進国はすべて保護。近隣諸国では北朝鮮の著作物以外は保護。

☆北朝鮮は日本と国交がないため

11

□保護期間が切れたもの（51条～58条）

☆原則　生存間及び死後70年まで

☆例外　無名・変名（周知の変名を除く）・団体名義の著作物は、公表後70年まで

映画の著作物は公表後70年まで

＊未公表の時は、死後70年の経過が明らかであればその時まで（無・変）、創作後70年まで（団、映）

☆計算方法　暦年計算

2015年死亡＋70年＝2085年12月31日

☆特別措置　旧法との調整、戦時加算、消滅著作権の不復活、保護期間の相互主義など

12

（特例措置の例） 消滅著作権の不復活

▲TPP11協定の発効に伴い、2018.12.30に改正著作権法が施行され、保護期間が50年から70年に改正された（映画の著作物を除く）

▲ただし、12.30前に著作権が消滅している著作権は復活しない

▲具体例（原則）

1967（昭和42）年死亡　1967年＋50＝2017年12月31日
例　山本周五郎（作家）　吉田茂（政治家）

1968（昭和43）年死亡　1968年＋50＝2018年12月31日
例　藤田嗣治（画家）

☆1967年までに死亡した者は消滅

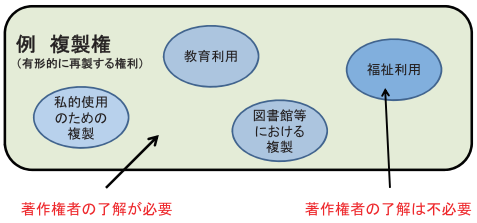
☆1968年に死亡した者は死後70年まで保護

▲映画の著作権は、2003年に公表後50年から70年に保護期間の延長が行われたが、その時点でも同様のことが起こっている

☆施行は、2004年1月1日であるので、1953（昭和28）年までに公表しているものは消滅

13

6　著作権の制限



著作権法では、書籍、雑誌、音楽、ソフトウェアなどを複製する行為は、原則著作権者の了解が必要としたうえで、**公益、社会慣行など著作権者の利益を不当に害することがない場合は著作権が働かないこととし、自由利用を認めている**（著作権の制限）

14

例1　私的領域

▲「私的使用のための複製」【30条】と企業・団体における内部利用のための複製

私的使用のための複製【30条】

【原則】
1　私的使用目的
　＊個人又は家族若しくは家族に準じる範囲内での使用を目的
2　使用する者が複製
　＊業者に委託して複製するのは対象外
【例外】　業者の設置機器でコピー、技術的保護手段の回避コピー
　違法サイトからのダウンロード

社員の執務参考資料として出版物を複製するのは「私的使用目的」？

業務に使用するためであれば、「私的使用目的」とはいわない（通説・判例）

15

例2　引用（32条1項）

▲引用（狭義）は、長年の社会慣行を踏まえた包括的な規定であり、次の3要件が必要（1項）

1　公表された著作物であること

2　公正な慣行に合致すること

3　報道、批評、研究その他引用の目的上正当な範囲で行われるものであること

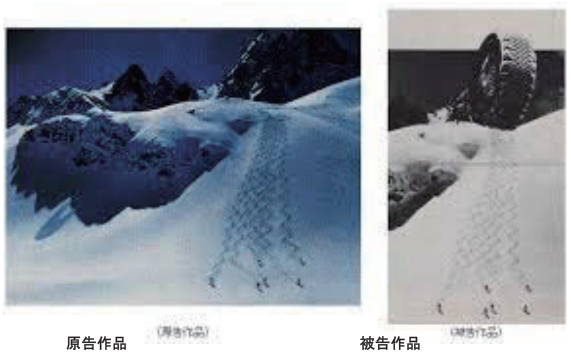
☆**明瞭区別性、主従関係**については判例あり（パロディー事件最高裁判決（S55.3.28））

☆近時**総合考慮説**に基づく判例あり（絵画鑑定書事件知財高裁判決（H22.10.31）

☆原則「出所の明示」が必要
例　川瀬真「著作権法入門」（○○出版、2015）　○頁

16

（参考）パロディー事件最高裁判決（S55.3.28）
☆明瞭区別性と主従関係



原告作品　　被告作品

17

6-2　教育機関における複製・公衆送信

□改正著作権法35条のポイント

▲教育の情報化の進展に伴い、公衆送信による授業の普及を図るため権利制限を拡大
（別図参照）

▲公衆送信については、権利者の利益を害するおそれがあるため、対面授業の同時公衆送信以外の公衆送信授業について補償金制度を導入

18

▲補償金の請求から受領までの方法

☆本来個々の権利者に与えられた補償金請求権は、文化庁が指定する指定管理団体があるときは当該団体が一括管理（強制管理）

＊既に「一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会」が設立・指定

☆補償金の額は認可制（現在申請金額を調整中）

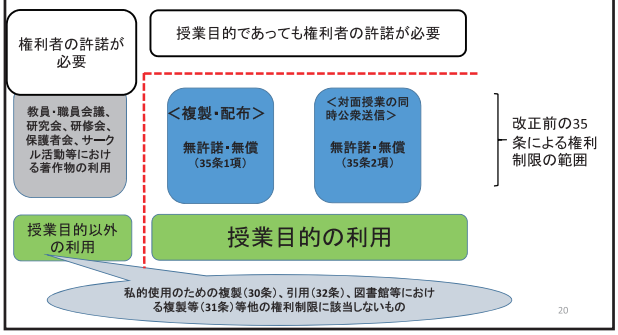
☆補償金の支払者は教育機関の設置者（改正法35条2項）

▲改正法の施行

☆2018.5.25（公布の日）から3年以内で政令で定める日から施行

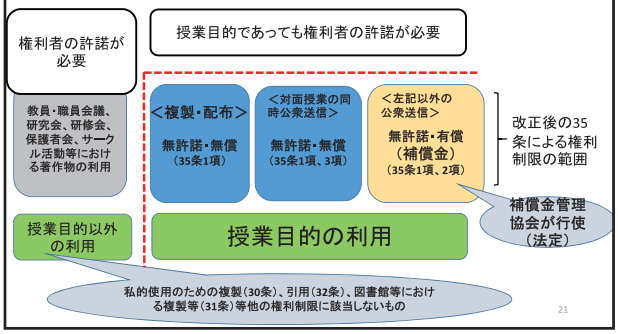
19

改正前の35条の構造（複製・公衆送信）



20

改正後の35条の構造（複製・公衆送信）



21

改正著作権法35条1項の条文

①学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において②教育を担任する者及び③授業を受ける者は、④その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その⑤必要と認められる限度において、⑥公表された著作物を⑦複製し、若しくは⑧公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。以下この条において同じ。）を行い、又は公表された著作物であつて公衆送信されるものを⑨受信装置を用いて公に伝達することができる。ただし、⑩当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない

22

35条1項の解釈

①学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）

例　学校教育法上の学校（幼・小・中・高・大、高等専門学校、専門学校、各種学校等）、教員研修施設、社会教育施設（生涯学習センター、公民館、博物館、美術館等）、特別法上の学校（防衛大、税務大等）、職業訓練施設

②教育を担任する者　教員等（資格、身分等を問わない）

③授業を受ける者　　履修者

④その授業の過程における利用

大学の場合　大学設置基準等に基づく教育課程の実施（講義、演習、実習）。対象は履修者

⑦複製　　有形的に再製すること。　例　コピーして配布

23

⑨受信装置を用いて公に伝達

☆公衆送信を受信して履修者に視聴させること

⑤必要と認められる限度　⑩当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない

☆包括的概念

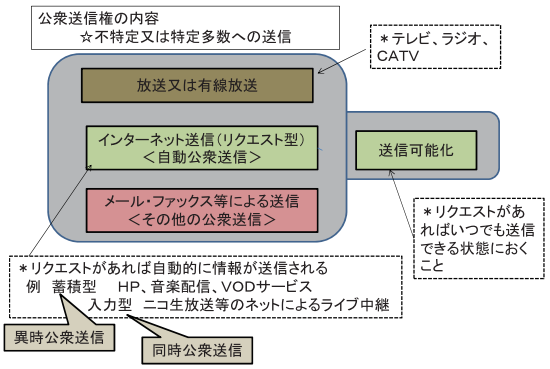
☆⑤は著作物の分量、部数等

☆⑩は著作物の利用市場との関係で、現在又は将来における市場の阻害要因になり、権利者が得られるであろう利益を不当に害するかどうかで判断

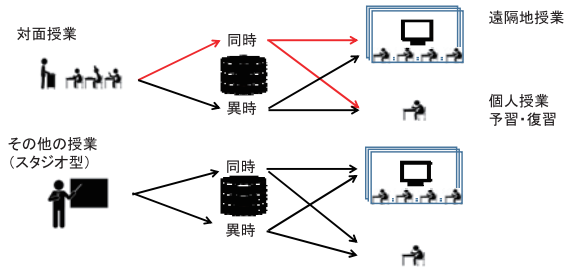
例　商業用ソフト、学校向教材

24

⑧公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む）



25



☆対面授業の同時公衆送信　　無許諾・無償
☆それ以外の送信（今回改正）　無許諾・有償（補償金）

26

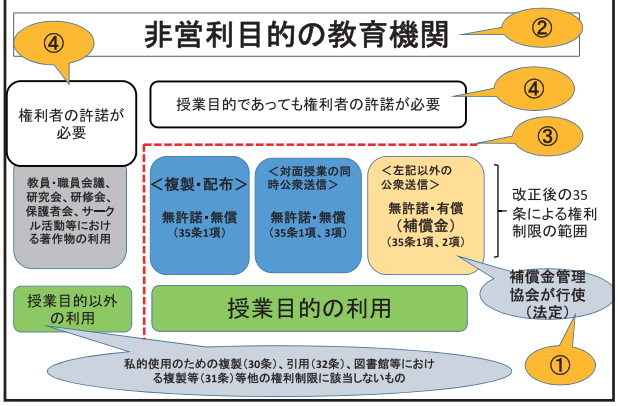
当面の課題

① 補償金の額
② 教育機関における研修・普及啓発
③ 改正著作権法35条の解釈指針（ガイドライン）
④ 35条の対象外の利用に関する許諾環境の整備

著作物の教育利用に関する関係者フォーラムで検討中
（権利者、教育機関関係者、有識者により構成）
https://ictconnect21.jp/news_181206_001/

27

改正後の35条の構造（複製・公衆送信）（再掲）



ご清聴ありがとうございました

29

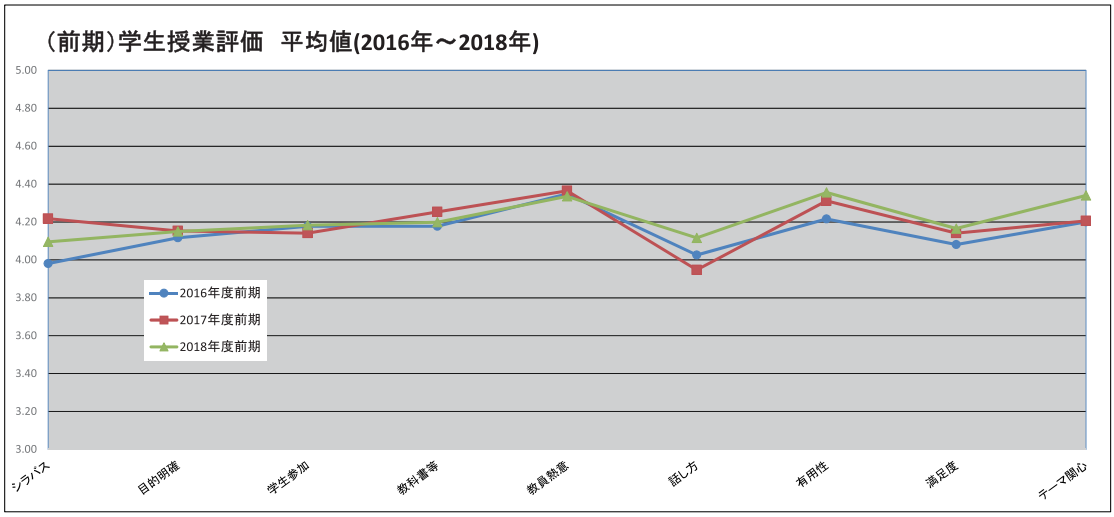
2018年度前期「学生による授業評価」
結果の概要報告

分析グラフ

35ページから38ページのグラフと表は、39ページから40ページに示したアンケートの回答を以下のとおり数値化し、平均値をグラフ化したものである。
「５：強くそう思う」「４：そう思う」「３：どちらとも言えない」
「２：そう思わない」「１：全くそう思わない」

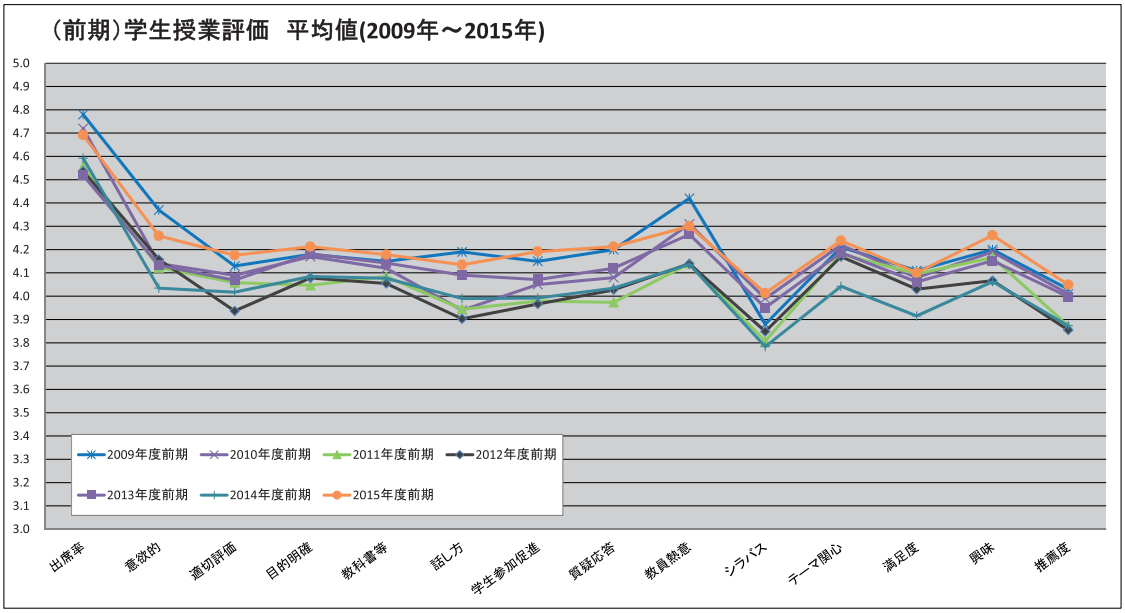
【情報アーキテクチャ専攻(前期)】
前期学生授業評価平均値

設問	出席率	意欲的	難易度	シラバス	目的明確	学生参加	教科書等	教員熱意	話し方	有用性	満足度	テーマ関心	モチベーション	負担	理解度	バランス
2016年度前期	4.66	3.63	3.18	3.98	4.12	4.18	4.18	4.35	4.03	4.22	4.08	4.20	2.23	2.58	2.28	2.51
2017年度前期	4.70	4.18	3.34	4.22	4.15	4.14	4.25	4.36	3.95	4.31	4.14	4.21	2.19	2.55	2.29	3.01
2018年度前期	4.85	3.94	3.43	4.10	4.15	4.18	4.20	4.34	4.12	4.36	4.16	4.34	2.18	2.55	2.29	2.90



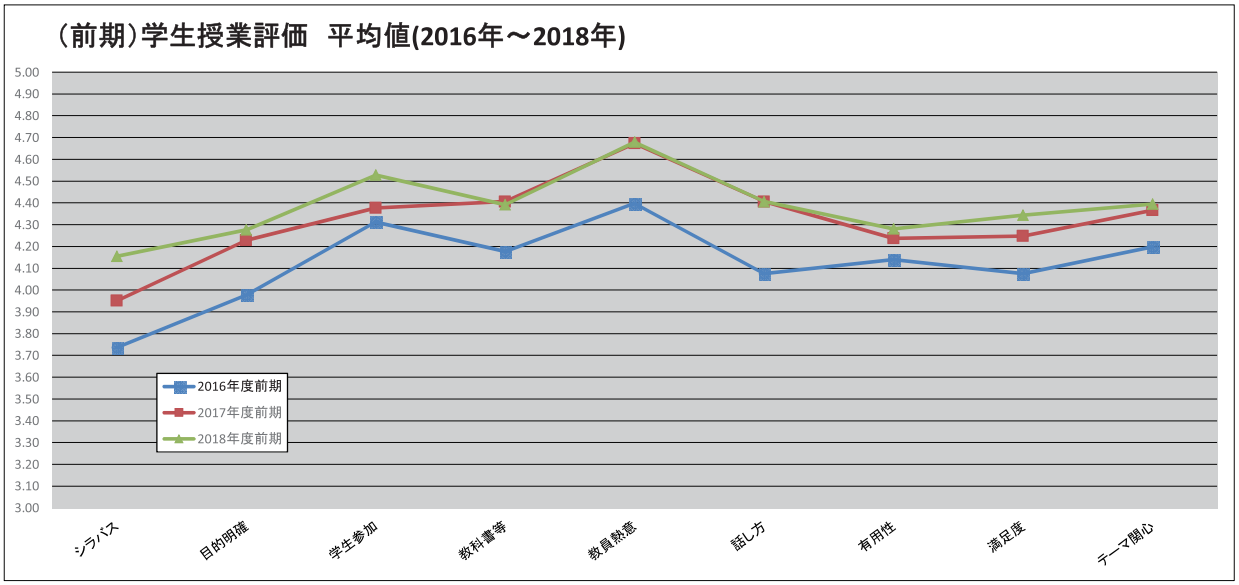
【情報アーキテクチャ専攻(前期)】
前期学生授業評価平均値

設問	出席率	意欲的	適切評価	目的明確	教科書等	話し方	学生参加促進	質疑応答	教員熱意	シラバス	テーマ関心	満足度	興味	推薦度	難易度
2009年度前期	4.78	4.37	4.13	4.18	4.15	4.19	4.15	4.20	4.42	3.88	4.21	4.11	4.20	4.03	3.36
2010年度前期	4.72	4.14	4.09	4.17	4.12	3.94	4.05	4.08	4.31	3.99	4.22	4.08	4.19	4.01	2.60
2011年度前期	4.56	4.12	4.06	4.05	4.08	3.94	3.98	3.97	4.14	3.81	4.18	4.10	4.17	3.87	2.58
2012年度前期	4.54	4.16	3.94	4.08	4.05	3.90	3.97	4.03	4.14	3.85	4.17	4.03	4.07	3.85	2.55
2013年度前期	4.52	4.13	4.07	4.18	4.14	4.09	4.07	4.12	4.27	3.95	4.19	4.06	4.15	4.00	2.58
2014年度前期	4.59	4.03	4.02	4.08	4.08	3.99	3.99	4.03	4.14	3.78	4.04	3.92	4.06	3.87	2.55
2015年度前期	4.69	4.26	4.18	4.21	4.18	4.13	4.19	4.21	4.30	4.01	4.24	4.10	4.26	4.05	2.64

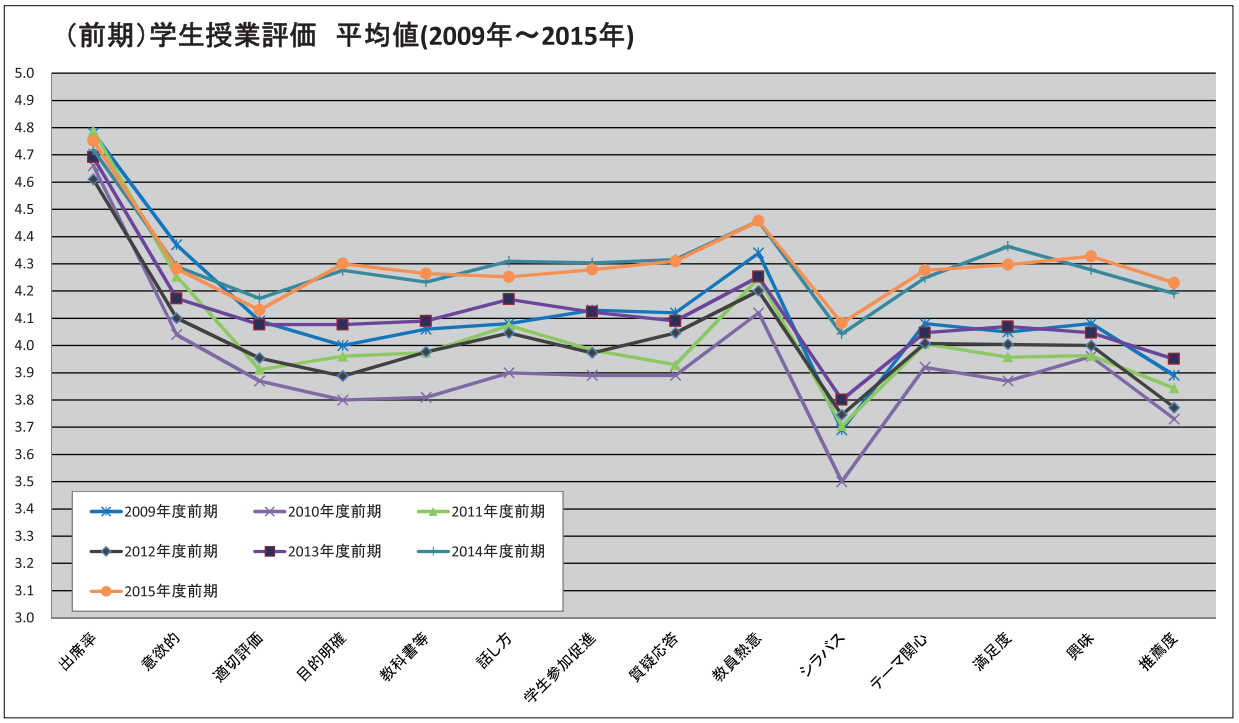


【創造技術専攻(前期)】
前期学生授業評価平均値

設問	出席率	意欲的	難易度	シラバス	目的明確	学生参加	教科書等	教員熱意	話し方	有用性	満足度	テーマ関心	モチベーション	負担	理解度	バランス
2016年度前期	4.47	3.27	3.06	3.74	3.98	4.31	4.18	4.40	4.08	4.14	4.08	4.20	2.09	2.35	1.98	2.09
2017年度前期	4.80	4.22	3.15	3.95	4.23	4.38	4.41	4.67	4.41	4.24	4.25	4.37	2.02	2.38	2.08	2.44
2018年度前期	4.83	4.04	3.42	4.15	4.28	4.53	4.39	4.68	4.41	4.28	4.34	4.39	2.14	2.34	2.16	2.36

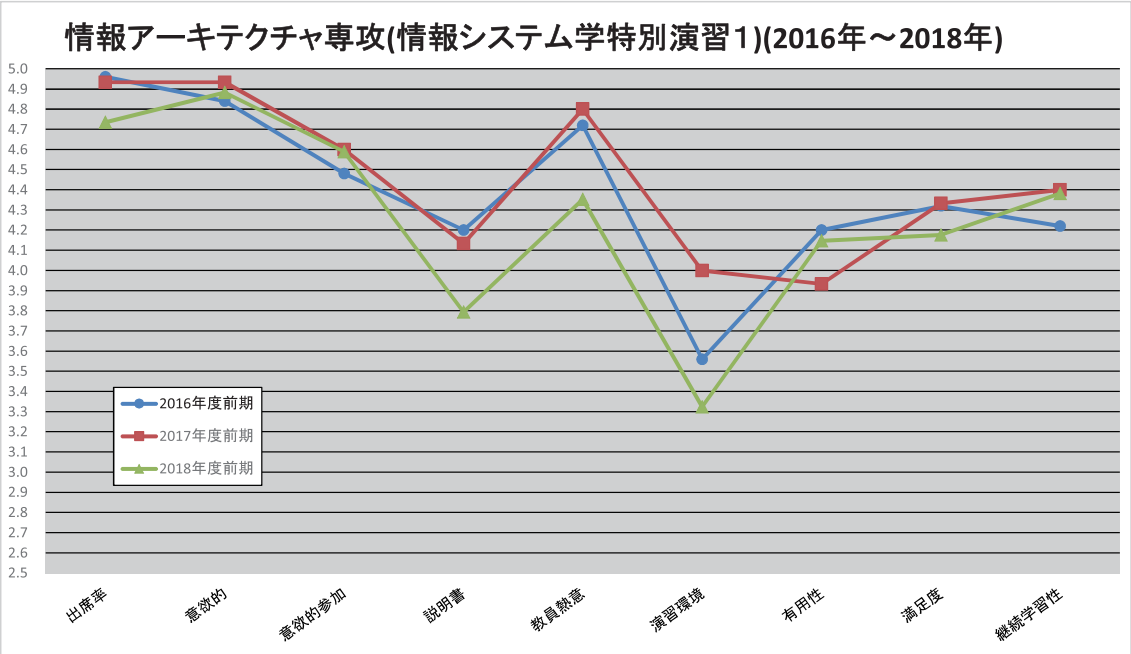


設問	出席率	意欲的	適切評価	目的明確	教科書等	話し方	学生参加促進	質疑応答	教員熱意	シラバス	テーマ関心	満足度	興味	推薦度	難易度
2009年度前期	4.78	4.37	4.09	4.00	4.06	4.08	4.13	4.12	4.34	3.69	4.08	4.05	4.08	3.89	3.41
2010年度前期	4.66	4.04	3.87	3.80	3.81	3.90	3.89	3.89	4.12	3.50	3.92	3.87	3.96	3.73	2.51
2011年度前期	4.79	4.25	3.91	3.96	3.97	4.07	3.98	3.93	4.25	3.70	4.01	3.96	3.96	3.84	2.55
2012年度前期	4.61	4.10	3.95	3.89	3.98	4.05	3.97	4.05	4.20	3.75	4.01	4.00	4.00	3.77	2.52
2013年度前期	4.69	4.17	4.08	4.08	4.09	4.17	4.12	4.09	4.25	3.80	4.05	4.07	4.05	3.95	2.58
2014年度前期	4.72	4.29	4.17	4.28	4.23	4.31	4.30	4.32	4.46	4.04	4.25	4.36	4.28	4.19	2.61
2015年度前期	4.75	4.28	4.13	4.30	4.26	4.25	4.28	4.31	4.46	4.08	4.28	4.30	4.33	4.23	2.51

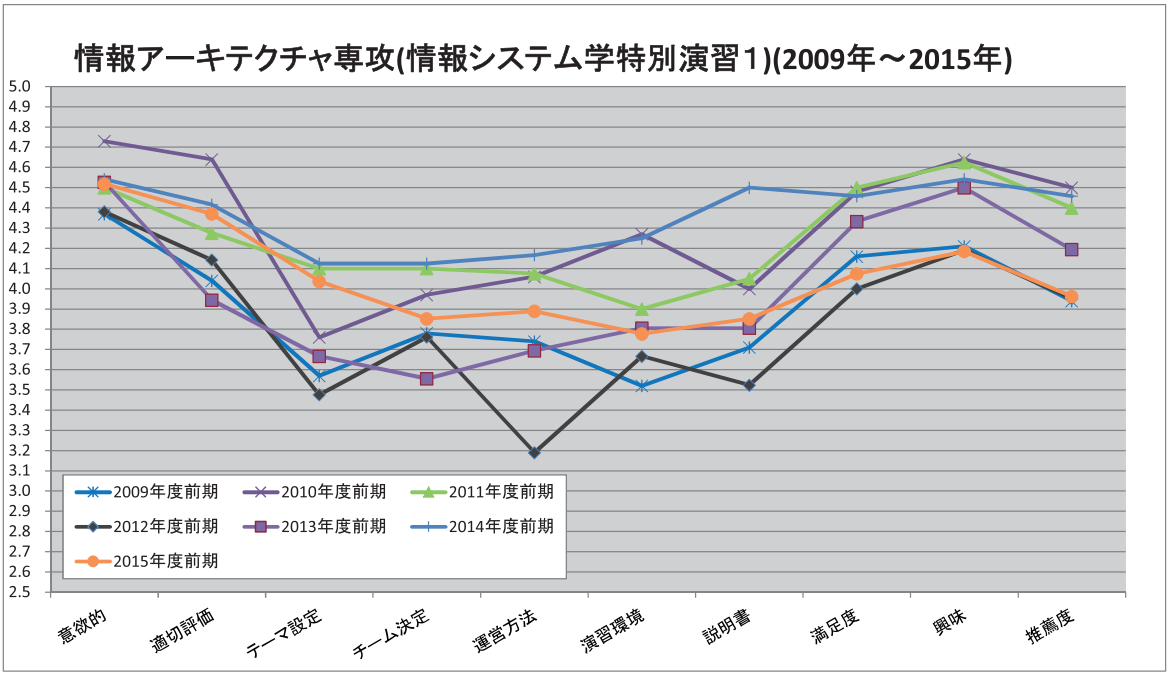


【情報アーキテクチャ専攻 （情報システム学特別演習１）】

設問	出席率	意欲的	意欲的参加	説明書	教員熱意	演習環境	有用性	満足度	継続学習性
2016年度前期	4.96	4.84	4.48	4.20	4.72	3.56	4.20	4.32	4.22
2017年度前期	4.93	4.93	4.60	4.13	4.80	4.00	3.93	4.33	4.40
2018年度前期	4.74	4.88	4.59	3.79	4.35	3.32	4.15	4.18	4.38

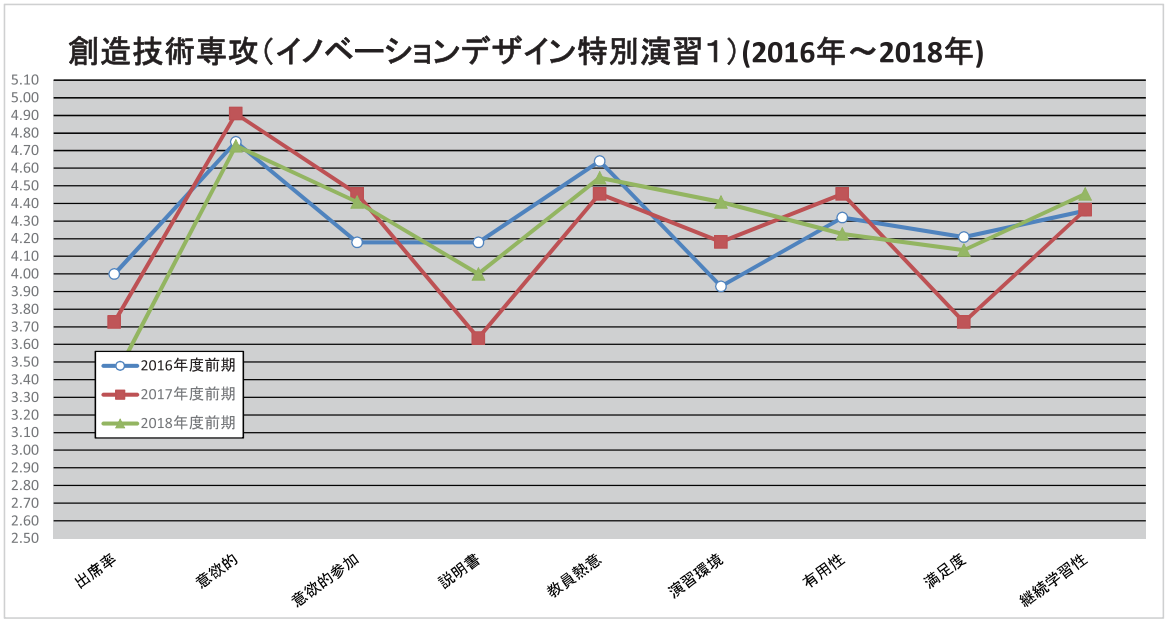


設問	意欲的	適切評価	テーマ設定	チーム決定	運営方法	演習環境	説明書	満足度	興味	推薦度
2009年度前期	4.37	4.04	3.57	3.78	3.74	3.52	3.71	4.16	4.21	3.94
2010年度前期	4.73	4.64	3.76	3.97	4.06	4.27	4.00	4.48	4.64	4.50
2011年度前期	4.50	4.28	4.10	4.10	4.08	3.90	4.05	4.50	4.63	4.40
2012年度前期	4.38	4.14	3.48	3.76	3.19	3.67	3.52	4.00	4.19	3.95
2013年度前期	4.53	3.94	3.67	3.56	3.69	3.81	3.81	4.33	4.50	4.19
2014年度前期	4.54	4.42	4.13	4.13	4.17	4.25	4.50	4.46	4.54	4.46
2015年度前期	4.52	4.37	4.04	3.85	3.89	3.78	3.85	4.07	4.19	3.96



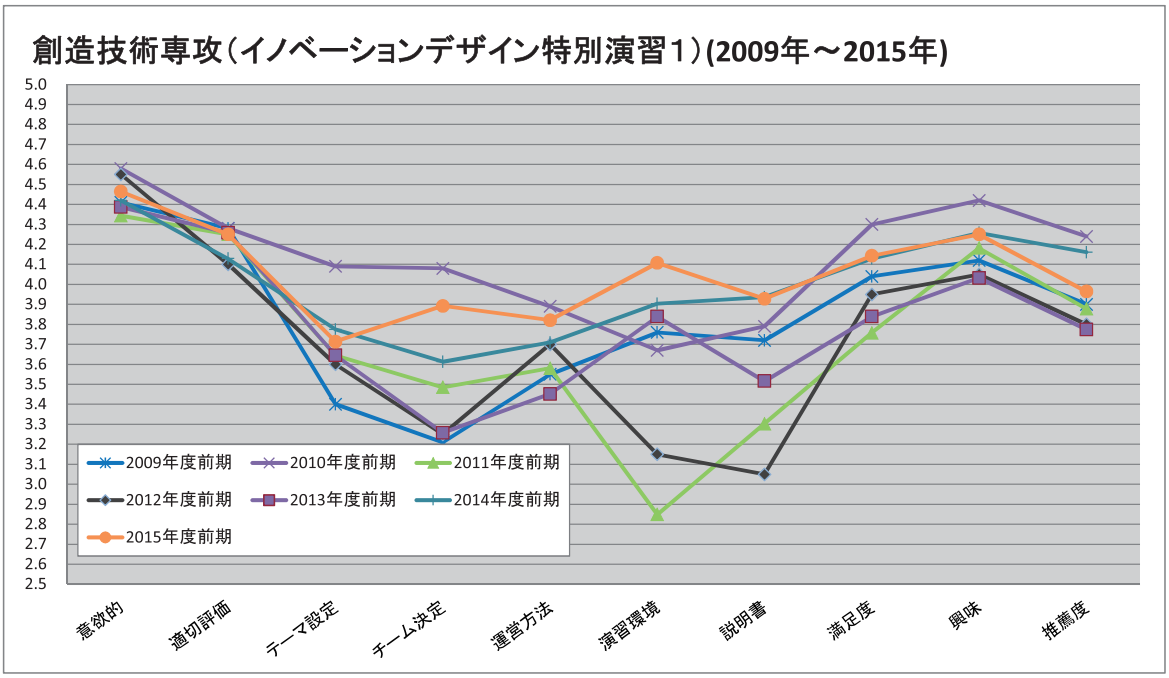
【創造技術専攻（イノベーションデザイン特別演習1 （旧　創造技術特別演習Ⅲ））】

設問	出席率	意欲的	意欲的参加	説明書	教員熱意	演習環境	有用性	満足度	継続学習性
2016年度前期	4.00	4.75	4.18	4.18	4.64	3.93	4.32	4.21	4.36
2017年度前期	3.73	4.91	4.45	3.64	4.45	4.18	4.45	3.73	4.36
2018年度前期	3.41	4.73	4.41	4.00	4.55	4.41	4.23	4.14	4.45



【創造技術専攻（イノベーションデザイン特別演習1）】

設問	意欲的	適切評価	テーマ設定	チーム決定	運営方法	演習環境	説明書	満足度	興味	推薦度
2009年度前期	4.41	4.28	3.40	3.21	3.55	3.76	3.72	4.04	4.12	3.90
2010年度前期	4.58	4.28	4.09	4.08	3.89	3.67	3.79	4.30	4.42	4.24
2011年度前期	4.34	4.25	3.65	3.48	3.58	2.85	3.30	3.76	4.18	3.88
2012年度前期	4.55	4.10	3.60	3.25	3.70	3.15	3.05	3.95	4.05	3.80
2013年度前期	4.39	4.26	3.65	3.26	3.45	3.84	3.52	3.84	4.03	3.77
2014年度前期	4.42	4.13	3.77	3.61	3.71	3.90	3.94	4.13	4.26	4.16
2015年度前期	4.46	4.25	3.71	3.89	3.82	4.11	3.93	4.14	4.25	3.96



授業評価アンケート 質問項目[通常科目]

No.	項目	設問	回答
1	授業の出席率	出席回数（出席率）について回答下さい．なお，対面講義がない授業回（動画配信のみの授業）があった場合は，担当教員からの指示への対応（動画の視聴，課題への取り組み等）をもって1回分として数えて下さい．	① 0～3回（出席率0～20%） ② 4～6回（出席率21～40%） ③ 7～9回（出席率41～60%） ④ 10～12回（出席率61～80%） ⑤ 13～15回（出席率81～100%）
2	自己学習量 (意欲的)	この授業の予習や復習，配信されている動画の見直し，レポート制作等にどのくらい意欲的に取り組んでいたか回答下さい。	① 全くそう思わない ② あまりそう思わない ③ どちらとも言えない ④ ややそう思う ⑤ 強くそう思う
3	難易度	授業の内容は，難しいと思いましたか？	① 全くそう思わない ② あまりそう思わない ③ どちらとも言えない ④ ややそう思う ⑤ 強くそう思う
4	シラバス	シラバスは，実際の授業内容と大きな相違点はなく，必要な情報が記載してありましたか？	① 全くそう思わない ② あまりそう思わない ③ どちらとも言えない ④ ややそう思う ⑤ 強くそう思う
5	目的明確	授業は，各回の目的が明確で，どのようなことを学習しているか，いま学習していることが何の役に立つか分かりやすかったですか？	① 全くそう思わない ② あまりそう思わない ③ どちらとも言えない ④ ややそう思う ⑤ 強くそう思う
6	学生の参加促進	担当教員は，学生との対話（授業中に質疑の時間を設ける，課題作業中に助言する等）に積極的で，授業への参加を促していましたか？	① 全くそう思わない ② あまりそう思わない ③ どちらとも言えない ④ ややそう思う ⑤ 強くそう思う
7	教材(教科書等)	教科書，配布資料（レジュメ），黒板（スライド），プログラムのソースコードなど，担当教員が準備した教材は，授業内容の理解に役立ちましたか？	① 全くそう思わない ② あまりそう思わない ③ どちらとも言えない ④ ややそう思う ⑤ 強くそう思う
8	教員の熱意	担当教員の指導に熱意はありましたか？	① 全くそう思わない ② あまりそう思わない ③ どちらとも言えない ④ ややそう思う ⑤ 強くそう思う
9	教員解説力 (話し方、質疑応答)	担当教員の解説や指導は分かりやすかったですか？	① 全くそう思わない ② あまりそう思わない ③ どちらとも言えない ④ ややそう思う ⑤ 強くそう思う
10	有用性	学習した知識やスキルは，あなたの実務や将来の仕事に役に立つと思いましたか？	① 全くそう思わない ② あまりそう思わない ③ どちらとも言えない ④ ややそう思う ⑤ 強くそう思う
11	満足度	学習できた内容に満足しましたか？	① 全くそう思わない ② あまりそう思わない ③ どちらとも言えない ④ ややそう思う ⑤ 強くそう思う
12	継続学習性 (興味)	この授業を受講したことで，この授業に関する内容に興味と関心を持ち，更に学習したいと思いましたか？	① 全くそう思わない ② あまりそう思わない ③ どちらとも言えない ④ ややそう思う ⑤ 強くそう思う
13	モチベーション	授業に対するモチベーションは，対面授業形式（遠隔授業を含む）に加え，動画配信のみの授業回があったことによって，途中で変化しましたか？（もしくは，動画配信のみの回を設けた場合，途中で低下すると思いますか？）	対面授業形式のみの場合と比較して，モチベーションは， ① 低下したと思う（もしくは，低下すると思う） ② あまり変わらなかったと思う（もしくは，あまり変わらないと思う） ③ 向上したと思う（もしくは，向上すると思う）
14	負担	通学に関する負担と学習に取り組む上での負担は，対面授業形式（遠隔授業を含む）に加え，動画配信のみの授業回があったことによって，軽くなりましたか？（もしくは，動画配信のみの回を設けた場合，軽くなると思いますか？）	対面授業形式のみの場合と比較して，負担は， ① 重くなったと思う（もしくは，重くなると思う） ② あまり変わらなかったと思う（もしくは，あまり変わらないと思う） ③ 軽くなったと思う（もしくは，軽くなると思う）
15	理解度	この授業の内容に対する理解は，対面授業形式（遠隔授業を含む）に加え，動画配信のみの授業回があったことによって，深まりましたか？（もしくは，動画配信のみの回を設けた場合，この授業の内容に対する理解が深まると思いますか？）	対面授業形式のみの場合と比較して，授業の内容に対する理解は， ① 理解が浅くなったと思う（もしくは，理解が浅くなると思う） ② あまり変わらなかったと思う（もしくは，あまり変わらないと思う） ③ 理解が深まったと思う（もしくは，理解が深まると思う）
16	バランス	この授業に動画配信のみの回を設ける数として，適切だと思う回数（割合）を教えて下さい．	① 0回（この授業は，すべて対面授業形式（遠隔授業を含む）で実施した方が良い） ② 3回程度（全授業回数の20%程度） ③ 6回程度（全授業回数の40%程度） ④ 9回程度（全授業回数の60%程度） ⑤ 12回程度（全授業回数の80%程度） ⑥ 15回（この授業は，すべて動画配信形式で実施した方が良い）

授業評価アンケート　質問項目[PBL型科目]

No.	項目	設問	回答
1	授業の出席率	1週間あたりのコアタイムに参加した時間について回答ください。	① 2時間以下 ② 2~3時間以下 ③ 3~4時間以下 ④ 4~5時間以下 ⑤ 5時間以上
2	自己学習量 (意欲的)	1週間あたりのコアタイム以外での学習時間について回答ください。	① 2時間以下 ② 2~3時間以下 ③ 3~4時間以下 ④ 4~5時間以下 ⑤ 5時間以上
3	意欲的参加	チーム活動が活発になるよう取り組みましたか？	① 全くそう思わない ② あまりそう思わない ③ どちらとも言えない ④ ややそう思う ⑤ 強くそう思う
4	シラバス・プロジェクト説明書(説明書)	プロジェクトの選択に当たってPBLプロジェクト説明書は役立ちましたか？	① 全くそう思わない ② あまりそう思わない ③ どちらとも言えない ④ ややそう思う ⑤ 強くそう思う
5	教員の熱意	担当教員の指導に熱意はありましたか？	① 全くそう思わない ② あまりそう思わない ③ どちらとも言えない ④ ややそう思う ⑤ 強くそう思う
6	演習環境	PBLを行う環境(部屋、机、PC等)は十分整っていましたか？	① 全くそう思わない ② あまりそう思わない ③ どちらとも言えない ④ ややそう思う ⑤ 強くそう思う
7	有用性	授業で学習した知識やスキルは、あなたの実務や将来の仕事に役に立つと思いましたか？	① 全くそう思わない ② あまりそう思わない ③ どちらとも言えない ④ ややそう思う ⑤ 強くそう思う
8	満足度	この授業を通じて学習できた内容に満足しましたか？	① 全くそう思わない ② あまりそう思わない ③ どちらとも言えない ④ ややそう思う ⑤ 強くそう思う
9	継続学習性	この授業を受講したことで，この授業に関する内容に興味と関心を持ち，更に学習したいと思いましたか？	① 全くそう思わない ② あまりそう思わない ③ どちらとも言えない ④ ややそう思う ⑤ 強くそう思う
10		良かった点や、他の授業にも取り入れて欲しい点等について記述して下さい。	自由記述
11		悪かった点や、改善した方が良い点等について記述して下さい。	自由記述
12		教室設備やシステムについて良かった点や改善した方が良い点について記述して下さい。	自由記述
13		PBL学修をより良くするための提案や、授業内容に対する意見、担当教員に伝えたいメッセージ等を記述してください。	自由記述

2018年度　第1クォータ
教員各自のアクションプラン

1　両専攻共通科目
2　情報アーキテクチャ専攻科目
3　創造技術専攻科目

■第1クォータ アクションプラン■

1　両専攻共通科目

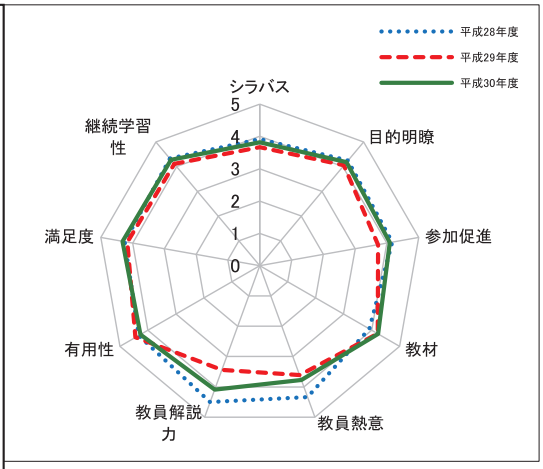
「学生による授業評価」調査に対するアクションプラン

講義名　：経営戦略特論
氏　名　：板倉 宏昭

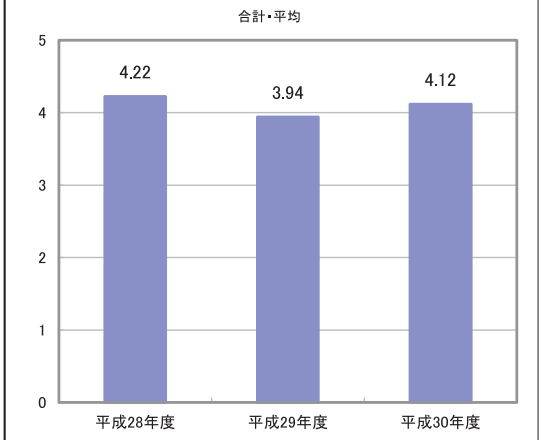
1　学生の評価から重要と思われる点（右のグラフや、その他コメントから）

教科書や資料について「覚える範囲と要点がわかりやすく、後で見返してもまとまっている」「教科書と先生の作られた、ＰＰ資料がとても明確に理解が深まった。」「指定教科書の問題と解答形式に関して、他の授業でも取り入れてほしいです。」という意見があったので発展させていきたい。

グループディスカッションについて、「各回のグループ討議は、おもしろいと思う先生の実際の研究事例を学べたことが大きかった」「馬路村の話は個人的には大変エキサイティングな内容でした。」「ディスカッションや演習の時間がしっかりあってよかったです。」「業務にすぐに活用できる内容なので価値を感じます。」「ケーススタディは毎回頭の整理になった。」「グループワークの予告があったこと、配布資料の充実授業で勉強した事が、実際の職場で起きている事に驚きを感じた」といった意見を反映して発展させていきたい。



評価項目別の分布



評価平均値の年度推移

2　今後のアクションプラン（良い評価を発展させる策、改善すべき評価には改善策）

システムのオペレーションと話し方に注意したい。「グループを最初から最後まで固定していただいた点は、良かったと思います。」という意見とグループのメンバーを変えてほしいよいう意見があるので、途中で変えることを検討したい。

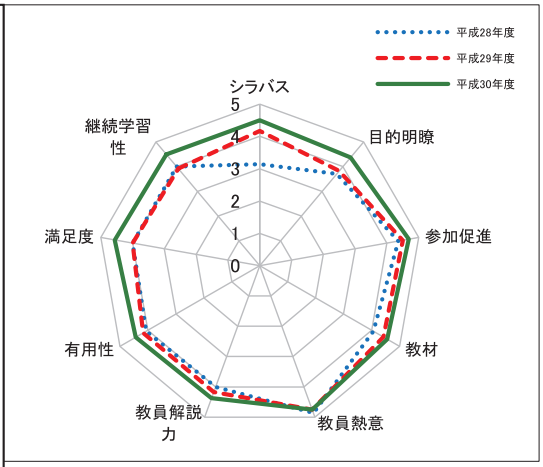
「学生による授業評価」調査に対するアクションプラン

講義名　：事業アーキテクチャ特論
氏　名　：嶋津　恵子

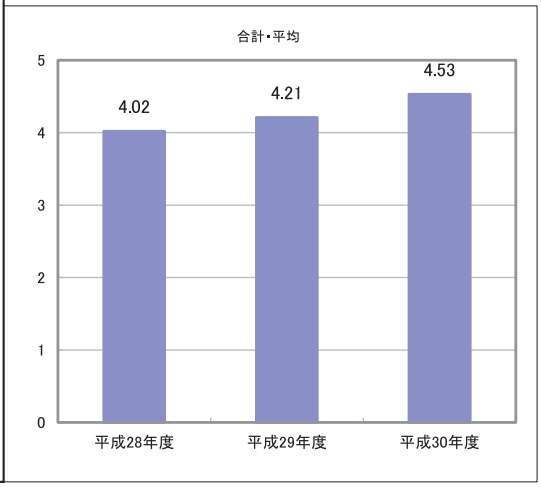
1　学生の評価から重要と思われる点（右のグラフや、その他コメントから）

開講以来同一の方針で授業を行っている。代表として、①レポートの採点基準に大学院生としての品質を担保すべく具体的な10の基準を事前に提示していること、②各回の評価をグループワークにする課題レポートの提出とするかは、各講師が決定するが、いずれに採点方針も毎回同一と事前に提示していること、そして、③最新の産業界動向の事例を紹介できる講師を選抜することを前提とし、必ずしも前年度から全講師を一新はしないことが、挙げられる。そして、今年度から、⑴予習を義務づけ、予習によって獲得した知識や情報と新たに発生した質問事項と学修期待内容を事前に提出させた。さらに昨年度のアンケート結果を反映し、⑵評価方法がグループワークである回に関しては、５限をすべてこれにあて、時間をより多く確保する方式を採用した。

特にこれらに関し、①レポートの10の基準の提示に関し好評である一方、“事前に例示がほしい”という意見もある。文書を書きなれていない学生が混在しているためではないかと推察する。②今年度の多くの講師が評価方法としてグループワークを義務付けた。評価方法等に対する意見は無かったが、５限すべてをグループワークに費やしても（上記⑵）なお“付け焼刃的”であり“時間が足りない”という発言がある。おそらく日本人が議論になれていないためではないかと想像する。③今年度の講師の選択に関するマイナス意見はみられなかったが、これまでに取り扱っていない産業界等の分野に長けている講師を期待する声は上がっている。⑴今年度から義務付けた予習に関し、概ね効果的であったとする声が上がっているが、より復習に力を入れるべきであるとする意見もある。



評価項目別の分布



評価平均値の年度推移

2　今後のアクションプラン（良い評価を発展させる策、改善すべき評価には改善策）

来年度の実施に際し，次の方策の採用を検討したい。

⑷　授業の全体構成の改善

第一回目の授業で産業界全体の変遷を講義する。第二回目以降この変遷にのっとった講師陣によるオムニバス形式講義を行う。

⑻　講義後レポートと予習レポートの例示

これまでと同じレポートの10の採点基準を示し、さらに今年度のレベルの提出物から選ぶ棒法で講義後レポートと予習レポートの例示を行う。

⑹　グループワークや議論に不慣れな学生を考慮し、効率的・効果的な議論を実施するための具体的な方法を紹介し、当初はそれに従って実施させる。

■第1クォータ アクションプラン■

2　情報アーキテクチャ専攻科目

「学生による授業評価」調査に対するアクションプラン

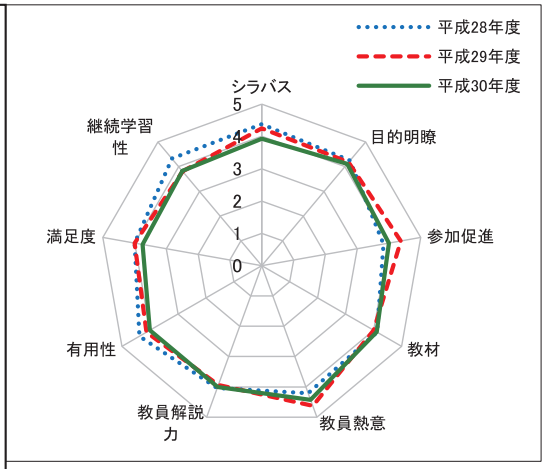
講義名　：ネットワーク特論1
氏　名　：大﨑　理乃

1　学生の評価から重要と思われる点（右のグラフや、その他コメントから）

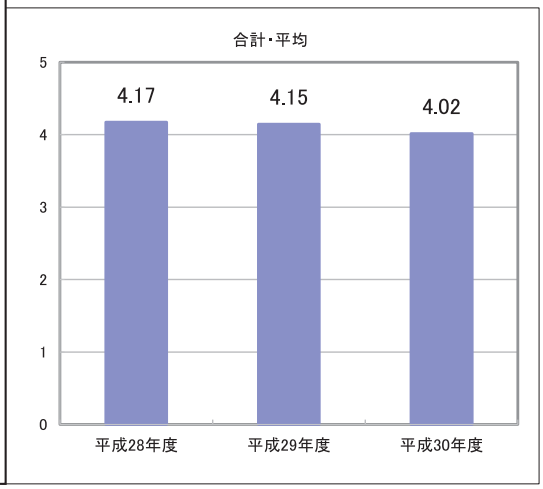
昨年度の平均ポイント4.15に対して、今年度は平均ポイント4.02と若干のマイナスとなった。点数分布を確認すると、５及び１と２の評価の割合は昨年度に対して減り、３の評価の割合が増加している。この要因の一つとして、授業評価アンケートの回答率が昨年度の55.2%から90.3%に上昇し、中間層の評価が増加したことが考えられる。

自由記述では、昨年に引き続き、ワンボードマイコンを用いた実験が好評であった。また、各授業での目標提示や自己評価を促すなどの授業方法の工夫が評価された。授業の内容も、基礎科目として初学者に配慮されているとの評価が得られた。一方で、ネットワークプログラミングの実験と実験内容をレポートにまとめる作業は、負担が大きかったという声も寄せられた。また、授業で扱う範囲が広く、進度が早いという指摘もあがった。

そのほかに、教室が暑すぎたという指摘が８件寄せられた。授業中は、窓を開けるほか、扇風機を設置するなどの工夫もなされていたが、教室の室温が高すぎて授業中に体調が悪くなった人がいたという報告もあり、空調の運用について検討が必要と考えられる。



評価項目別の分布



評価平均値の年度推移

2　今後のアクションプラン（良い評価を発展させる策、改善すべき評価には改善策）

昨年度のアンケート回答を踏まえ、教室とシラバスの変更を行った点は受講生からの指摘もなく、改善の効果があったと考えられる。また、実験と授業設計に関しては、昨年から継続して好評だったため、次年度も実施する方向で検討する予定である。

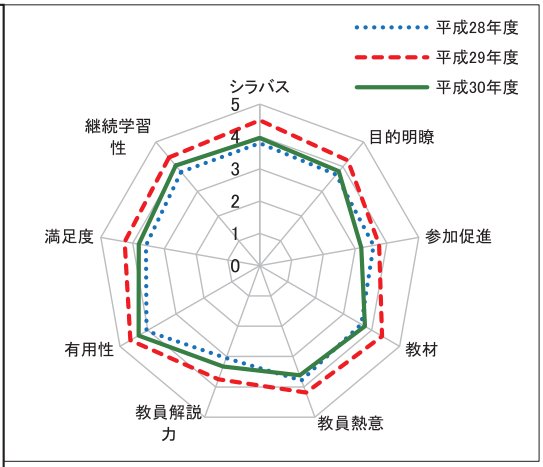
ネットワークプログラミングの実験とレポート作成、および授業の範囲と進度については、好評価と低評価に評価が分かれており、受講生の既有知識が影響しているものと考えられる。次年度は、受講生の診断的評価を取り入れながら、適切なサポートができるよう工夫する予定である。

「学生による授業評価」調査に対するアクションプラン

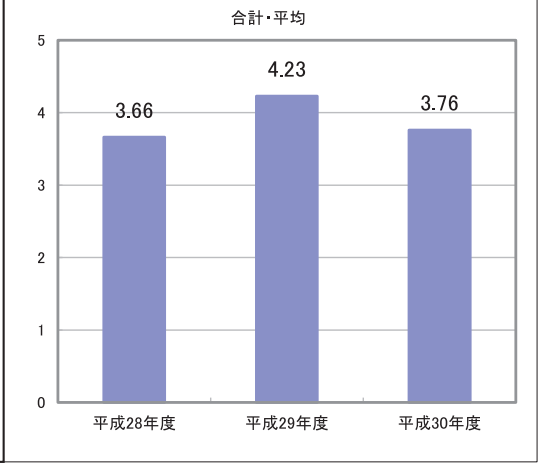
講義名　：システムソフトウェア特論
氏　名　：柴田　淳司

1　学生の評価から重要と思われる点（右のグラフや、その他コメントから）

動画では解説を多くし、授業外で演習をするよう意識したが、不評であった。また、今年度は予定外の休講があったため予定が大きくずれ込み、シラバスからずれ、授業資料等の準備も大幅に遅れた。



評価項目別の分布



評価平均値の年度推移

2　今後のアクションプラン（良い評価を発展させる策、改善すべき評価には改善策）

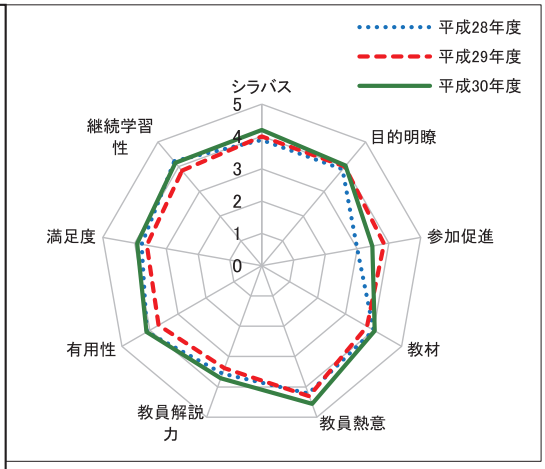
演習が足りない、解説が足りないという意見に対して、授業内での演習時間を増やす。また、授業外での演習を促すため、演習の詳細と解説を授業資料に残す。
休講など不測の事態に対応できるよう、授業資料を予め精査するよう心がける。

「学生による授業評価」調査に対するアクションプラン

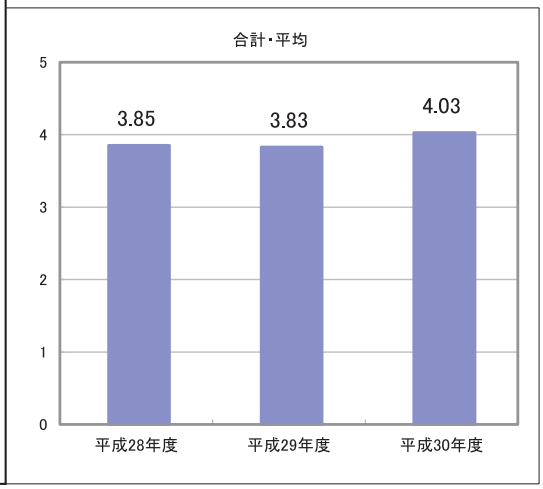
講義名　：情報アーキテクチャ特論1
氏　名　：中野　美由紀

1　学生の評価から重要と思われる点（右のグラフや、その他コメントから）

例年を通じて指摘されていることとして、1．学生の参加促進と2．難しさが挙げられているが、今回も学生の評価からはこの2点が中心となっている。総花的に知識を提示する際、受ける側の期待感がどこにあるかで異なると思われるため、講義冒頭で丁寧に説明し、講義の狙いと受講者側の期待の整合性を図りたい。



評価項目別の分布



評価平均値の年度推移

2　今後のアクションプラン（良い評価を発展させる策、改善すべき評価には改善策）

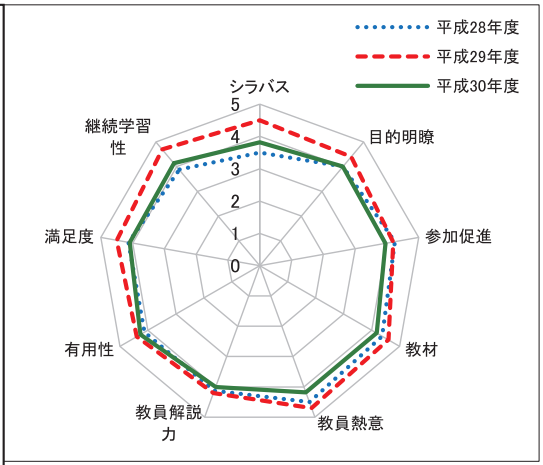
全体を通して、かなり広い講義であるにも関わらず、学生の満足度はそれなりにあると思われる。来年以降も、知識の定着を図るような形の講義を進めていきたい。

「学生による授業評価」調査に対するアクションプラン

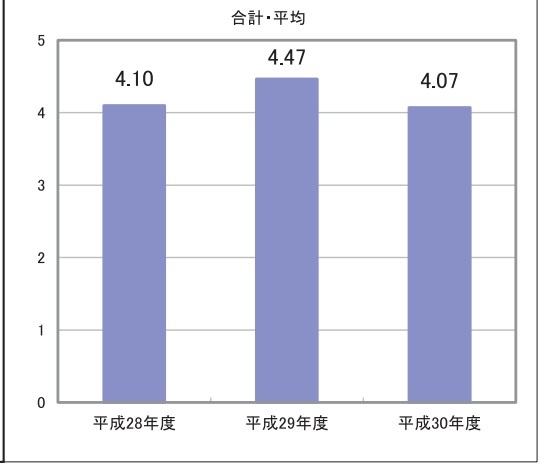
講義名　：情報セキュリティ特論
氏　名　：瀬戸　洋一

1　学生の評価から重要と思われる点（右のグラフや、その他コメントから）

- スライド（理解が容易）、教科書（難度が高い）の組み合わせは、学習する上で理解を深めることができた。
- 授業の最初に技術マップを示し、どの技術に関する授業か説明することは、全体像を把握しやすかった。
- 補助資料の扱い（全員が読むもの、専門性を高めたいものが読むもの）を明確にしているので助かった。
- 毎回の確認テストは理解を促進した（授業最後に簡単な小テストを実施）。
- 部分的に動画配信（ビデオ学習）を一部取り入れ、負荷の軽減につながった。そのビデオも使い回しでなく、新しい情報を配慮した点は評価が高かった。
- 受講人数が多かったが、極力、氏名と試験やレポートとの評価を頭に入れ、一人ひとりに接するようにした点は学生の好ましい評価を得た。以上は毎年同じようなポジティブ評価であるが、今年は下記のネガティブ評価があった。
- 確認テストの締め切り時間が短い（当日中）。また、確認テストの誤字が多い。など確認テストは基本的に出欠代わりに提出するもので、全問を解くことを義務つけていないため、ネガティブ意見となる理由がわからない。事前の説明を徹底する必要があると感じる。また、確認テストの誤字があることは事実であるので、適宜修正する必要がある。



評価項目別の分布



評価平均値の年度推移

2　今後のアクションプラン（良い評価を発展させる策、改善すべき評価には改善策）

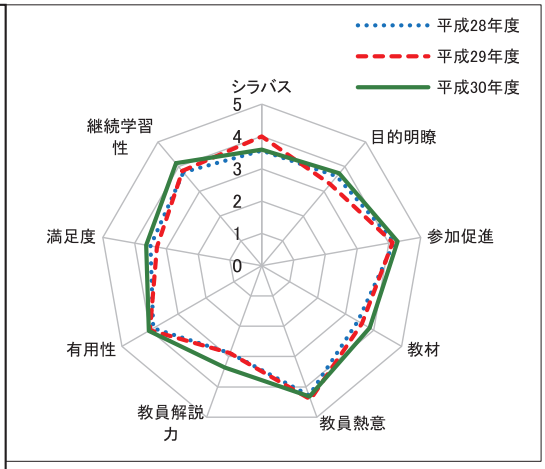
- シラバスと授業内容に齟齬はないが、齟齬があるように感じている学生意見があるので、次年度は注意して作成する必要がある。
- 授業の進め方、全体像を示す。ビデオ視聴などを効果的に入れる、スライドと教科書の連携、毎回の確認テストなどは、高い評価を得ているので、さらにブラッシュアップを図り継続したい。
- 授業内容とは直接関係ないが、学習環境（空調）の劣悪さを意見として述べる学生が多い。本件は教壇に立っていても同様に感じるので、対策が必要である。

「学生による授業評価」調査に対するアクションプラン

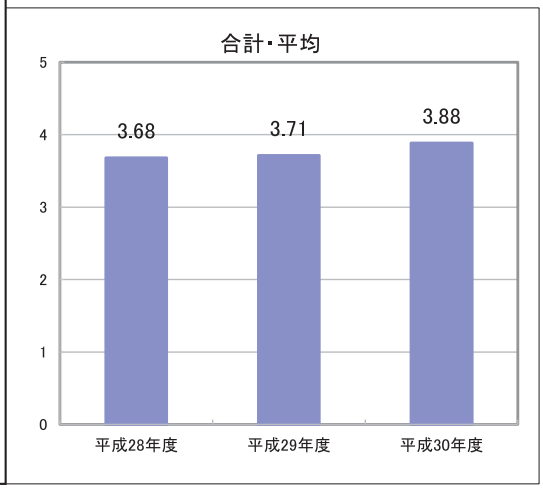
講義名　：データベース特論
氏　名　：慎　祥揆

1　学生の評価から重要と思われる点（右のグラフや、その他コメントから）

今年もシラバスに関する不満がありましたので、工夫するべきであると思う。学生に対してはガイダンス時に学生の理解度によって柔軟に対応したいと理解を終え、場合によっては講義できない部分、後でビデオ録画によって対応した部分についてアナウンスしたが、科目履修生に伝われなかったのが良くなかった。講義中の資料に穴があり、答えは講義中で取得するようにしている事についても説明とその理由を十分説明したが、まだ答えをアップしてほしいとする学生が多くあるようなので来年度からは他の方法でその効果を確認したい。チームディスカッションについては良かったと思う学生が多かったが、科目履修生からはその評価が低かったので、履修登録の際にチームディスカッションを行う意図について説明を行いその理解を求めるべきであると思った。内容について難しく感じる学生が多かったので、来年度は理論的な内容については量を減らす方向で内容の変更を行う予定である。



評価項目別の分布



評価平均値の年度推移

2　今後のアクションプラン（良い評価を発展させる策、改善すべき評価には改善策）

シラバスについてはガイダンス時に理解を得る方法で今まで対応したが、来年度にすでに内容を減らす方向で対応したい。講義できなかった内容については講義後に録画で提供したが、録画で提供可能な内容は予め提供することで、内容に関する不満に対応するほか、実習を今年度より多く増やしたい。チームディスカッションについても不満は出たが演習とディスカッションが必要な科目であり、それの理解を事前にする方法を工夫する。理論と実習の二科目を一つの科目で対応しているので、両方のどちらからにも満足できなかったが、来年は実習ベースの内容に変更、理論はビデオ録画で提供する方法で改善する予定である。

「学生による授業評価」調査に対するアクションプラン

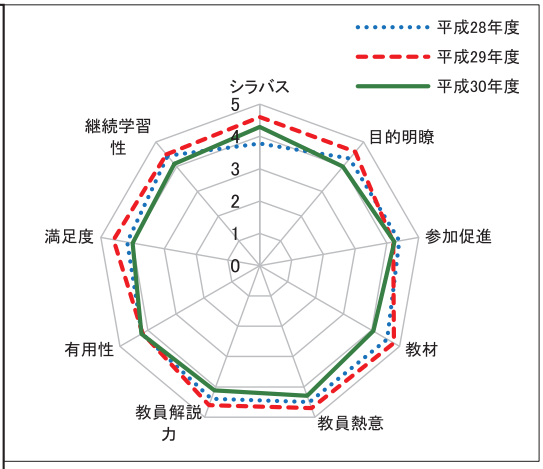
講義名　：情報インタフェースデザイン特論
氏　名　：小山　裕司

1　学生の評価から重要と思われる点（右のグラフや、その他コメントから）

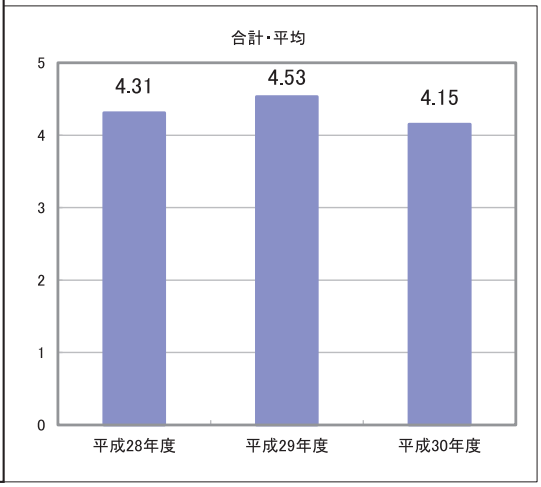
Ｑ５－Ｑ12のすべて評価１の学生Ａが１名いたにもかかわらず、Ｑ４－Ｑ12の平均は4.15、すべて4.0以上、うち、Ｑ５（目的明確）以外は評価５がもっと多かったので、一部の学生を除けば、概ね満足していただいたと思われる。

学生Ａからは(1)「視聴テストが難しく、合格ラインが高いので、時間かけ繰り返し視聴しても不合格だと意欲が下がる。」、(2)「課題が多く、１つの課題は複数の課題から構成され、作成は大変で時間もかかるので、忙しい社会人向けの授業では無い。」というコメントをいただいた。視聴確認テストはあくまでも出席かにあたるかどうかの確認で、出席不足を除けば成績には一切関係が無い。私が担当する科目で、視聴確認テストが不合格であることが要因で出席不足・評価０の学生は稀であり、この科目でも０名であった。時間をかけて繰り返し視聴いただき、理解度を高めていただくことは、この仕組みの授業の狙いでもあるので望ましい。課題は授業内容の理解と実践のため、この量は適切だと思っている。締切までには原則２週間強（３回の週末）を取っている。

このほかには、演習・ディスカッションを多めにするとか、悪いデザイン例の提示がほしいとか、難易度、教員の意見が多いというコメントがあった。また、この授業の資料・課題は満足できるものでは無かったというコメントもあった。



評価項目別の分布



評価平均値の年度推移

2　今後のアクションプラン（良い評価を発展させる策、改善すべき評価には改善策）

１に取り上げたコメントのうち、授業内容に反映すべきものを取捨選択し、授業の改善を行う。また、１年の最初の学期の授業であるため、録画授業・視聴確認テストに関する理解が不足している学生もいたが、視聴確認テストの不合格で意欲が下がるのは残念であるので、次年度からはこの仕組みをいままで以上に理解いただくように話をするようにしたいと思う。

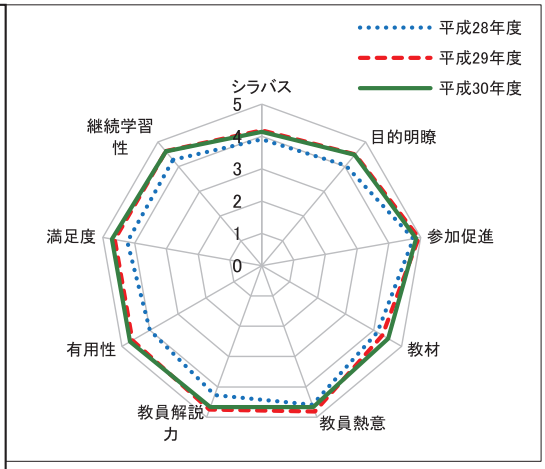
「学生による授業評価」調査に対するアクションプラン

講義名　：eビジネス特論
氏　名　：松尾　徳朗

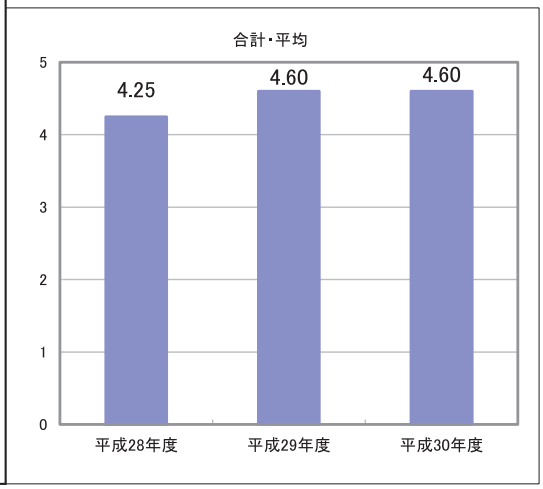
1　学生の評価から重要と思われる点（右のグラフや、その他コメントから）

ポジティブな意見
- グループワークのメンバー構成について、好評であった。
- 要点を絞った知識体系の習得が良かった。
- 学生はディスカッションに参加しているうちに自然に知識が理解できていた。
- 考えたことのない場面を想定する訓練ができた

ネガティブな意見
- ケーススタディ等の提示が遅く、リサーチしにくい。
- レポートをこまめに出して欲しい。
- ディスカッションにおいて、受講者に不平等が起こることがある。
- 発言しない学生が楽をする環境がある。



評価項目別の分布



評価平均値の年度推移

2　今後のアクションプラン（良い評価を発展させる策、改善すべき評価には改善策）

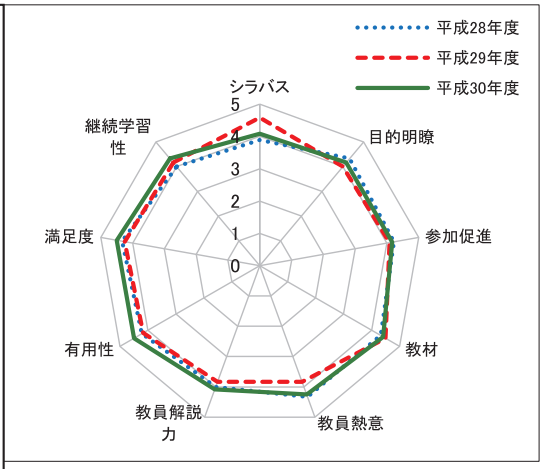
- ケーススタディ等の提示を早めに行い、リサーチしやすいように配慮する。
- レポートの提示時期、提出時期などを含め、より効果的に学習可能となる仕組みを検討する。
- ディスカッション等において、受講者に不平等が起こらないよう、提出物等で工夫する。
- 多くの学生が発言しやすい環境づくりに努める。

「学生による授業評価」調査に対するアクションプラン

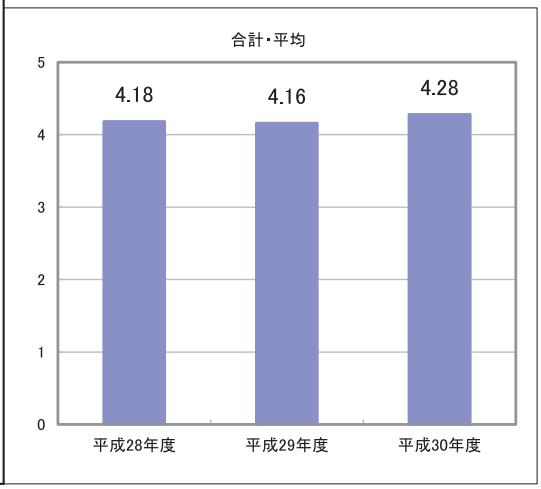
講義名　：標準化と知財戦略
氏　名　：成田　雅彦

1　学生の評価から重要と思われる点（右のグラフや、その他コメントから）

授業評価の回収率85.7%は、前年度の63.2%から増加している。学生の評価全体は、4.28と、4.16から増加している。内訳は、昨年に比べ、出席は4.83から4.83と高いまま維持されており、自己学習は4.42と4.11からかなり向上している。出席だけでなく、自己学習の時間をかけている受講生が増加した可能性がある。これは、難易度が3.5から3.42と若干優しくなったと感じている学生が多いことに対応し、自己学習量に関連するのかもしれない。シラバス・教材は大きく変わっていないが、学生による評価はそれぞれ4.58から4.08、4.50から4.42と下がっている。これらから、昨年度の受講生に比べ、受講分野に興味が高く、自己学習の量がより多いと思われる。教員の熱意、解説力について評価が高くなっているが、受講生の事前学習量や興味に関係する可能性がある。コメントをみると、講義内容への興味や、グループ学習に関するものが多く、学生が興味を持ち期待しているところが多いことがわかる。



評価項目別の分布



評価平均値の年度推移

2　今後のアクションプラン（良い評価を発展させる策、改善すべき評価には改善策）

⑴アンケートと回答
　コメントの数から、毎回授業後に行なっているアンケートとその回答に対する好感度が高かったように見える。このアンケートは、過去の講義でも同様に行なっているが、今回のように好感度が高いのは初めてだった。今後も継続していきたい。
⑵グループ調査
　業界動向の調査を含むグループ発表は、今回も概して好評であったので継続していく。授業中に時間を割いて各グループ内の議論に参加することは、受講生にとっても有効というコメントがあり、今後とも進めていきたい。しかしながら、希望者を募る方法でグループを構成すると人数の偏りが生じる点や、グループ内での負荷、グループ発表日の設定など、全く公平にするのは難しい。この点は事前に説明して理解を求めたい。
⑶内容
　復習の関するコメントも多く、受講生が復習しやすい書籍などの情報も多く提供していきたい。

「学生による授業評価」調査に対するアクションプラン

講義名　：情報アーキテクチャ特論3
氏　名　：中鉢　欣秀

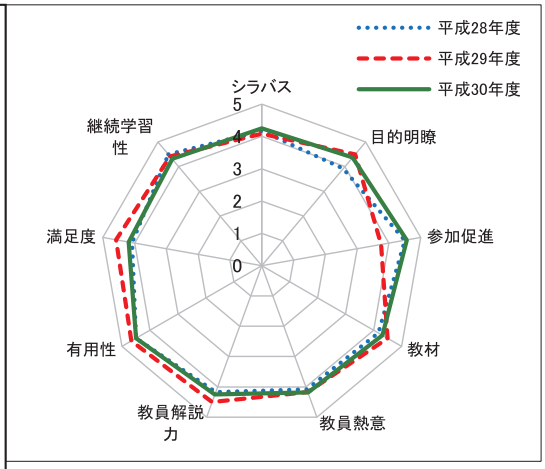
1　学生の評価から重要と思われる点（右のグラフや、その他コメントから）

ビデオによるブレンディッド科目であるが、ビデオのクオリティが非常に高かったという良い評価を得ている。一方でグループワークの実施方法などについての提案は今後検討したい。

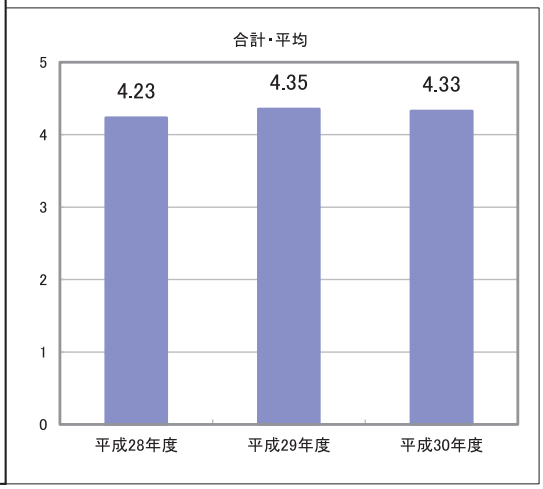
教材については様々な手段で得られた改善提案を受け止め、必要に応じて内容の改訂を行っていく。また，シラバスについては、事前の学習者の期待と実際の授業内容との乖離が生じないように注意しながら必要に応じて修正する。

受講生の事前知識やモチベーションが多様であるため数値的尺度に基づく定量比較は難しい。ある種の目安として評価結果を受け止め、評価の低いものについては継続的に改善を行い、高いものについてはこれを維持して行きたい。

来年度の授業実施に向けて継続的により高い評価が得られるよう務める。



評価項目別の分布



評価平均値の年度推移

2　今後のアクションプラン（良い評価を発展させる策、改善すべき評価には改善策）

ブレンディッド科目では、対面授業の機会をどのように活用するかが大事である。できるだけ学生間や教員とのコミュニケーションを取り積極的に参加するよう促していきたい。具体的には、今後は対面学習時にグループディスカッションやワークショップを増やし、よりアクティブな学習の場として構成していくつもりである。

授業資料についてはWebでの公開を勧め、広範なフィードバックなどを求めていきたい。教材・教授法の両面から改善を継続する。

「学生による授業評価」調査に対するアクションプラン

講義名　：フレームワーク開発特論
氏　名　：安川　要平

1　学生の評価から重要と思われる点（右のグラフや、その他コメントから）

2017年度ではRailsチュートリアルを教材として一般的な講義スタイルですすめ、解説動画を補足動画として使いました。その時のアンケート結果から、2018年度からは解説動画を全面的に活用した反転授業のスタイルを採用に移行しました。

使っている版やツールのバージョンの差異はあれど、基本的に同じ教材と同じ評価方法を採りましたが、反転授業とそうでない年度を比べると、受講者の成績は次のように大きく変化しました。

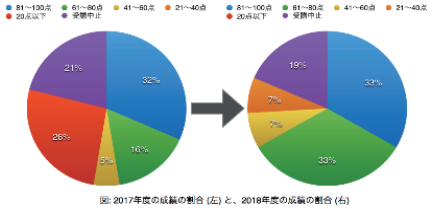
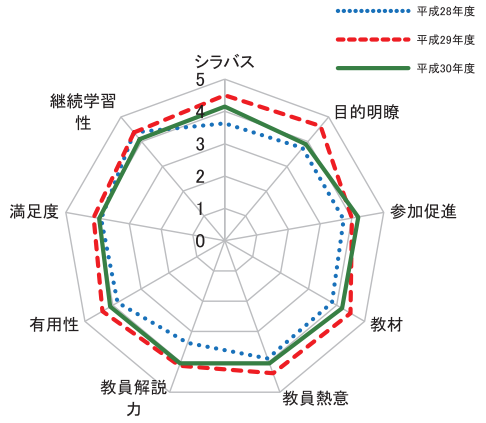


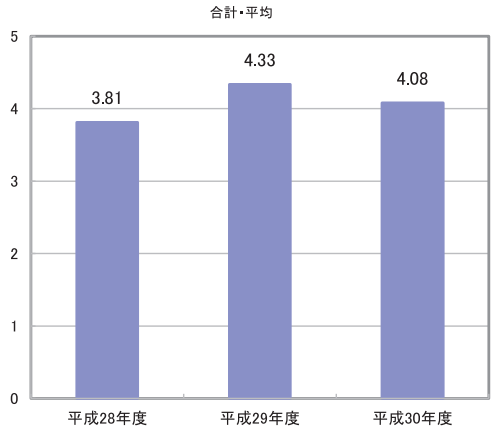
図: 2017年度の成績の割合 (左) と、2018年度の成績の割合 (右)

AIITでは受講を途中で辞退できるシステムがあるため、どちらの年度も受講を中止する割合が一定数あり、同様にして、高得点（81～100点）をとった割合もほぼ同じでした。

注目すべき点は、受講中止をせずRailsチュートリアルに果敢に挑んだ受講生の成績の推移です。2017年度では60点以下（赤＋橙＋黄色）の割合が31%となっていますが、反転授業を取り入れた2018年度では14%に留まっており、かつ、20点以下の受講生がいません。このことから、Railsチュートリアルのような実戦的で高度なWeb開発の教材であっても、動画を活用した反転授業に切り替えたことで、Web開発に必要な高度な知識であっても受講者は挫折せずに習得しやすくなったと考えられます。



評価項目別の分布



評価平均値の年度推移

2　今後のアクションプラン（良い評価を発展させる策、改善すべき評価には改善策）

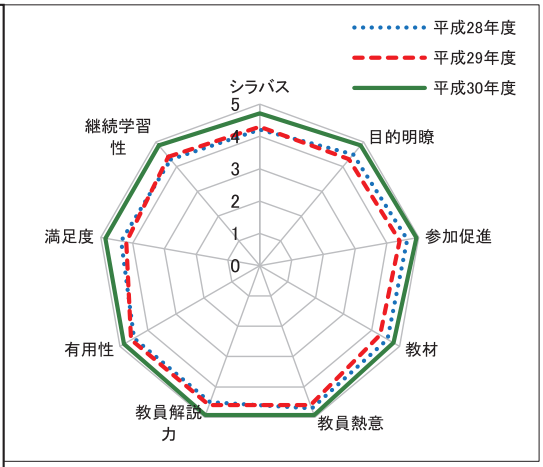
教材の更新に対して動画の内容が一部追いついていなかったため、当該箇所（環境構築の進め方が違う箇所やエラーが発生してしまいがちな箇所など）についてはアップデートをしておくと良さそうだった。途中で挟んだ中間アンケート結果を参考に、後半からは演習課題の結果をディスカッションの題材に活用するように切り替えたが、次回からは前半からディスカッションの題材にする予定で演習課題を設定すると、よりスムーズな学習に繋がると考えています。

「学生による授業評価」調査に対するアクションプラン

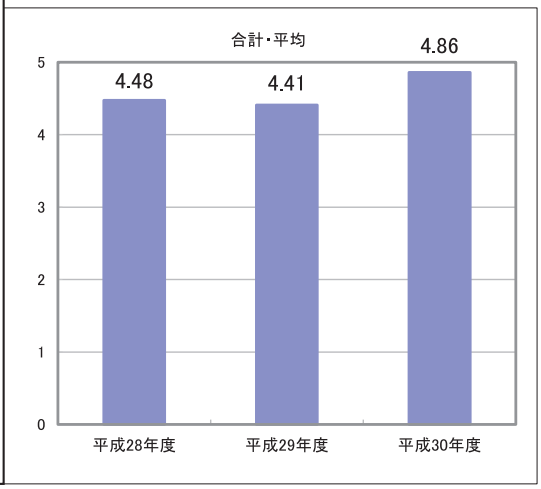
講義名　：プロジェクト管理特論1
氏　名　：濱　久人

1　学生の評価から重要と思われる点（右のグラフや、その他コメントから）

知識と演習さらに講義レポートによる質疑、議論のバランスについて、多くの皆さんが評価いただいているようであり、今後も続けていきたいと思います。



評価項目別の分布



評価平均値の年度推移

2　今後のアクションプラン（良い評価を発展させる策、改善すべき評価には改善策）

改善要望としては、以下の３点がありました。
一番の問題は、教室の暑さです。これは何とかならないかと毎年思います。

1）教室が暑い
　＝＞何とか改善をお願いしたい。

2）チーム構成を考慮できないか
　＝＞最初に座った場所で、偶然にグループをいただいております。チームになりたい方は集まっていただいても良いと案内はしておりますが、１Ｑですので、お互いをあまりご存じないということもあって、難しい面があります。各チームの構成については、ハーマンモデルでの分析を講座内で行っております。ハーマンモデルの構成で意図的に構成をし直すことも可能なのですが、現実のプロジェクトでも偶然性がありますので、今の形で進めたいと思います。

3）ケースが受講者の事例でよいのか。汎用のケースの方が良いのではないか。
　＝＞皆さんの事例で実施させていただくことの難しさもあります。コンプライアンスやセキュリティの問題もあります。汎用ケースで実施することも可能ですが、今のリアル感や深みは汎用のケースでは絶対に出せません。受講の皆様は、この後の講座で汎用ケースを活用いただけることもありますので、何とか皆さんの事例で実施できるように進めていきたいと考えております。

■第1クォータ アクションプラン■

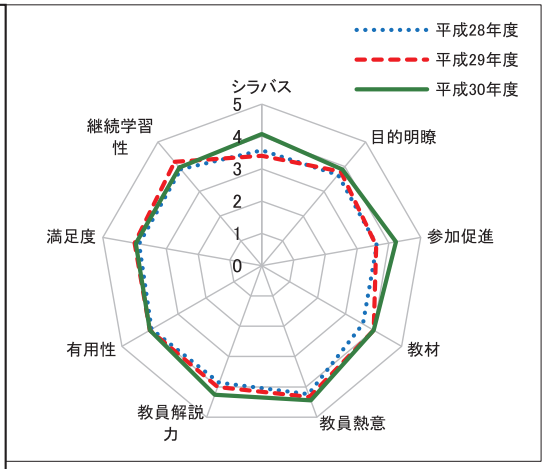
3　創造技術専攻科目

「学生による授業評価」調査に対するアクションプラン

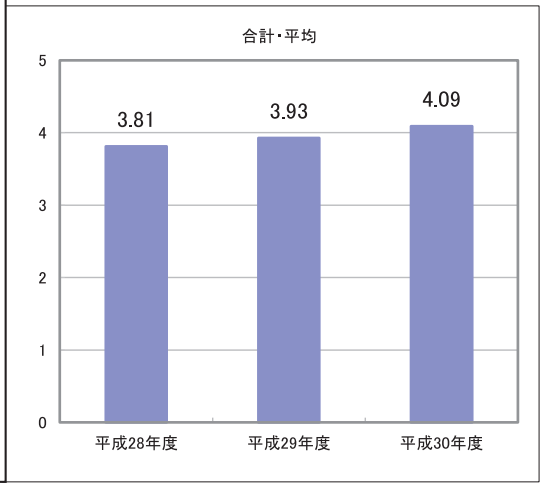
講義名　：ものづくりアーキテクト概論
氏　名　：創造技術専攻全教員

1　学生の評価から重要と思われる点（右のグラフや、その他コメントから）

- 本講義は、創造技術専攻の教員全員とゲストスピーカーによって分担されているオムニバス形式の講義であり、「様々な分野の話を聞くことができた」「創造技術専攻全体がどのようなものか把握できて良かった」などのコメントが出ていた。
- 一方で、各教員が各回を受け持つという授業の特性上のコメントがあった。具体的には、「授業後に質問があっても次回に質問することが出来ない。」「課題の分量が多すぎる。」「講義の配付資料が無い回があり、復習をすることが難しい。」との意見があった。



評価項目別の分布



評価平均値の年度推移

2　今後のアクションプラン（良い評価を発展させる策、改善すべき評価には改善策）

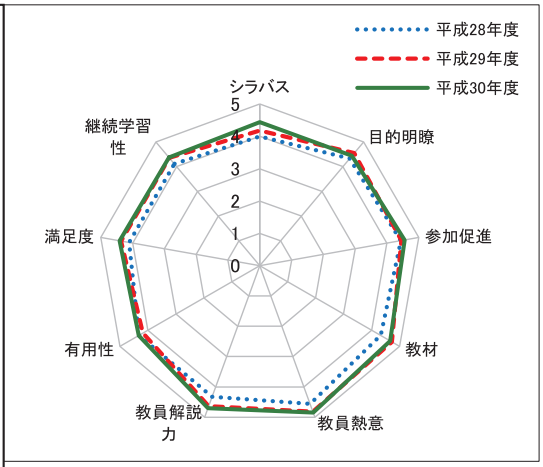
- 本講義の評価は概ね良く、例年に比べても大きな変化はない。実社会の経験を織り込んだ講義や各教員の授業方法の特色が生かされた内容であった点が評価されていた。
- 一方で、課題のレポートに関しては、分量が多く、またどの部分を重点的に知識として取り入れて欲しいかなどの出題意図、レポート評価に対するフィードバックを改善したい。
- エアコンに関してのコメントが複数ある。中央管理されているエアコンの使用開始前であり、受講人数が多くPCを同時使用するため教室が暑く、窓を開けると騒音で講義が聞き取れない。この問題に関しては教員では対処できないため、改善を求めていきたい。
- PCが起動しない、中央モニターの電源が入らないというコメントがあったが、授業実施前にサポートスタッフにPCの動作確認を依頼するという手順を導入したい。

「学生による授業評価」調査に対するアクションプラン

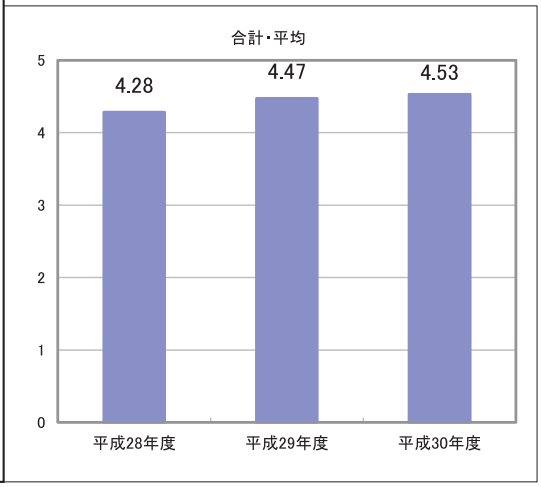
講義名　：デザインマネジメント特論
氏　名　：海老澤　伸樹

1　学生の評価から重要と思われる点（右のグラフや、その他コメントから）

評価の平均は昨年の4.47 から4.53に若干の改善があったが、05.目的の明確化と07.教材の2点の項目がそれぞれ4.55から4.44、4.73から4.67へと評価を下げている。コメントの自由記載と合わせて考えると今回講義内容のボリュームを昨年よりやや増やした部分があったが、情報が多すぎて学修目的等が曖昧になったりわかりにくい部分が出てきたと推察される。また教材に関しては、紙の資料やスライド自体はわかりやすいとの意見もある一方で、レジュメをデジタルデーターとして配布していないために、この部分に対しての不満が大きいと考える。授業の構成やグループ演習に関しては満足度が高いコメントが多いので、基本的な講義構成やグループ演習を含めた基本的なスタイルは踏襲していきたい。



評価項目別の分布



評価平均値の年度推移

2　今後のアクションプラン（良い評価を発展させる策、改善すべき評価には改善策）

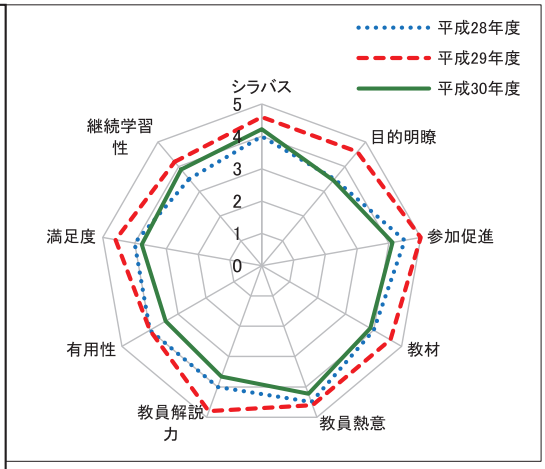
デザイン戦略や手法などの各社のより具体的な比較論などや、現在のトレンドの解説に対する要望などがある。これらの要望の授業構成への反映は検討していきたい。一方、デザインマネジメントの基本概念を理解するためにはかなり広範囲な知識が必要であり、かつ現状でもボリュームが多いという意見もあるので学修目的や要点の明確化も含めて、全体の構成を再検討していきたい。レポートが多いという意見もあるが、現在も演習回はレポートを課さないなど考慮もしているので、レポート回数は現状を維持する。

「学生による授業評価」調査に対するアクションプラン

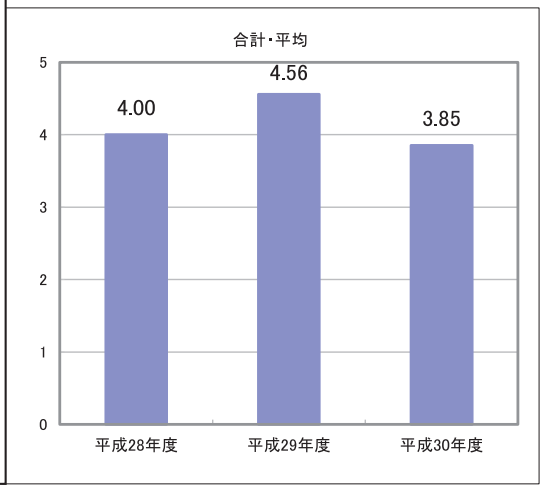
講義名　：インテリジェントシステム特論
氏　名　：林　久志

1　学生の評価から重要と思われる点（右のグラフや、その他コメントから）

- 予習をしたい、レポート課題以外の演習問題も宿題としてほしいなど、受け身でなく能動的に学習する意欲のある学生も多いことがわかる。
- 理解を進める上で、グループワークが非常に好評であったことがわかる。
- 学生による発表と、それに対する教員のコメントが好評であったことがわかる。
- 難易度が高い、わかりにくいと感じる学生がいることがわかる。
- 本講義はAIの基礎的なアルゴリズムが中心であったためか、有用性や目的の点で高い点数(5)をつける学生がいないことがわかる。



評価項目別の分布



評価平均値の年度推移

2　今後のアクションプラン（良い評価を発展させる策、改善すべき評価には改善策）

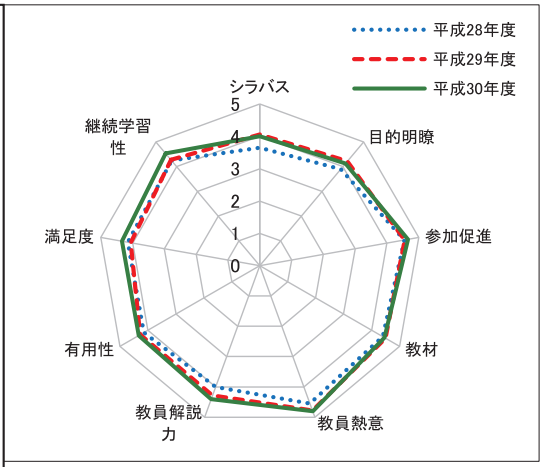
- 予習したい意欲的な学生のために、早めに講義資料を提供することを心掛ける。
- 理解を深めるために、学生同士のインタラクションや学生と教員間のインタラクションを大切にする。そのために、グループワークや学生による発表の時間を確保する。
- 難しい内容でも、例示やいろいろな言い回しにより、様々な角度から理解を深められるよう心掛ける。
- 短時間で詰め込むことは避け、学生が理解するための時間を確保し、授業に置いて行かれる学生の数を減らす。
- モチベーションが高い方は、プログラミング未経験者や理系でない受講者でも好成績を取る場合が多い。モチベーションを高めるために、基礎的なアルゴリズムや数学の重要性を理解して頂けるように説明することも重要である。

「学生による授業評価」調査に対するアクションプラン

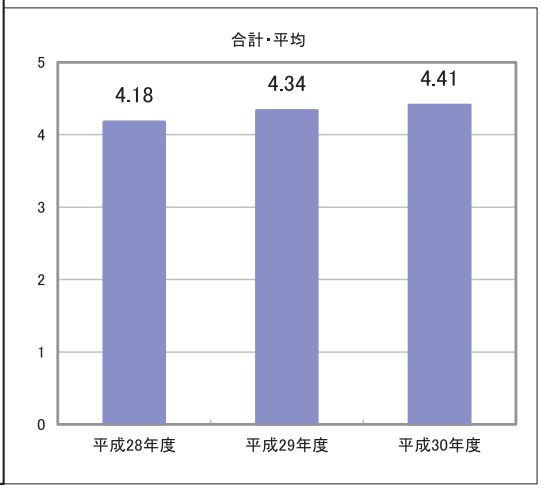
講義名　：イノベーション戦略特論
氏　名　：吉田　敏

1　学生の評価から重要と思われる点（右のグラフや、その他コメントから）

本年度は、「シラバス」と「目的明確」の評価が下がったといえる。これらの点について、当然ながら、来年度には上がるように対応すべきであると考えられる。ただし、イノベーションという不確実性を含む現象が対象となっており、「シラバス」については何か月も先の講義内容を決定した形で記述しないことの方が必然性が高く、毎年難しい選択に迫られている。今後も継続的に検討を加えていきたい。「目的明確」についても、毎年度考え込んでいるところである。学生ごとに異なる社会人としての経験により、目的が変化することになる面があるのは否めない分野であるため、どのように明確化していくか、検討を続けたい。（現在のところ、個人ごとに直接話しながら明確化しているが、全員と均等に会話をするのは困難であり、検討をしている段階である。）



評価項目別の分布



評価平均値の年度推移

2　今後のアクションプラン（良い評価を発展させる策、改善すべき評価には改善策）

グループ学習を取り入れた、双方型は概ね良い方向となっており、今後も工夫を加えながら継続していきたい。ただし、限定的な答えが無い諸問題について、深く考えることを前提とした内容となっている点について、前向きにとらえ多くのことを得ようとしてもらっている学生と、簡単に理解することが難しいことを否定的に感じる学生がいることは、このようなアンケートによって解ってきた。今後、テーマ設定などを含め、検討を重ねていきたい。

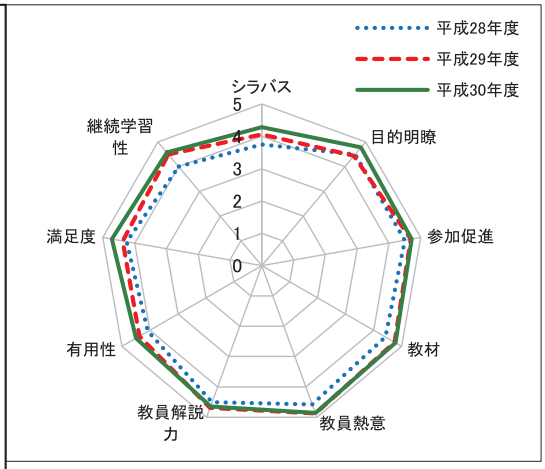
「学生による授業評価」調査に対するアクションプラン

講義名　：設計工学特論
氏　名　：池本　浩幸

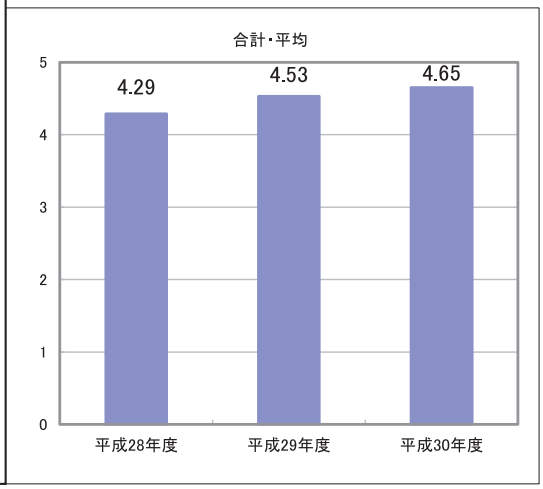
1　学生の評価から重要と思われる点（右のグラフや、その他コメントから）

評価平均値は、昨年度より0.12ポイント上昇し、良好な水準にある。評価項目別で見ると、「教員解説力」が0.05ポイント下降して4.64ポイントに、「教員の熱意」が0.02ポイント下降して4.86ポイントになったほかは、全て昨年度より上昇しており、特に、「目的明確」が0.35ポイント上昇して4.79ポイントに、「満足度」が0.33ポイント上昇して4.71ポイントとなっている。

アンケートの自由意見から、飛行時間を最適化する紙ヘリコプターの設計演習が有益であったとの意見が多く、各回の授業で少なくとも１つの設計手法を取り上げ、具体的な課題を演習しながら体得する方法が有効に機能していると思われる。



評価項目別の分布



評価平均値の年度推移

2　今後のアクションプラン（良い評価を発展させる策、改善すべき評価には改善策）

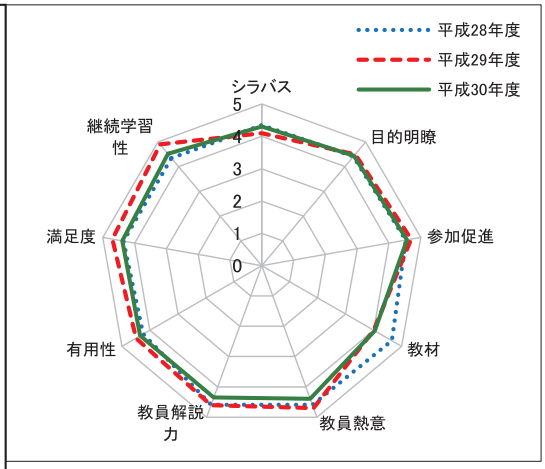
今年度から統計ソフトウェアとして「JMP Pro」を導入し、ライセンスの貸し出しによって、学生個人のパソコンでも利用できるようにした。従来は教室のパソコンでしか利用できないソフトウェアを使用していたため、復習をするためには来学する必要があったが、それが大きく改善した。高い満足度の背景となっている、理論を学んだ直後に演習で体得する授業方法を今後も継続し、実務に役立つ知識とスキルを幅広く修得できるようにしていく。また、「JMP Pro」を継続的に利用し、予習復習を効率良くできるようにする。

「学生による授業評価」調査に対するアクションプラン

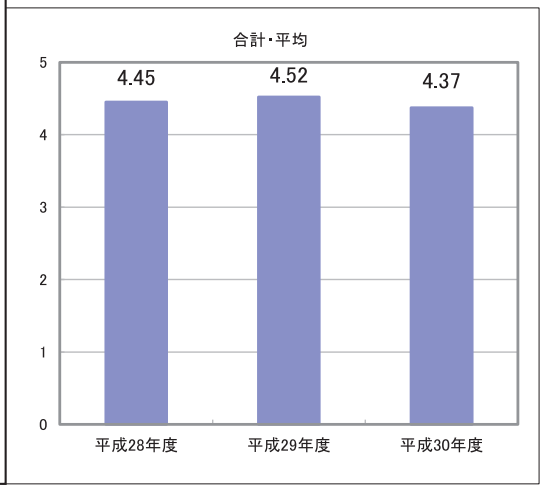
講義名　：プロトタイピング工学特論
氏　名　：近藤　嘉男/内山　純

1　学生の評価から重要と思われる点（右のグラフや、その他コメントから）

- 前年より評価平均は4.52から4.37へやや下がっている。
- スキルレベルに応じたプロトタイピングの個別指導については評価が高く、自身のアイデアで制作した3Dデータを制作する喜びを実感し、モチベーションが上がったとの声も多かった。反面、PCトラブルや、機材が混み合うなどの指摘が昨年より多かった。
- 課題制作については予習・復習時間を主とし、3DCADの学修は自習を基本とすることをシラバスに謳っているが、一部の学生から3DCADの修得が難しかったとの声もあった。ただし、3DCADが初めてにも関わらず、積極的に取組み、見ごたえのあるプロトタイプを完成した学生が大半であった。



評価項目別の分布



評価平均値の年度推移

2　今後のアクションプラン（良い評価を発展させる策、改善すべき評価には改善策）

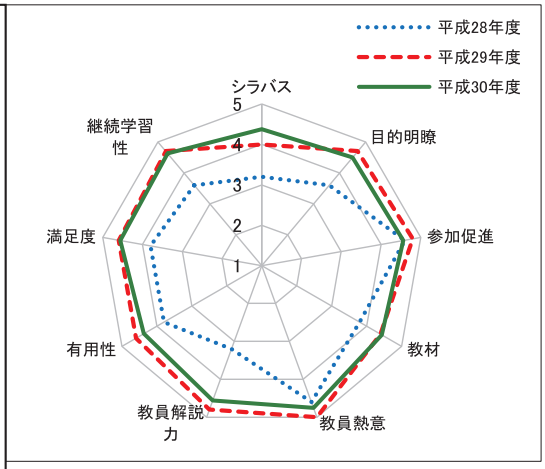
- 機材を活用したプロトタイピングに主眼をおいたカリキュラムや、スキルレベル応じた自由度の高い課題設定により学生のモチベーションが高まり、コンピテンシー向上に繋がった。この方向性は継続した上でレベルを下げることなく、指摘の多い設備の見直し（空調、PCトラブル）や効率的な運用の検討をしていきたい。
- ハイエンド3DCADを活用して成果を上げた設計経験のある社会人学生もいた。3DCADスキルの修得はこれからのモノづくりに必須であり、デザインと設計で基礎的な3DCADツールを統合し、基礎授業を充実させるなど、修得し易くする工夫をしながら、レベルの高い学生にも対応できるよう環境を整えていく必要がある。履修人数が増加しており、特に3Dプリンター設備の充実が望まれる。

「学生による授業評価」調査に対するアクションプラン

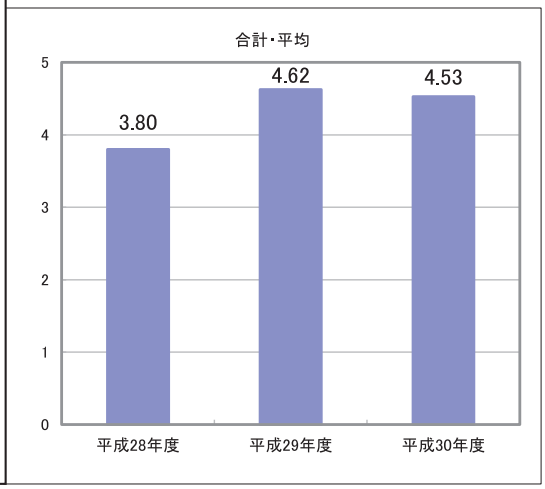
講義名　：プロダクトデザイン特論
氏　名　：内山　純

1　学生の評価から重要と思われる点（右のグラフや、その他コメントから）

- 前年より評価平均は4.62から4.53へやや下がっている。出席率、理解度は昨年より向上したが、難易度が高いと感じる学生も多かった。
- スキルレベルに応じた個別課題設定とし、デザイン経験者を中心とした異分野混成チームで討議を活発に行うことを促したことについては良いというコメントが多かった。manabaの活用に関しても肯定的なコメントが多かった。
- 昨年から変わり水曜日５限となり、録画受講可としたが、改善してほしい学生がいたが、履修しやすかったという学生も多かった。
- プロジェクター、空調、PC不具合などの設備に関する不満が特に多かった。



評価項目別の分布



評価平均値の年度推移

2　今後のアクションプラン（良い評価を発展させる策、改善すべき評価には改善策）

- デザイン未経験者やデザイン系科目を履修していない学生や基本スキルを満たしていない学生が多く、難易度が高く感じられたようだ。方向性は継続、強化するが、授業レベルは維持し、今年度から始めた授業外での個別スキル指導も継続していきたい。
- 開催時期を3Qから1Qとすることで理解度があがりデザイン未経験者にも履修しやすかったようだ。次年度も継続して行きたい。
- 昨年度からインダストリアル・デザイン科目群の相互連携を強化し改善が見られている。今年度からデザイン／設計の3DCADソフトを統一したため、昨年出ていた不満はほぼ解消されたようだ。相互連携の強化を推進して行きたい。
- 教室設備についての不満は昨年も出ており早急に改善する必要がある。

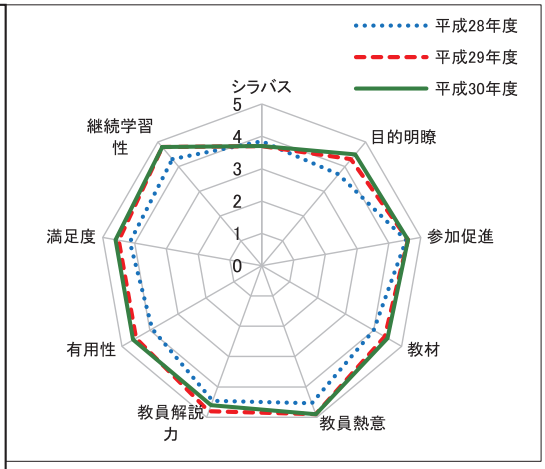
「学生による授業評価」調査に対するアクションプラン

講義名　：デザイン表現実習
氏　名　：海老澤　伸樹／内山　純／金箱　淳一

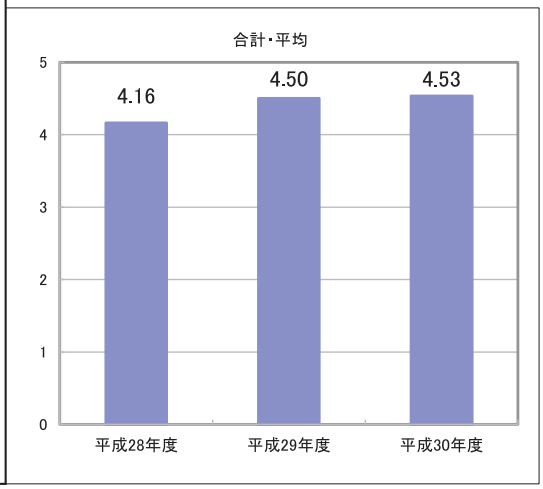
1　学生の評価から重要と思われる点（右のグラフや、その他コメントから）

まずはじめにシラバスに取得単位数の誤記があり、履修学生の皆様にご迷惑をおかけしたことをお詫びします。今後はより厳しいチェックを行っていきます。

今年度から課題解決の中で表現技法修得を学ぶ形に講義の構成を大幅に変更したが、ポイントが4.50から4.53に若干向上していることでこの授業構成に対する変更は受け入れられたとの認識している。この科目はデザイン未経験者を主な対象とした科目であるので基礎スキルの習得を重点においた実習，課題設定，にして行くなどより改善，強化を図っていく。



評価項目別の分布



評価平均値の年度推移

2　今後のアクションプラン（良い評価を発展させる策、改善すべき評価には改善策）

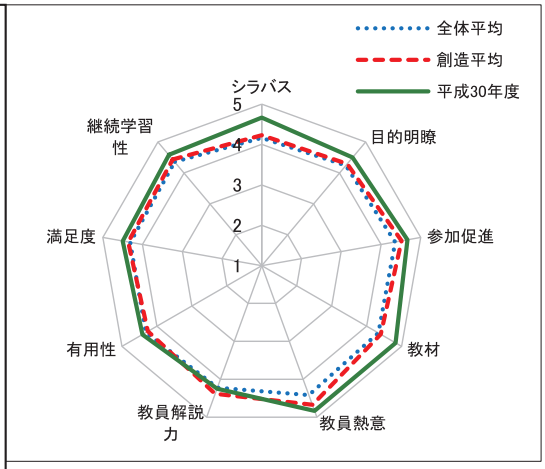
前述のように今年度から変更した２度の課題解決を実施することで表現手法を獲得していくという講義構成は維持していきたい。ただデザイン表現実習という性格上、課題を実施していく中で、自身のアイデアをより広く、深く展開するという部分がやや弱く感じる。特に短時間で多くの異なるアイデアを出すという能力もデザイン表現の一つと捉え演習の中に取り入れることを検討したい。

「学生による授業評価」調査に対するアクションプラン

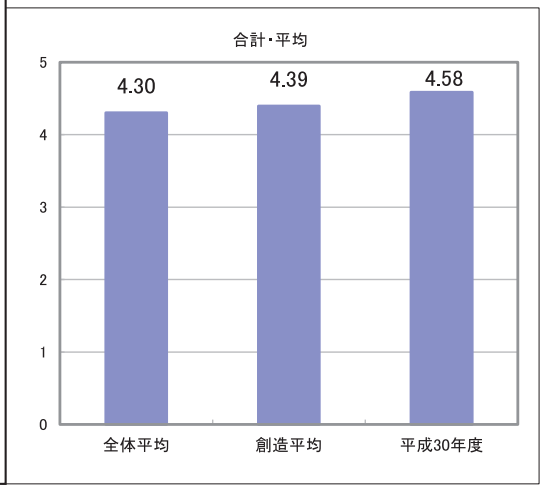
講義名　：データサイエンス特論
氏　名　：橋本　洋志/大久保　友幸

1　学生の評価から重要と思われる点（右のグラフや、その他コメントから）

- 概ね良い評価を得ている。内容そのものも好評であり、今年度の講義体系を続けても良いことがわかった。
- 開講して初めての授業ゆえ、内容の分量の見積もりが正確でなく、学生にとっては多少負荷が多いことがアンケートより判明した。
- 学生の背景により、数学、分析、プログラムングの知識とスキルがそれぞればらつきがあり、学生自身が苦労して学習したことが認められる。



評価項目別の分布



評価平均値の年度推移

2　今後のアクションプラン（良い評価を発展させる策、改善すべき評価には改善策）

- アンケート結果より、同じ講義体系・形式を踏襲する。
- 内容と分量を精査して、適切な分量になるように見直しを図る。
- 学生の背景、知識、スキルレベルに応じた講義内容・資料に改善できるかを検討する。

2018年度 第2クォータ
教員各自のアクションプラン

1　両専攻共通科目
2　情報アーキテクチャ専攻科目
3　創造技術専攻科目

■第2クォータ アクションプラン■

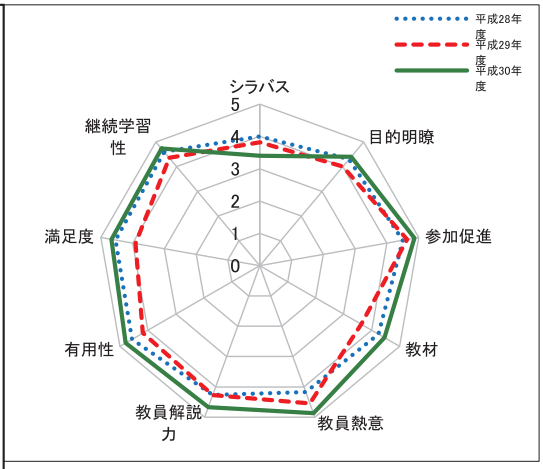
1　両専攻共通科目

「学生による授業評価」調査に対するアクションプラン

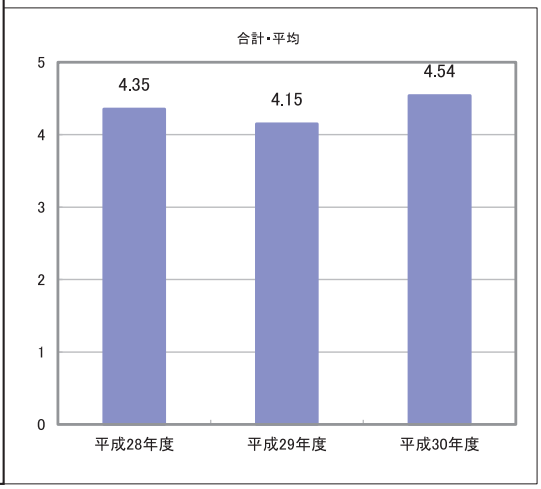
講義名　：リーダーシップ特別講義
氏　名　：嶋津　恵子

1　学生の評価から重要と思われる点（右のグラフや、その他コメントから）

「リーダーシップ」に関し、日本国内で一般的とされている概念や考え方ではなく、米国を中心に世界標準として採用されている「フォロワーシップに基づくリーダシップ力の醸成のきっかけ」を目指す授業である。この基本姿勢に対して、批判や問題視する声は無かった。講義と実習の組み合わせで、知識として習得よりスキルの体得を目指したが、この方法もおおむね賛成する声が多い、また実習の際に敢えて偏った視点にたつことを想定して採用した「６つの帽子」作戦も効果があったとする意見がほとんどであった。一方、リーダーシップ特別講義Ⅱを期待する声や、フォローが不足していた点を指摘する意見もあり注目する必要がある。さらに教科書に関しては、内容的に難解であったとする声がいくつか存在する。授業中に重要個所を拾い読みする方法をとり、それが効果したという意見があるが、世界標準は日本人にとってなじみがないことを再認識して授業にあたる必要がありそうだと感じた。またmanabaへの学生からの投稿をすべてレビューし、最大限授業に展開してきたが、これに対して懐疑的な意見もあった。こう言う視点に対しても来年度は注意して対処したい。



評価項目別の分布



評価平均値の年度推移

2　今後のアクションプラン（良い評価を発展させる策、改善すべき評価には改善策）

問20に対する回答に注目し、対応を図ることで、評価の成長に貢献できると考える、具体的には、①「６つの帽子」作戦の採用に関し、（欧米の大学では常識であるこの議論方式を）丁寧に説明する時間を設けること、②“ディスカッション”のように社会人経験の違いにより意味が偏ってしまう用語はできるだけ避け、ニュートラルな視点で作業にあたれる工夫をすること、③継続して教科書の要点や重要個所のを授業で説明する方式を採用することの、３点である。

「学生による授業評価」調査に対するアクションプラン

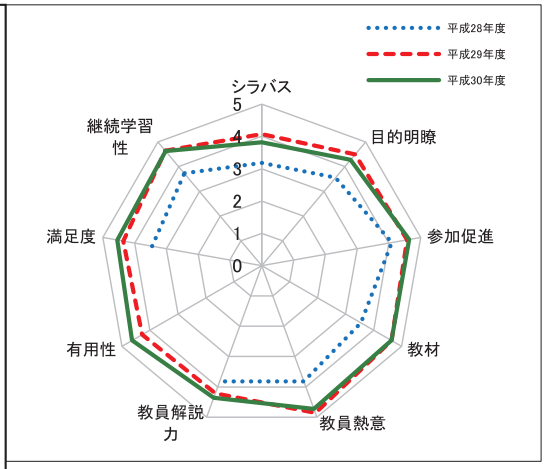
講義名　：事業アーキテクチャ研究
氏　名　：亀井　省吾

1　学生の評価から重要と思われる点（右のグラフや、その他コメントから）

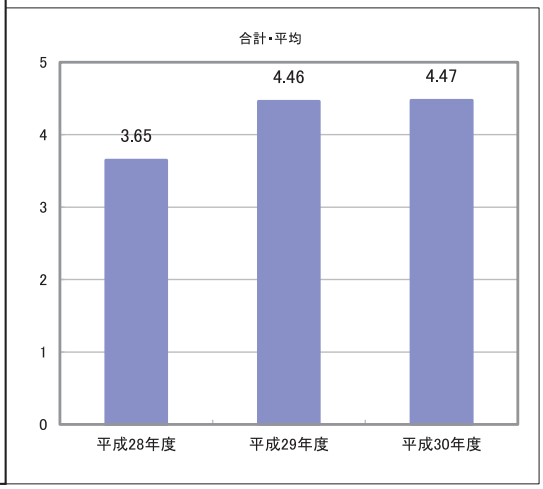
項目１－３に関しては、出席率4.91、授業外勉強時間4.82、難易度評価4.00と相対的に高水準であったことから、学生の負荷の高さが窺われる。項目４－12では、それにも関わらず、評価５及び４が全回答の89％と大凡及第点の評価をいただいていると理解している。各項目とも大きく改善した前年度と同水準を維持しているが、要因として前年度より施行した以下３点が挙げられる。

①ケースの入れ替えを実施し、全体として一貫性を持つ構成としたこと
②授業外において、LMSで適宜、先行研究文献や参考情報をニュース配信したこと
③３ケースにおいて解題講義を実施したこと。また、今年度受講生も、多くが学習経験レベル高く、難易度の高さを意欲に転換しつつチーム活動を実施する傾向にあった。

一方、課題点としては、学生コメントにも記載されている通り、学習経験ギャップから、チーム議論の質・量におけるバラツキが生じる状況が見受けられ、予習用として参考資料の早期提示も求められている。また、インストラクションにおける誘導可能性や秋学期実施する事業アーキテクチャ設計との関係性明確化についても指摘がある。これらの課題については、事例研究型授業の性質も鑑みつつ、シラバスへの記載など事前通知並びに、インストラクション内容及び頻度について検討していくこととしたい。



評価項目別の分布



評価平均値の年度推移

2　今後のアクションプラン（良い評価を発展させる策、改善すべき評価には改善策）

以下の問題が読み取れた。

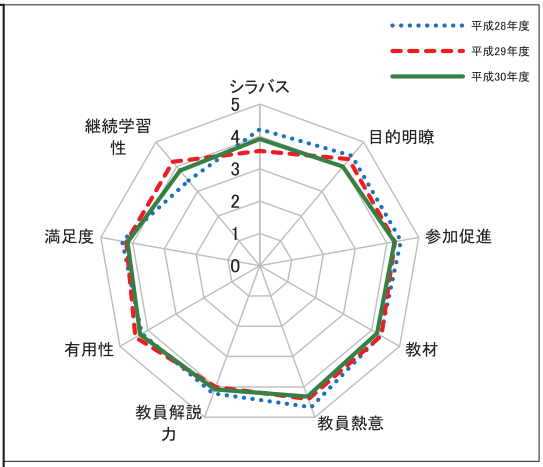
①要望が多い授業外リモートディスカッションの仕組みについては、manabaだけでなく、TV会議システムやチャットなど複数ツールの同時活用も視野に入れて検討する必要がある。
②コメントや項目４の評価が3.82となっていることからも、参考文献の盛り込みや本授業の位置付けなどシラバスの充実を図りたい。
③ケースの入れ替えや見直しは随時進めていきたい。
④従前より指摘が多いPBL教室の空調整備についても、引き続き施設関連部署の協力を要請していきたい。

「学生による授業評価」調査に対するアクションプラン

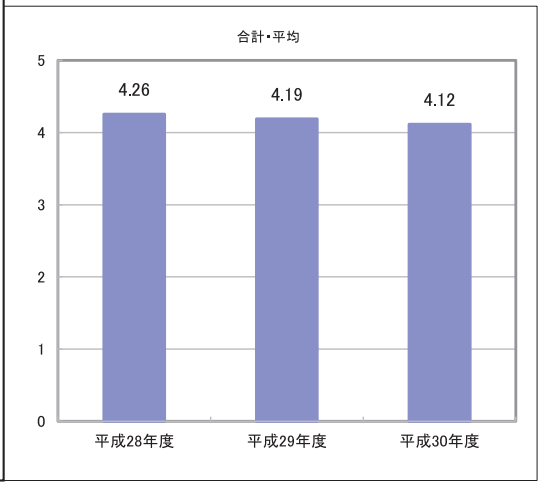
講義名　：技術倫理
氏　名　：伏見　靖/川田　誠一

1　学生の評価から重要と思われる点（右のグラフや、その他コメントから）

(1)出席率：一部の学生を除き概ね良かった。グループワークに出席しなければ適切なレポートが書けないためと思われる。
(2)自己学習量：昨年比で自己学習量が減った。グループ学習を講義時間中に完結するようにしたことが影響したが、レポート内容が成績に影響するため、自宅での学習量は一定レベルを維持していると考える。
(3)難易度：講義では抽象論～実例、シンプルな事例から解決策のない事例まで紹介したため、学生の年齢・経験度によって感じ方は様々であり、予想通り適度にバラツキがあったと考える。
(4)目的明確性：最初の講義で、衝撃的な事例を取り上げると共に、学修の必要性を解説したため、学生の理解度が高まったと思われる。
(5)学生の参加促進：グループワークに積極的に参加する学生が居る一方、議論に消極的な学生も居たので、できるだけ多くの学生に発言の機会を設けるように工夫したい。
(6)教材及び教員解説力：講義序盤で講師が重要視するポイントを予め公表し、ポイントを知った上で講義を受けるようなスタイルにすることで、学生の理解を促進する。その他、スライドに判りにくい箇所があったので修正する。



評価項目別の分布



評価平均値の年度推移

2　今後のアクションプラン（良い評価を発展させる策、改善すべき評価には改善策）

(1)技術倫理の提出レポートのフィードバックは、文章作成スキル向上に役立つと思われるため、引き続き行う予定である。特に最初のレポートは早めに返して、レポート作成の基礎を説明したい。
(2)学生から指摘があったレポートの文字数設定（最低及び最高）については、指定されたボリュームの文章を作成するスキルは指導的立場の人材として必須である点を説明する。なお、講師や過去のレポート例を題材にして、具体的に良否が判るようなレクチャーする時間も確保するようにしたい。
(3)当日完結型のグループワークは評判が良いので、今後も続ける予定である。
(4)個人毎の事例発表を長くした上でディスカッション時間も確保したい。

■第2クォータ アクションプラン■

2　情報アーキテクチャ専攻科目

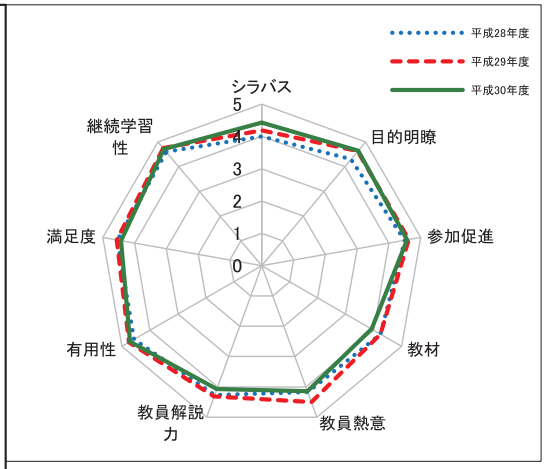
「学生による授業評価」調査に対するアクションプラン

講義名　：ネットワークシステム特別講義2
氏　名　：飛田　博章

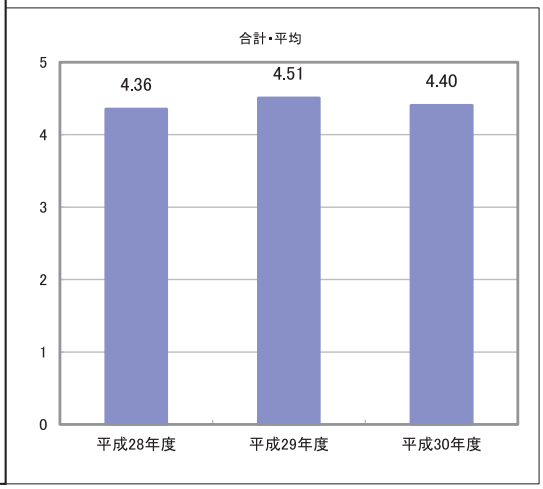
1　学生の評価から重要と思われる点（右のグラフや、その他コメントから）

全体的には前年度と大きな違いはなく、参加度、難易度、シラバスに関する評価が若干上がり、学生の参加促進、教員解説力に関する評価が若干下がった。授業内容や取り組みに関しては前年度と同じであり、こうした差は学生のレベルや興味により生じたと思われる。

また、授業の負荷が高いとのコメントが多く見られた。授業時間以外にも積極的に進めないと目標に到達できないため、授業外で活動する学生を数多く見かけた。ただし、コメント内容は負荷が多いことが問題ではなく、得るものが多かったといった好意的な内容であり、内容は妥当であると考える。



評価項目別の分布



評価平均値の年度推移

2　今後のアクションプラン（良い評価を発展させる策、改善すべき評価には改善策）

授業評価も大事だが、公開サーバを構築する本授業において安全に授業を終えられたことが非常に重要となる。外部にポートを開ければ、世界各国から不正にアクセスされる対象となる。本年度は管理者のルータ変えて授業をスタートした。これまで使っていた富士通のルータが10年を超えたため、機器自体の問題解決と、ルータ設定でのセキュリティー強化を目的に入れ替えを行った。授業において大きな問題もなく終えることができ、今後も適宜環境の改善を行っていく。

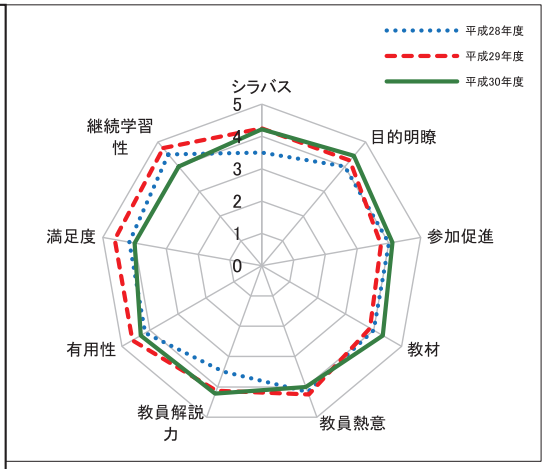
授業に関してはヒントを出しすぎず、生徒がやる気を失わないようにするように心がけた。全体としてドキュメントの質も高く、例年よりもレベルの高いアウトプットを学生が出したことは評価できる。ルータやDNSの設定等でつまづいているグループも多かったため、次年度以降は扱いやすいものに変更予定。

「学生による授業評価」調査に対するアクションプラン

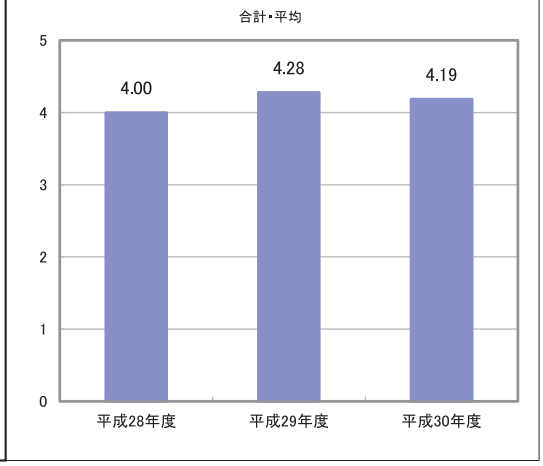
講義名　：ユビキタスプラットフォーム特論
氏　名　：成田　雅彦

1　学生の評価から重要と思われる点（右のグラフや、その他コメントから）

⑴平均値は、4.19で、前回（4.28）から若干減少したが、値そのものは問題ない。各設問について、前年度に比べて0.5以上大きく違うものを抜き出すと、難易度、教材、これらが向上している。こうした原因は、講義内容の改善だけでなく、学生の興味や水準と講義内容や教材が一致したとも考えられる。
⑵満足度は、前回4.63から今回4.00へ、継続的学習性は、前回4.75から今回4.0と0.5以上下がっている。２つの項目とも他の受講者が３以上であったが一人が評価１とした影響である。ただし、学生の参加促進は、前回3.75だったところが、今回は4.1と雰囲気は良い。
⑶難易度は3.0から3.56と大きく変化している。一昨年は3.83だったので、年度による受講者の水準のバラツキと思われる。



評価項目別の分布



評価平均値の年度推移

2　今後のアクションプラン（良い評価を発展させる策、改善すべき評価には改善策）

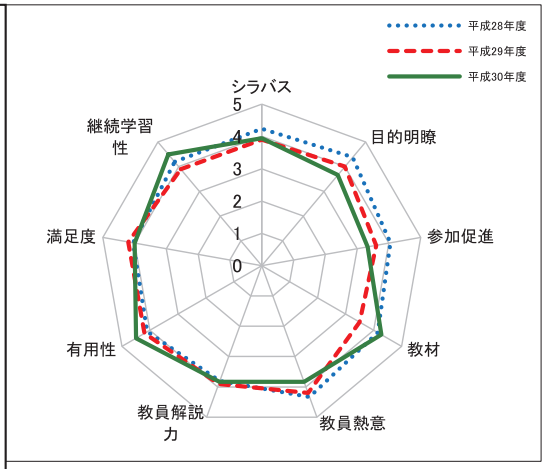
⑴今回は全体の受講者に比べ１名の受講者の満足度などが振るわなかったが、そうした受講者を早期に見つけ、サポートできるとよい。このために、グループ演習の打ち合わせでのコミュニケーションを活用していく。
⑵個人演習やグループ演習で、試作など手を動かして技術を学べたこと、講師が行なった実演について好評だったのは心強い。今後とも実施していく。
⑶本講義は夏場であったので、空調に関するクレームが多かった。これは次年度改善されることを期待している。

「学生による授業評価」調査に対するアクションプラン

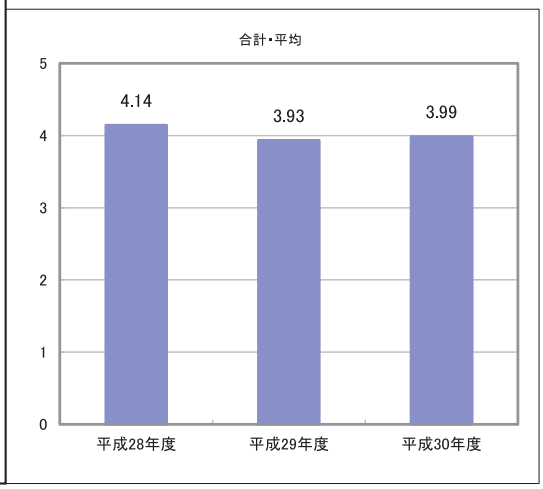
講義名　：システムプログラミング特論
氏　名　：小山　裕司

1　学生の評価から重要と思われる点（右のグラフや、その他コメントから）

学生からの評価で 4 を下回った項目は 4 シラバス、5 目的明確、6 学生参加、8 教員熱意、9 教員解説であり、これらの項目多くでは1/3程度の 3 以下の評価を付けている。逆に4.4を上回った項目は有用性、継続学習であった。例年通りの内容であり、過半数の学生は 4 あるいは 5 の評価であるが、評価 1 あるいは 2 を付けた学生も一定数いたため、各項目の評価平均が 4 を下回っている。学生との相性に問題があった可能性もあるものの、悪い評価を付けた学生が多めであり、また評価が悪い項目は概してシラバスと教授法に関するところであるので、今後改善すべき事項だと認識した。



評価項目別の分布



評価平均値の年度推移

2　今後のアクションプラン（良い評価を発展させる策、改善すべき評価には改善策）

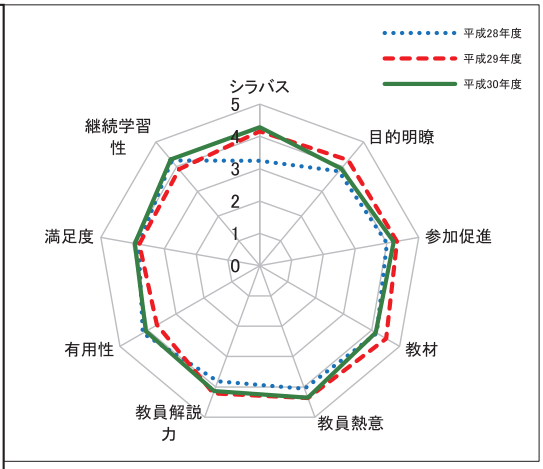
悪かったところで個々の指摘をいただいた。教員側の対処が不足していたための問題もあれば、誤解もあった。学生のために行った対処が逆効果のこともある。いろいろと例年悩ましいと思っている。次年度はこれらのコメントを参考に、より適切に対処したいと思う。また、言葉足らずだったところもあるので、意図が正しく理解されるように繰り返したり、工夫したりしたいと思う。

「学生による授業評価」調査に対するアクションプラン

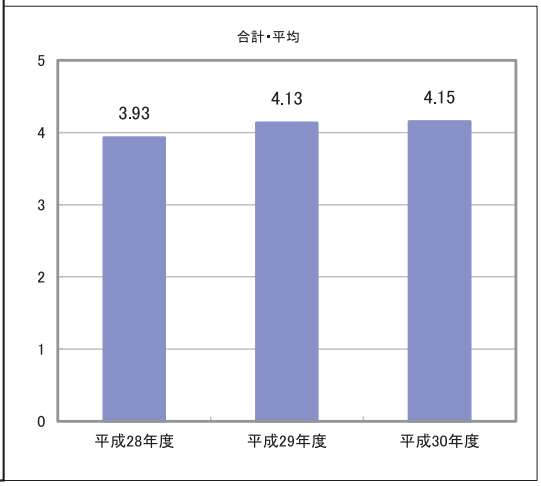
講義名　：Javaプログラミング技法
氏　名　：渡邊　紀文

1　学生の評価から重要と思われる点（右のグラフや、その他コメントから）

前年度と比較し授業の有用性および継続学習性の値を上げることができ、学生に対してプログラミングの興味および関心を高めることができた。また学生からのコメントより、毎回の授業で講義および演習の時間をとり、それらに対して個別フィードバックを行ったことは学生にとって好評であった。課題については講義内容のみで完結する基礎課題とそれ以外の知識を必要とする応用課題を設定していたが、学生によっては課題に時間がかかり大変であったという意見と、一部の学生にとっては難易度が低いという意見があった。これらについては次年度の学生のプログラミングスキルを元に調整して対応する。また課題の評価方法については、部分点を評価して欲しいとの意見を多く得た。



評価項目別の分布



評価平均値の年度推移

2　今後のアクションプラン（良い評価を発展させる策、改善すべき評価には改善策）

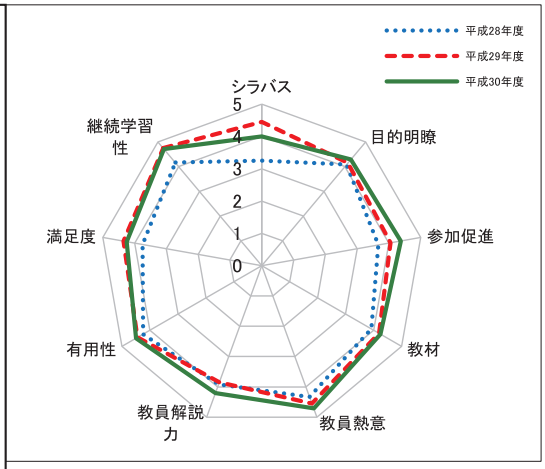
毎回の説明および演習という講義形式は好評であるため、次年度以降も継続して実施する。課題評価方法については、合格不合格だけではなく部分点を追加するなどについて検討する。学生からの改善の希望として、教室に設置しているPCのOSおよび開発環境のバージョンの古さが挙がっていたが、これらは夏のリプレースでバージョンを上げているので解決している。また演習時のサポートをするTeaching Assistantを用意してもらえないかとの要望があったため、確保できるかについて事務と確認する。

「学生による授業評価」調査に対するアクションプラン

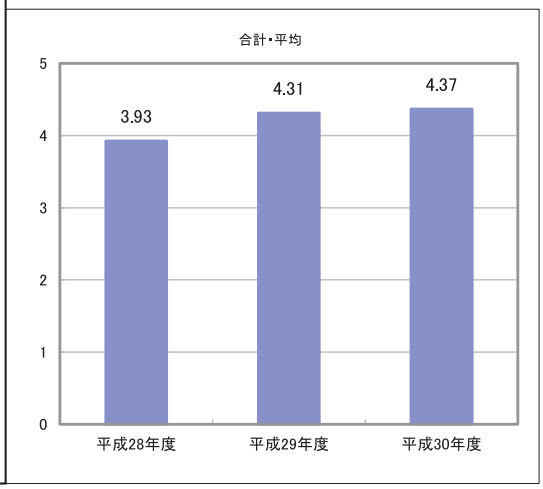
講義名　：データインテリジェンス特論
氏　名　：中野　美由紀

1　学生の評価から重要と思われる点（右のグラフや、その他コメントから）

小テストおよびその解説により、要点を繰り返し学習するスタイルは今年度も好評だったので、引き続き、継続していきたいと考える。昨年から、学んだことをベースにディスカッション時間を設けているが、今年は議論より講義をとの声が数人からあがっており（昨年までは、講義のみで学生への対話がないとの指摘があったが）、議論と講義の塩梅を再度工夫したいと考える。



評価項目別の分布



評価平均値の年度推移

2　今後のアクションプラン（良い評価を発展させる策、改善すべき評価には改善策）

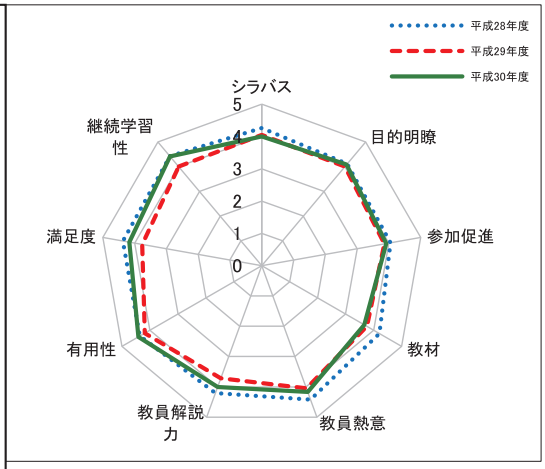
教室（秋葉原からの中継）が限定されているため、今年は 2 時間続きであったが、その方が楽であるという声と 1 時間ずつやってほしいとの声が半々であった。このあたり、秋葉原との連携を考え、時間割を再度検討したい。また、例年のように出てくる実機演習に関しても、秋葉原との関係から再度検討してみたい。

「学生による授業評価」調査に対するアクションプラン

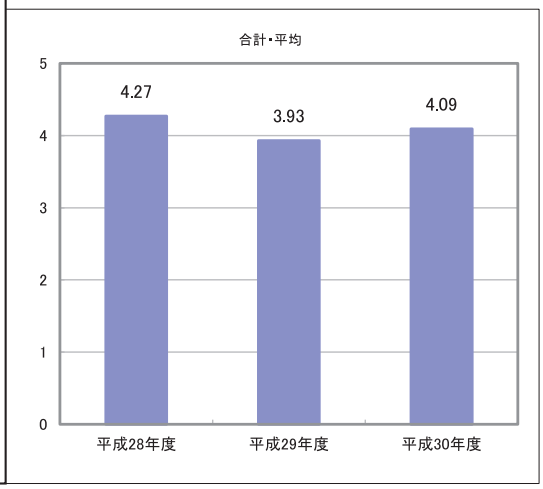
講義名　：情報アーキテクチャ特論2
氏　名　：戸沢　義夫

1　学生の評価から重要と思われる点（右のグラフや、その他コメントから）

ほぼ毎週1000字程度の課題レポートを課しているので、学生にとって授業の負荷は高いと思われる。そのレポートに対するコメントを受講者全員にフィードバックしているので、講義内容がマンネリ化せずUp-to-dateさが維持されている。このコメント・解説を高く評価する学生が多い。一方、このやり方では知識が身に付かないと思う学生もいるはずで、それらの学生の評価は高くなかったと思われる。BABOKの内容の講義はビデオ講義に集中するようにしたため、ビデオ回と対面授業回との不連続さが生じてしまった。BABOKは知識体系ではあるが、実務者視点でまとめられているため、実務経験のある人にとってはうなずける部分が多いが、純粋に知識を身に付けようとして受講する学生にとっては、なぜそれが重要なのかを理解するのが難しい。これらのことはシラバスでよりきちんと説明し、受講者がとまどわないようにする必要があると思われる。



評価項目別の分布



評価平均値の年度推移

2　今後のアクションプラン（良い評価を発展させる策、改善すべき評価には改善策）

基本的には多くの学生がこの授業スタイル（毎週のレポートとそれに対する教員コメント、ビデオ回でのBABOK講義）が有効だと言っているので、これを継続する。教員がこの科目で学んでもらいたいと思っていることを講義開始前により徹底して理解してもらうために、シラバスの書き方に工夫を加えたい。

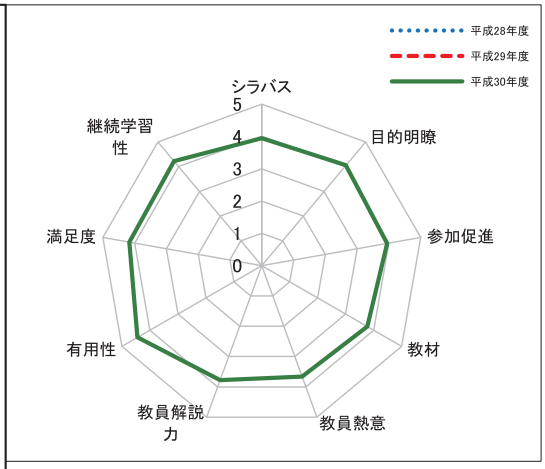
「学生による授業評価」調査に対するアクションプラン

講義名　：情報システム特論2
氏　名　：板倉 宏昭

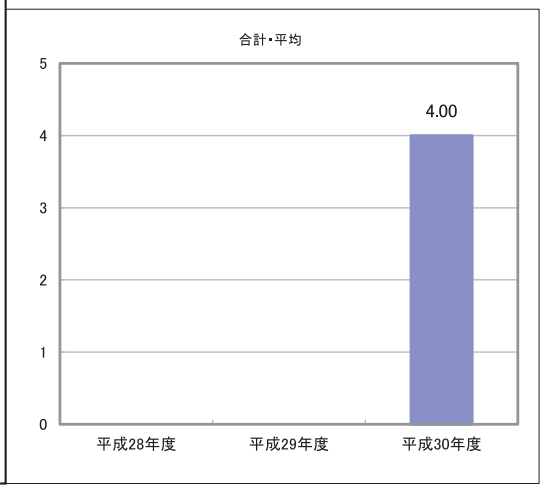
1　学生の評価から重要と思われる点（右のグラフや、その他コメントから）

- 「講義内容がテキストに忠実で、復習が容易な点がよかった」「教科書に基づいているため、予習がしやすかった。」「非常に内容の濃い教科書を用いた講義であり有益であった。」といったことから、基本書であるテキストをいかした授業を引き続き進めたい。
- 「ディスカッションの機会が多く、班内や他班の発表で様々な意見を聞くことができたのは、気づきができてよかった。」「グループディスカッション形式での課題や発表は、他の方との意見交換ができよかった」グループディスカッションをいかした教育を進めたい。
- 評価が高い実務家の外部ゲスト講師を取り入れることで理論と実践の融合を図りたい。
- 冷房の早期作動と適切な温度設定とビデオ配信システムについて次のような指摘がみられた。

(1)シーク操作をすると固まる点
(2)ローカルにダウンロードできる機能（Wifiでダウンロードして電車等で通信を発生させずに視聴したい)”



評価項目別の分布



評価平均値の年度推移

2　今後のアクションプラン（良い評価を発展させる策、改善すべき評価には改善策）

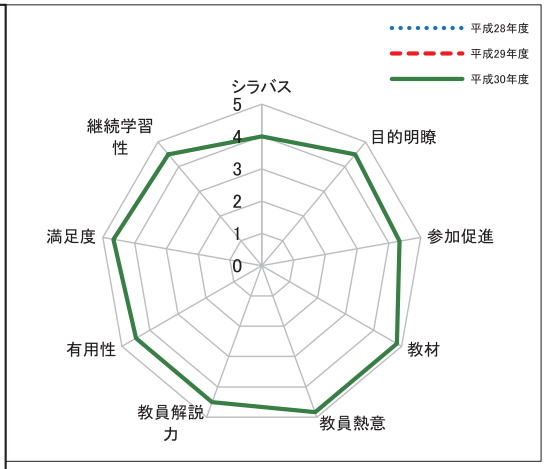
- 「冷房の効き具合が悪い」や「初夏の冷房を早く付けられるようにしてほしい。」といった冷房を早くいれることと冷房の能力を向上させる要望が強いため改善をはかっていきたい。
- 「発表用の資料は前面画面へのスライド投影に統一してほしい。議論はホワイトボードが良いが、全員に向けて発表するには見辛い。」から発表はスライドに統一したい。
- ビデオ配信システムについて改善と機能追加を検討したい。
- グループ編成について人数を含めて工夫することにしたい。

「学生による授業評価」調査に対するアクションプラン

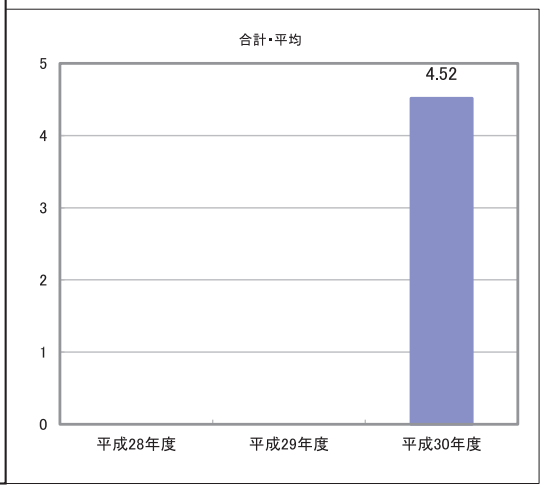
講義名　：情報ビジネス特別講義1
氏　名　：六川　浩明

1　学生の評価から重要と思われる点（右のグラフや、その他コメントから）

現代における科学技術の発展の速度は、昭和50年代や平成初期と比較すると、比べものにならないほど、急速度に発展をしております。そのため、本授業では、毎年、授業内容を刷新しており、その年度における最新の法的論点を授業で取り上げております。例えば、本年度の授業では、欧州で成立したGDPRや、人口知能（AI）に関する法的事項などを、取り上げました。そのような点を評価して頂いたものと考えております。



評価項目別の分布



評価平均値の年度推移

2　今後のアクションプラン（良い評価を発展させる策、改善すべき評価には改善策）

最新の法的論点を取り上げるという点を、引き続き継続をして参りたいと考えております。定期試験の前の週には、ある程度、定期試験問題の概要を、あらかじめ、お伝えしようと考えております。

「学生による授業評価」調査に対するアクションプラン

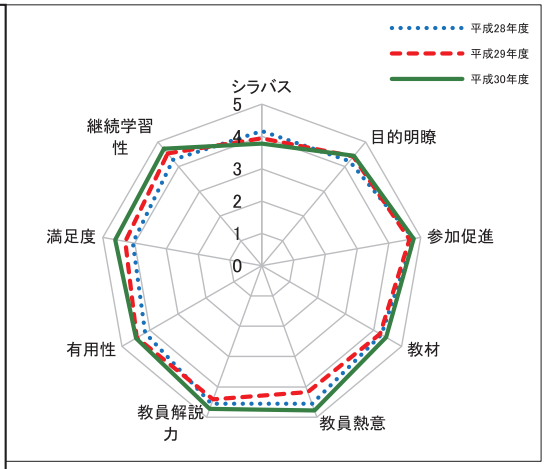
講義名　：サービスサイエンス特論
氏　名　：松尾　徳朗

1　学生の評価から重要と思われる点（右のグラフや、その他コメントから）

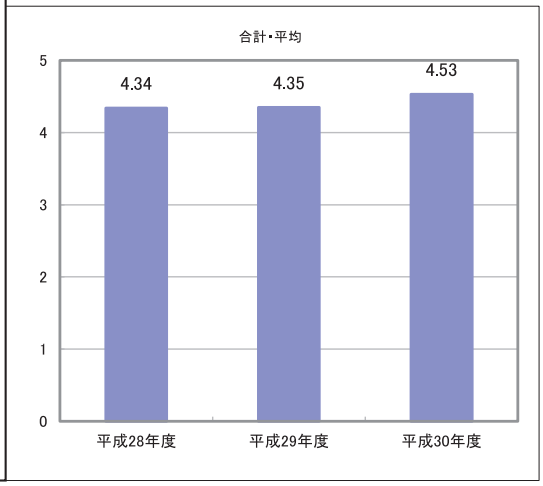
【ポジティブなコメント】
- 授業の議論時間が多く、他人の考え方などを聞くチャンスがあった。
- 異なる業種の方と新規サービスについて議論する事により、様々な視点の考え方に触れられた。
- グループディスカッション中心の授業で理解が深まった。

【ネガティブなコメント】
- 録画の回の資料がやや古い。
- グループ演習の時間が少なすぎた。
- レポート課題提示に時間を要した。

【要望】
- もう少し演習の回を増やしてほしい。
- ブルーオーシャンにかかわる講義は時間が足らなかった。もう少し、時間が取れると良い。
- 外部講師の資料も配布してほしい。



評価項目別の分布



評価平均値の年度推移

2　今後のアクションプラン（良い評価を発展させる策、改善すべき評価には改善策）

概ねポジティブな意見が多かったが、授業のコンテンツのアップデートに関する要望があり、さらに、授業で配布するメインの配布資料以外の補助資料についても、今後充実させていく。さらに、レポートの提示についても時間に余裕を持ち提示できるように改善を図っていきたい。

「学生による授業評価」調査に対するアクションプラン

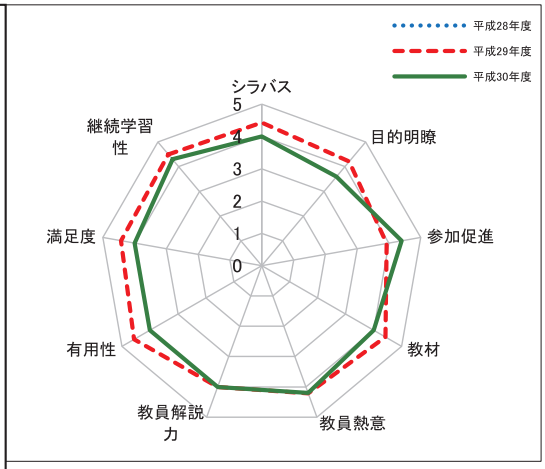
講義名　：コラボレイティブ開発特論
氏　名　：中鉢　欣秀

1　学生の評価から重要と思われる点（右のグラフや、その他コメントから）

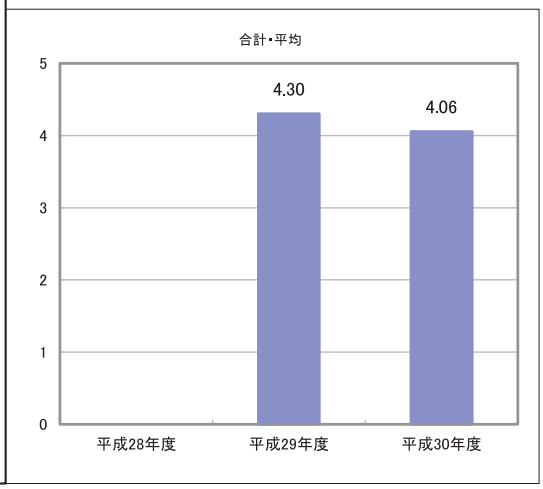
学生からのコメントでは、仮想開発環境を提供することによりスムーズに演習ができた、一人では学べないことができた、などの良い評価を得られている。

受講生の事前知識やモチベーションが多様であるため数値的尺度に基づく定量比較は難しい。ある種の目安として評価結果を受け止め、評価の低いものについては継続的に改善を行い、高いものについてはこれを維持して行きたい。

教材については様々な手段で得られた改善提案を受け止め、必要に応じて内容の改訂を行っていく。また、シラバスについては、事前の学習者の期待と実際の授業内容との乖離が生じないように注意しながら必要に応じて修正する。来年度の授業実施に向けて継続的により高い評価が得られるよう務める。



評価項目別の分布



評価平均値の年度推移

2　今後のアクションプラン（良い評価を発展させる策、改善すべき評価には改善策）

今後は、新技術への対応や、演習の方法などについての改善などを行っていく。チーム開発をより効果的に学べるように配慮を行い、よりアクティブな学習の場として構成していくつもりである。授業資料についてはWebでの公開を勧め、広範なフィードバックなどを求めていきたい。教材・教授法の両面から改善を継続する。

「学生による授業評価」調査に対するアクションプラン

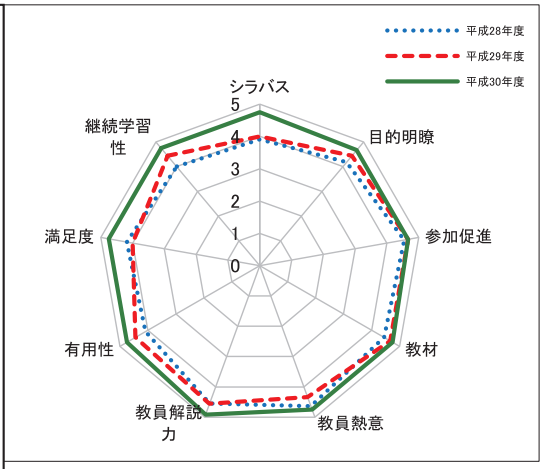
講義名　：プロジェクト管理特別講義
氏　名　：酒森　潔

1　学生の評価から重要と思われる点（右のグラフや、その他コメントから）

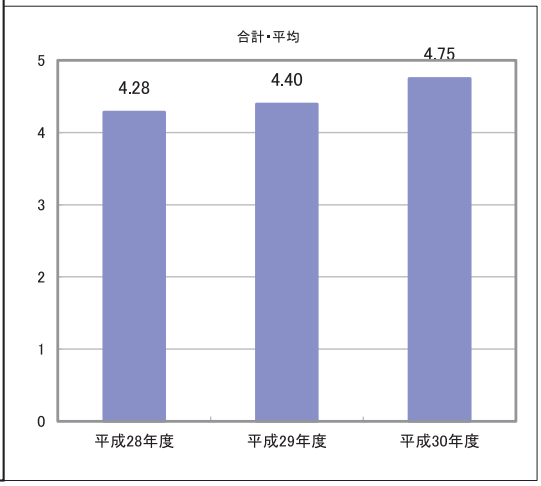
学生評価は平均4.75と高い評価をいただいた。その理由としては大きく２つのことが学生コメントから推測される。

一つは、シミュレータそのものの機能が良くできていて、短時間でプロジェクトの体験ができるツールにより、限られた時間でプロジェクトマネジメントのさまざまなことを学ぶことができたと評価されたことである。飽きずにゲーム形式でプロジェクトマネジメントを学ぶことができたというコメントを多くいただいた。もう一つは、講義の構成について、演習型の講義ではあるが、秋葉原での受講やビデオ受講を組み合わせて、講義を受講しやすくしたこと、講義と演習、グループディスカッションを適度に組み合わせた今年が良い講義につながったと考えられる。

学生からの改善提案としては、座学とシミュレータのバランスの問題、毎回の講義での機器のセットアップの手間、チーム間の情報共有などについて意見がでていた。これらの意見に対して、改善の余地があると考える。



評価項目別の分布



評価平均値の年度推移

2　今後のアクションプラン（良い評価を発展させる策、改善すべき評価には改善策）

シミュレータを使う講義としては、良い評価をいただいているので今後も継続していきたい。また、講義とグループ演習を組み合わせるパターンも継続していきたい。

改善したいところとして、演習形式を週２回に分断した為に機器のセットアップやディスカッションが中途採用半端という意見があり、今後は土曜日に２コマ連続の講義としたい。２コマ連続で実施することで機器のセットアップの手間が少なくなるとともに、チームディスディスカッションやチーム間の情報共有をもっと充実させることができると考える。

「学生による授業評価」調査に対するアクションプラン

講義名　：情報システム特論1
氏　名　：酒森　潔

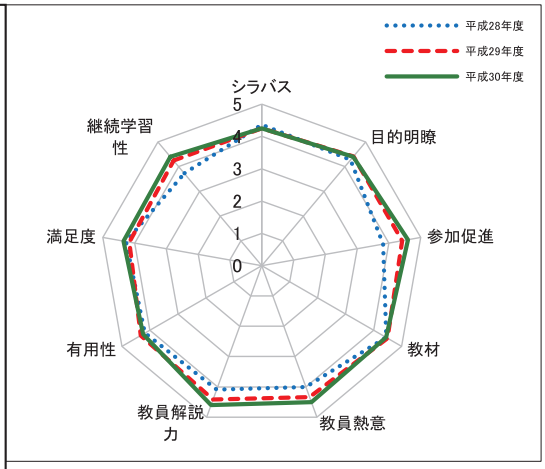
1　学生の評価から重要と思われる点（右のグラフや、その他コメントから）

学生評価の平均点は4.42と高い評価であった。学生コメントからは、講義のすすめ方、毎回のレジュメの配付、講義の後のまとめ、講義と演習の組み合わせ、システム運用管理の体系的な整理ができたなどがあげられている。

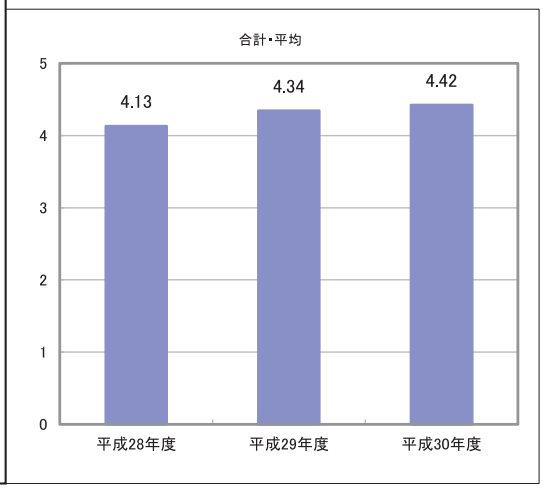
グループでの議論や、講義内容については高い評価と、もう少し改善したいという２つに意見が分かれているようである。グループでの議論はスマートなチーム分けが評価されている反面、グループの発表時間が余り無いのが残念という意見もあった。講義内容がまとまっていてわかりやすいという意見と、実務をおこなっているものから見ると少し物足りなかったという意見があった。

悪い点としては、講義内容と演習のレベルに差があったこと、より最新の動向を知りたいという意見があった。

総合すると、学習者のレベルが広く分散しているので、焦点がさだまらない講義になっていたように見える。



評価項目別の分布



評価平均値の年度推移

2　今後のアクションプラン（良い評価を発展させる策、改善すべき評価には改善策）

講義レジュメや、動画視聴中心の講義と対話式の演習の講義を組み合わせるという点は評価も高いので今後も継続していきたい。

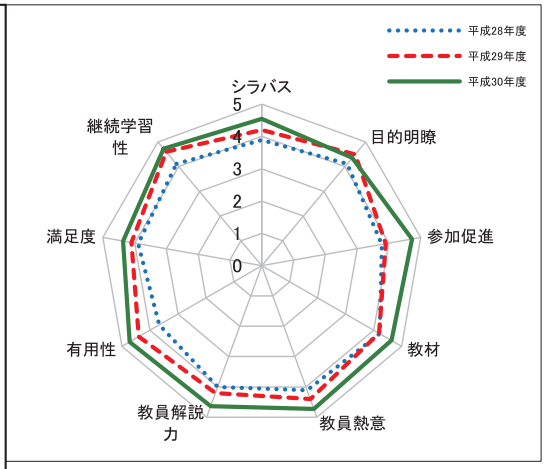
授業のレベルについては、シラバスに授業の難易度やレベルをもう少し丁寧に記述する必要がありそうである。それでも受講者のレベルをそろえるのは難しいと思われるが、あまり多くのレベルへの対応を行うより、ターゲットを決めて、講義内容と演習内容に相違がでたり、演習内容が急に難しくなったりならない様にしたい。演習において情報処理技術者試験の午後１の問題をケースとして使用することは、学生の評価も高いので継続していきたいが、講義の内容を試験レベルに上げるか、あるいは試験問題を改良して分かりやすい演習を実施していきたい。

「学生による授業評価」調査に対するアクションプラン

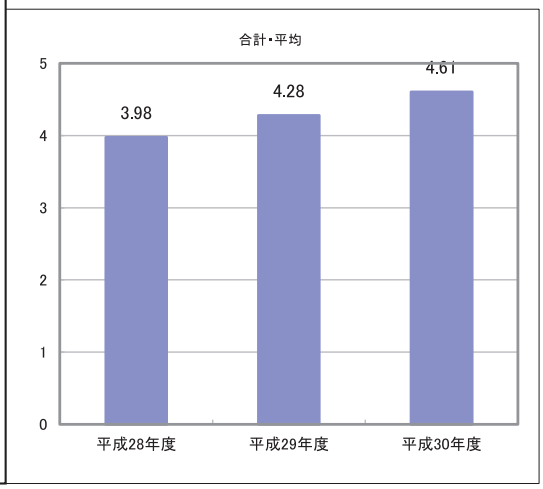
講義名　：情報ビジネス特別講義2
氏　名　：小酒井　正和

1　学生の評価から重要と思われる点（右のグラフや、その他コメントから）

理解度、負担、モチベーションが低いことが課題であると考えられる。
実際のところ、教材の中身についてはほとんど変わらないところがあり、講義方法についても改善させたはずであるが、昨年度に比べて低くなっている。二コマ連続であることに対する不満の意見が見られたこともあるため、それが全体的に影響している可能性もあると思われる。また、全体としてどのような位置づけで学んでいるかがわかりづらいという意見もあったが、この点は改善したはずであるがまだわかりづらい可能性もある。



評価項目別の分布



評価平均値の年度推移

2　今後のアクションプラン（良い評価を発展させる策、改善すべき評価には改善策）

全体の流れについて、もう一度改善し、常にどこを学んでいるかをわかりやすくナビゲートするようにしたい。本授業は内容的に広い範囲をカバーせざるをえないため、学習者の興味をひけるようにしたいところである。そのために、全体的なスケジュールを明らかにするようになおさら心がけたい。また、２コマ連続で授業を行うことに対する不満があるのであれば、対応を考慮したいところである。

■第2クォータ アクションプラン■

3　創造技術専攻科目

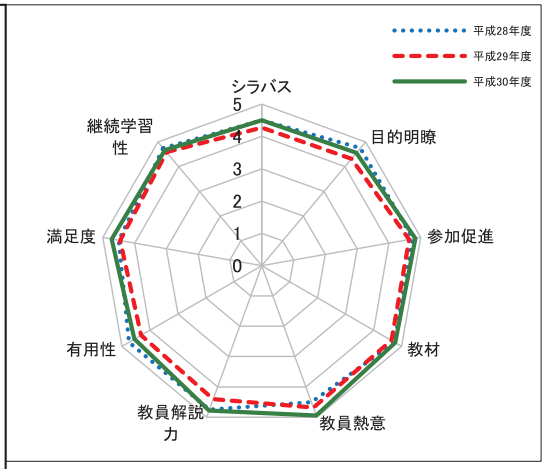
「学生による授業評価」調査に対するアクションプラン

講義名　：人間中心デザイン特論
氏　名　：池本　浩幸

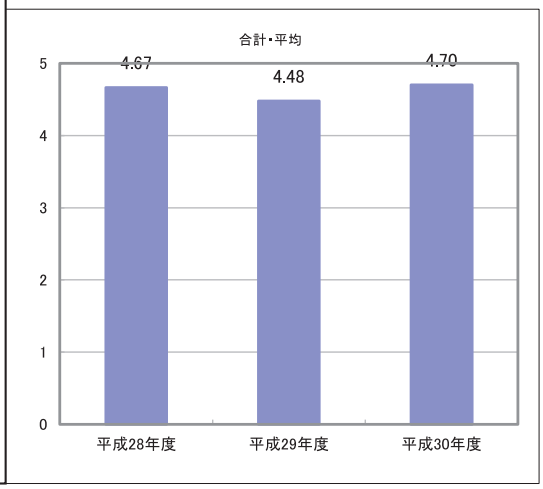
1　学生の評価から重要と思われる点（右のグラフや、その他コメントから）

評価平均値は、昨年度より0.22ポイント上昇し、良好な水準にある。全ての評価項目で昨年度より上昇しているが、評価項目別でみると「教員解説力」の上昇が0.37ポイントと最も大きい。

アンケートの自由意見では、良くない点として、グループワークのグループ分けとグループワークに対するフィードバックが少ないことが挙げられている。履修者が多くグループが多いため、十分な時間が取れないことが原因であり、改善して行く。



評価項目別の分布



評価平均値の年度推移

2　今後のアクションプラン（良い評価を発展させる策、改善すべき評価には改善策）

人間中心デザインの学修では、誰とグループワークをするのかというグループのデザインも重要な学びの要素であるため、自由にグループを構成して頂いてきたが、教員にグループメンバーを決めて欲しいという要望も多くあるため改善する。また、グループワークに対するフィードバックが十分でない点については、グループ数を減らして、フィードバックの時間が取れるような工夫をしていく。

「学生による授業評価」調査に対するアクションプラン

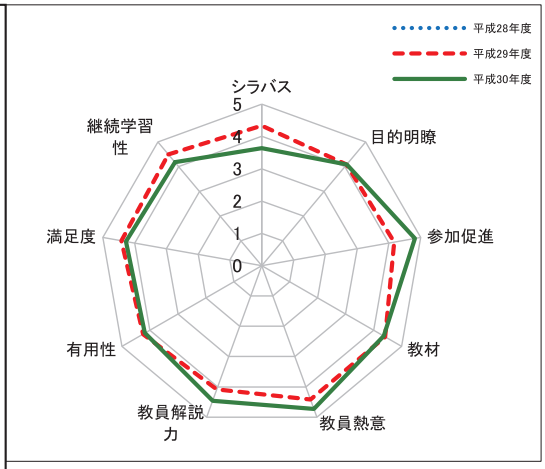
講義名　：技術経営戦略特別演習
氏　名　：吉田　敏

1　学生の評価から重要と思われる点（右のグラフや、その他コメントから）

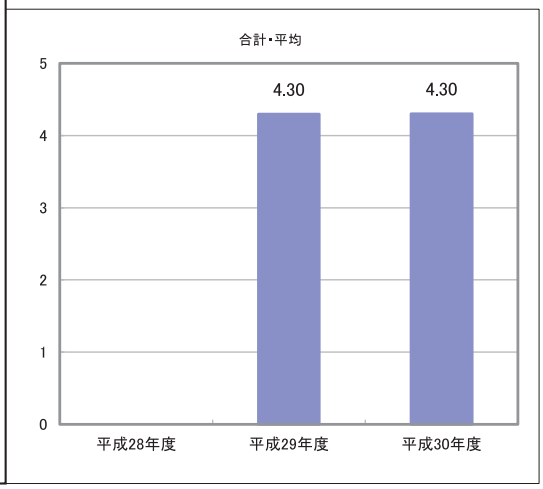
昨年から評価が下がった点は、シラバスが中心となっている。この学術領域は、常に新しい社会的な動向が反映されるべきであるため、シラバスを書く半年以上前の時点の内容を順守するのが困難で、毎年苦慮している。また、継続的に行われている研究活動の中で、最も新しく、価値がある内容を、演習に反映してきたため、やはり半年という期間がマイナスに働く面がある。来年以降は、内容の新規性は少し抑えるなど、この項目のスコアをあげることを検討していきたい。ただし、これが正しい方向性かどうかは、一教員として、答えが出ていない部分である。

教員の熱意、教員の解説力は、数値が向上している。これは、前述の内容とは表裏一体の関係になっている面があるが、まさに本年度の研究活動で明確になったばかりの内容を中心としたことが影響していると考えられる。

今後、新しい研究成果と講義との関係性は、継続的に検討していきたいと考えている。



評価項目別の分布



評価平均値の年度推移

2　今後のアクションプラン（良い評価を発展させる策、改善すべき評価には改善策）

グループワークの１回目で、演習の作業に課する説明が悪かったという指摘があった。一人だけの意見ではあるものの、来年度は出来るだけ注意深く対処していきたいと考えている。

新しい研究成果の説明内容に関する複数の肯定的な意見があった。前述の内容の通り、来年度以降は、検討を重ね、シラバスと新規性の高い内容との両立の可能性を探っていくよう心掛けたい。

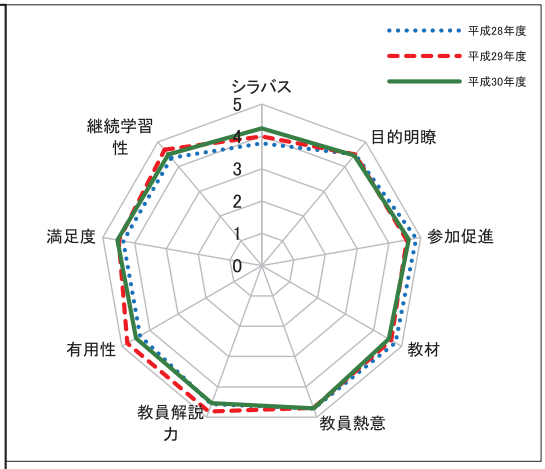
グループワークの進め方については、概ね肯定的な意見が多かったが、来年度以降も説明や解説の入れ方等、改善出来ることは考えていきたい。

「学生による授業評価」調査に対するアクションプラン

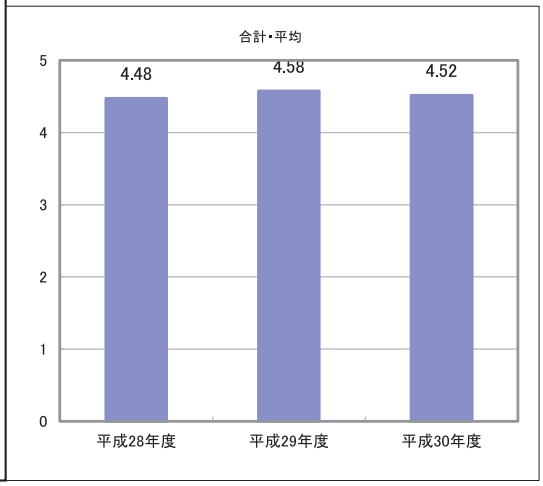
講義名　：創造設計特論
氏　名　：越水　重臣

1　学生の評価から重要と思われる点（右のグラフや、その他コメントから）

評点の平均値は昨年に比べて若干低くなったものの、4.52点と高い点を得た。昨年から改善した項目には「シラバス」と「学生の参加促進」がある。一方、評点が下がった項目には「自己学習量」と「有用性」がある。自由記述にも「もっと予習復習の提出物が多くてもよかった」との意見も聞かれ、自己学習のための課題を増やすことを検討してみたいと思う。



評価項目別の分布



評価平均値の年度推移

2　今後のアクションプラン（良い評価を発展させる策、改善すべき評価には改善策）

本講義は全15回を対面授業の方式で行っており、ブレンディッドラーニングは導入していない。そのあたりの学生の感想が気になっていたが、自由記述に「対面授業でないと理解修得の難しい講義だと思います」との意見が聞かれて、安心をした（意を強くした）。今後も引き続き、対面授業の方式で続けていきたいと思う。

この講義では様々な問題解決手法を講義している。（当たり前のことだが）受講者により有用だと思う手法が様々に異なるようだ。今年の受講者からは「システムシンキングについては内容がとても役立ちました」とか「物理的矛盾を解決する４つの方法はいいですね」などの具体的の意見が聞かれた。このような意見は授業の改善やシラバス作成の参考になるなので大変にありがたい。

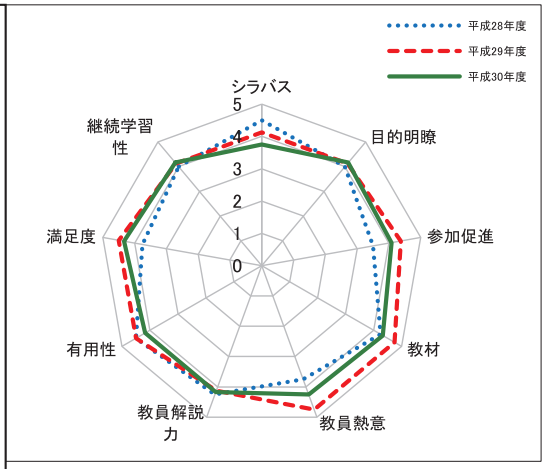
「学生による授業評価」調査に対するアクションプラン

講義名　：価値デザイン特論
氏　名　：國澤　好衛

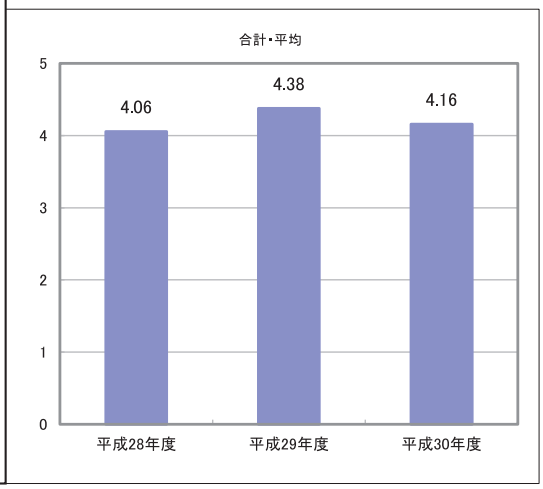
1　学生の評価から重要と思われる点（右のグラフや、その他コメントから）

残念ながら、学生評価アンケートの回収率が、57%（12/21）であり、受講生の約半数の評価であるが、回答から改善に結びつけるべきポイントを探ることとする。

- まず、全体的な評価の状況であるが、殆どの設問で前年度を下回る評価となり、総合評価は4.38→4.16となった。
- 特にシラバスと学生の参加促進の面で改善を要するものと思われる。
- 今年度は、平日は録画授業、土曜日は対面授業の構成を徹底できるよう内容を再構成し開講したが、学修効率と授業参加の向上に一層寄与したものと思われる。
- 記述回答からは、良かった点として、資料の充実などがあげられるが、逆に資料の読み込みに時間がかかり、レポート作成が大変だったとの意見もある。
- また、グループ学修の運営方法の改善やレポートのフィードバックをとの指摘がある。



評価項目別の分布



評価平均値の年度推移

2　今後のアクションプラン（良い評価を発展させる策、改善すべき評価には改善策）

学生評価アンケートの評価や記述回答に寄せられた意見をもとに、次年度以降の授業運営について以下のように取り組んでいきたい。

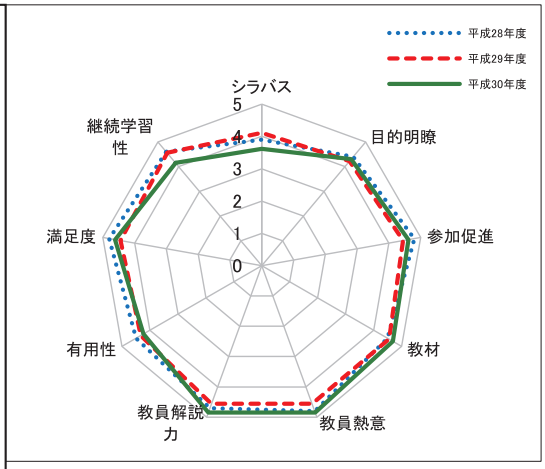
- 授業内容を大幅に組み替える必要はないので、事例などを最新のものに改善し、さらに内容の充実を図る。
- 配布資料のアップデートと充実
- レポートのフィードバック
- グループ学習の運営方法（人数、ミッション、助言など）の改善

「学生による授業評価」調査に対するアクションプラン

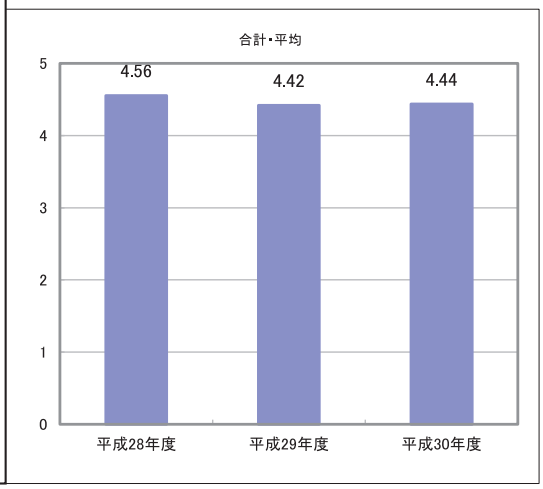
講義名　：コミュニケーションデザイン特論
氏　名　：海老澤　伸樹/金箱　淳一

1　学生の評価から重要と思われる点（右のグラフや、その他コメントから）

アンケート平均は4.44と前年度4.42と比較して大きな差はないが、シラバスと継続学習性がそれぞれ4.11から3.62、4.56から4.15へと評価を落としている点が気になる。この評価に関連すると思われる授業構成に関するコメントを確認すると、外部講師による講演が高く評価される一方で、これを減らして授業にゆとりを増やして欲しいという意見がある。また特にインタラクションに関する講義をもっと増やすべきという意見がある。この辺りが今後の授業構成上で検討すべき項目と考える。全体的な授業構成や進め方、グループワーク等の扱いも肯定的な意見をいただいているので大きな授業構成の基本は現状を維持しつつ意見を反映していきたい。



評価項目別の分布



評価平均値の年度推移

2　今後のアクションプラン（良い評価を発展させる策、改善すべき評価には改善策）

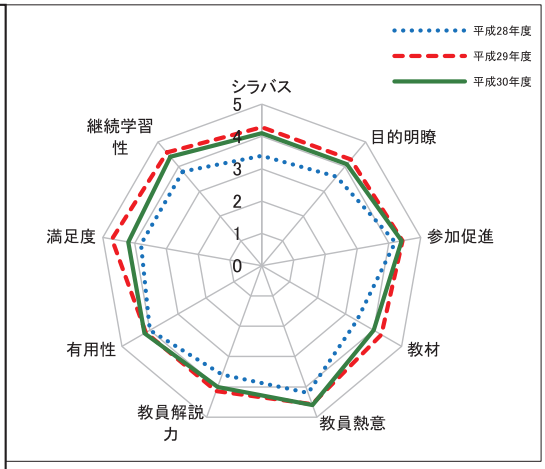
レポートに対するフィードバックの希望は個人的にも聞いたので、全てに対しては難しいかもしれないが今後は何らかの形でのフィードバックを検討したい。また内容が多いために授業全体にゆとりがないという意見に関しては真摯に検討したい。グループワークでの評価に関しては、現状でも班ごとの評価に個人の果たした役割などを考慮し、個人別の評価を行っている。この説明は更に丁寧に行って理解を得るようにしたい。

「学生による授業評価」調査に対するアクションプラン

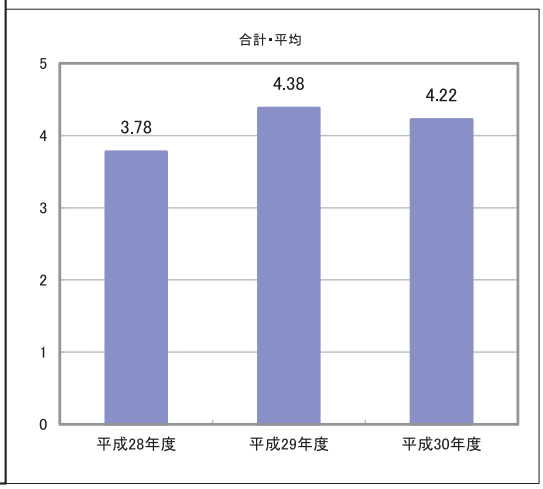
講義名　：造形デザイン特別演習
氏　名　：内山　純/金箱　淳一

1　学生の評価から重要と思われる点（右のグラフや、その他コメントから）

- 全体としては昨年同等だが、平均評価が0.16ポイント程度微減している。出席率、満足度は昨年よりやや低下し、昨年同様、難易度が高いと感じる学生も多かった。
- 昨年同様スキルレベルに応じた課題とし個別指導を行っていることについては良いというコメントが多かったが、教室と夢工房が離れているためにアクセスが悪く全員に十分対応しきれなかったことへの不満もあった。
- 今年度からインダストリアル・デザイン科目群についてカリキュラムや使用ソフトを統一し、「プロトタイピング工学特論」とも連携したことで、昨年のような混乱や不満はなかった。
- 昨年に続き、教室の空調、学内LANが使えないなど611教室の不満が多く、平日の水曜日開催は負担があり、土曜日開催を希望する学生が多かった。



評価項目別の分布



評価平均値の年度推移

2　今後のアクションプラン（良い評価を発展させる策、改善すべき評価には改善策）

- 「他のインダストリアル・デザイン科目群とともに履修することが望ましい」とシラバスに謳っているが、デザイン未経験者やデザイン系科目を履修していない学生がおり、急遽デザイン初心者チームを編成し対応した。昨年度からスキルレベル応じた自由度の高い課題設定をして対応したが、グループ編成についても工夫をしていきたい。ただし、デザイン上級者もいるためレベルは維持したい。
- 昨年度からインダストリアル・デザイン科目群の相互連携を強化し、ソフトも共通化することで、改善は見られている。一気通貫の講義体制を推進して行きたい。
- 教室設備については昨年度も出ており改善する必要があり、デザイン系演習の土曜日、PC教室での開催を検討していきたい。

「学生による授業評価」調査に対するアクションプラン

講義名　：組込みシステム特論
氏　名　：村越　英樹

1　学生の評価から重要と思われる点（右のグラフや、その他コメントから）

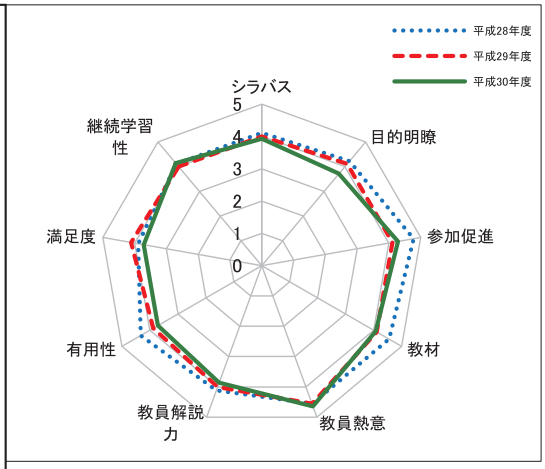
アンケート項目の平均点は4.01であり、辛うじて４点台である。昨年度の4.10より、少々悪くなっている。

各項目を見ていくと、昨年度より悪くなっているのが、Ｑ４、Ｑ５、Ｑ７、Ｑ９、Q10、Q11であり、良くなっているのが、Ｑ６、Ｑ８、Q12である。

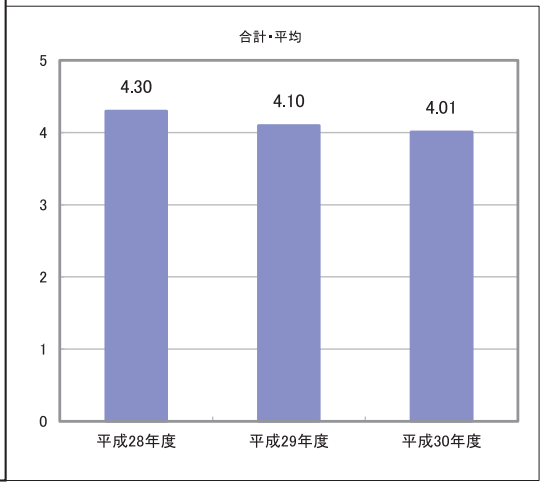
また、Ｑ６、Ｑ７、Ｑ８以外の項目では、１点という評価を受けている。最も悪い評価を受けたのは、3.71点のＱ５、Q10、Q11であり、最もよい評価を受けたのは、4.64点のＱ８である。

以上をまとめると、教員の熱意は感じ取れるが、講義の目的が不明瞭であり、有用性が感じられず、満足できなかった、ということになる。

記述回答においても、取り扱う内容が広範囲にわたり、広く浅くという内容だったが、もう少し内容を絞るか、２つの講義に分割した方が良い、という意見をいただいている。



評価項目別の分布



評価平均値の年度推移

2　今後のアクションプラン（良い評価を発展させる策、改善すべき評価には改善策）

講義後半のグループディスカッションは好評なので、今後も続けていきたい。

講義内容が広範囲にわたる点については、組込みシステムというものの全体像を一通り見ていただくことを目的としているので、この点を十分に周知するよう努力していきたい。

また、３Ｑ、４Ｑでは、組込みシステムのプログラミングや設計について、講義をしているので、より深く学びたい学生さんには、これらの講義を聴講するよう指導していきたい。

2018年度　前期
専攻ごとのアクションプラン（PBL）

1　情報アーキテクチャ専攻科目

2　創造技術専攻科目

「学生による授業評価」調査に対するアクションプラン

講義名　：2018年度前期PBL(情報システム学特別演習１及び事業アーキテクチャ特別演習a1)
氏　名　：情報全教員

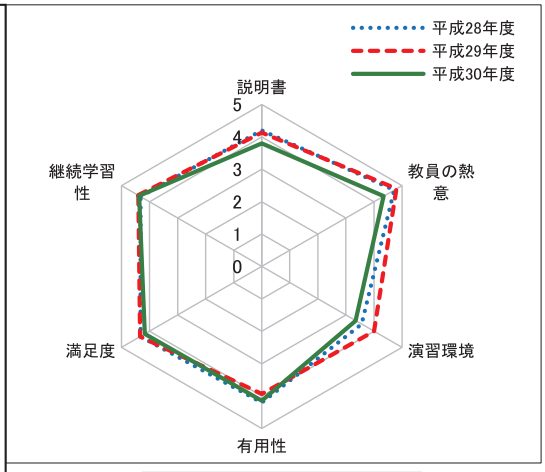
1　学生の評価から重要と思われる点（右のグラフや、その他コメントから）

PBLの学生評価において最も多くコメントが寄せられているのは、PBLの環境である。特に、演習室の確保の問題、演習室の環境（広さ、温度、騒音など）に対する不満や要望が多く寄せられた。これらは物理的な問題であり簡単には解決できないかもしれないが、すこしでも環境改善を進めていきたい。

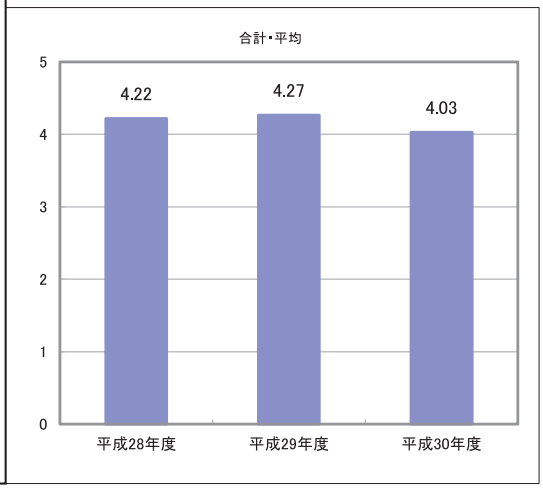
PBLのすすめ方については、学生が自主的に活動することを応援しつつ、教員の参加度も高いPBLが評価されている。チーム活動やコミュニケーションに注力した指導方法がよいという結果にもなっている。

一方、改善が必要なコメントとしては、教員が学生に細かく指示をしたり、教員の研究課題の一部をPBLで実施させるといったことに対して評価が悪い。毎回教員からの個別のメールにストレスを感じてしまう例が報告されている。

また、チーム内での学生間の課題もいくつかあげられている。誰か一人のメンバーに引っかきまわされたり、自分はなにもしないでメンバーについていくというぶら下がりメンバーがいることで、モチベーションが下がっているようである。



評価項目別の分布



評価平均値の年度推移

2　今後のアクションプラン（良い評価を発展させる策、改善すべき評価には改善策）

PBLのすすめ方は、基本は教員の裁量に任されるものであるが、定期的に教員があつまる場を設けて、お互いのPBLの指導方法について議論していきたい。

学生要望のなかにあった、他のPBLとの交流も今後は進めていきたい。その手始めとしては月次報告会などをオープンにして他のPBLメンバーも参加することができるようにする。

環境問題については、事務局とも議論しながらすこしずつでも進めていきたい。

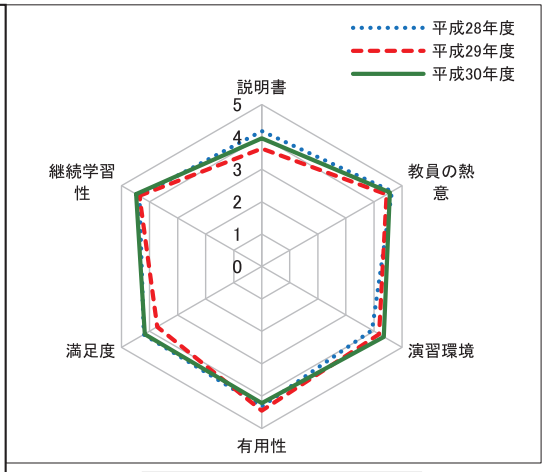
「学生による授業評価」調査に対するアクションプラン

講義名　：2018年度前期PBL(イノベーションデザイン特別演習1及び事業アーキテクチャ特別演習b1)
氏　名　：創造全教員

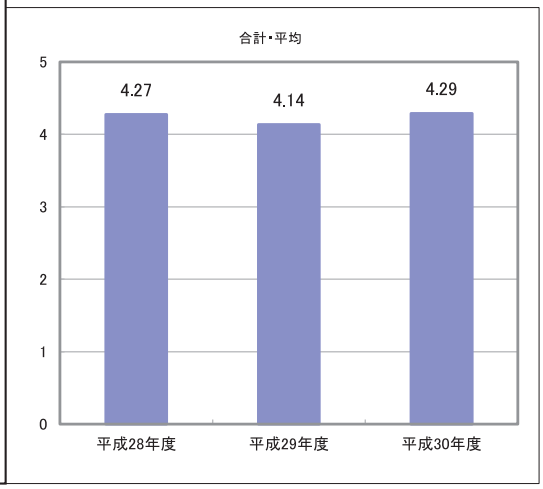
1　学生の評価から重要と思われる点（右のグラフや、その他コメントから）

授業評価の平均点は4.14から4.29へと向上している。特にシラバス・プロジェクト説明書や教員の熱意や満足度、継続学習性の向上が大きいものの有用性が若干数値を落としている。また平均には入らないものの昨年度に比較して学生自身の出席率、自己学習量、意欲的参加などの項目において自己評価点が低下している点も若干気になるが、自由記入の意見を見るとこれまでに経験したことがない手法や多様なチームメンバー構成による新たな気付き、担当教員からの的確なアドバイスなどの意見があり、AIITのPBL手法がうまく機能しているように見える。満足度が向上していることも考慮すると、これらの自己評価点の若干の低下は、おそらく学生自身がよりストイックに自身の学習態度を内省している結果とも考えられる。

一部に、他のチームメンバーの意識の違いや構成への不満などもあるが、実社会におけるプロジェクトにおいても構成メンバーの様々な意識やスキルの違い、世代による価値観の相違が軋轢を生むことも多い。しかし良いプロジェクトチークは、むしろこのような軋轢や摩擦を乗り越えることでプロジェクトを遂行していくことが出来る。この様々な構成メンバーでPBLを推進するという経験こそがAIITでしかできないPBLのあり方であることを全員に認識してもらえると良いと考える。



評価項目別の分布



評価平均値の年度推移

2　今後のアクションプラン（良い評価を発展させる策、改善すべき評価には改善策）

学習環境に対する様々な不満に関しては、正直インフラ等は対応が難しい面がある。更新時などに対応可能な部分から対応検討していきたい。

また自由記入を見ると教員の熱意や教員との密なコミュニケーションがPTの信頼関係を構築している要因の一つともなっている様に感じられるので、今後も教員はこの点に留意して指導を進めていきたい。

［執筆者］

産業技術大学院大学

川田　誠一	産業技術大学院大学学長
國澤　好衛	産業技術大学院大学産業技術研究科長
越水　重臣	産業技術大学院大学産業技術研究科長補佐
小山　裕司	産業技術大学院大学教授
板倉　宏昭	産業技術大学院大学教授
酒森　潔	産業技術大学院大学教授
嶋津　恵子	産業技術大学院大学教授
瀬戸　洋一	産業技術大学院大学教授　FD委員会委員長
中野　美由紀	産業技術大学院大学教授
成田　雅彦	産業技術大学院大学教授
松尾　徳朗	産業技術大学院大学教授
橋本　洋志	産業技術大学院大学教授
池本　浩幸	産業技術大学院大学教授
海老澤　伸樹	産業技術大学院大学教授　FD委員会委員
前田　充浩	産業技術大学院大学教授
村越　英樹	産業技術大学院大学教授
吉田　敏	産業技術大学院大学教授
中鉢　欣秀	産業技術大学院大学准教授
飛田　博章	産業技術大学院大学准教授
内山　純	産業技術大学院大学准教授
林　久志	産業技術大学院大学准教授
戸沢　義夫	産業技術大学院大学名誉教授
亀井　省吾	産業技術大学院大学特任教授
大﨑　理乃	産業技術大学院大学助教
柴田　淳司	産業技術大学院大学助教
慎　祥揆	産業技術大学院大学助教
渡邊　紀文	産業技術大学院大学助教（2018年12月退職）
Innella Giovanni	産業技術大学院大学助教
大久保　友幸	産業技術大学院大学助教
金箱　淳一	産業技術大学院大学助教
佐々木　一晋	産業技術大学院大学助教
小酒井　正和	産業技術大学院大学非常勤講師
濱　久人	産業技術大学院大学非常勤講師
安川　要平	産業技術大学院大学非常勤講師
近藤　嘉男	産業技術大学院大学非常勤講師
伏見　靖	産業技術大学院大学非常勤講師
六川　浩明	産業技術大学院大学非常勤講師

公立大学法人首都大学東京
産業技術大学院大学
AIIT　FDレポート第25号　2019年 3 月

発行：産業技術大学院大学 FD委員会
〒140-0011　東京都品川区東大井1-10-40
https://aiit.ac.jp/